

## 第 8 回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

### 第 1 号 ( 3月5日 )

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	1 0
議事日程の報告.....	1 0
会議録署名議員の指名.....	1 0
会期の決定.....	1 0
町長の説明.....	1 1
議案第 1 1 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	2 0
議案第 1 3 3 号～議案第 1 4 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	2 2
請願・陳情について.....	2 9
散会の宣告.....	2 9

### 第 2 号 ( 3月6日 )

議事日程.....	3 1
本日の会議に付した事件.....	3 2
出席議員.....	3 2
欠席議員.....	3 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3 2
事務局職員出席者.....	3 2

開議の宣告.....	3 3
議事日程の報告.....	3 3
報告第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 3
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 4
議案第 1 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 5
議案第 1 1 6 号、議案第 1 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 7
議案第 1 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9
議案第 1 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 0
議案第 1 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 1
議案第 1 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 3
議案第 1 2 2 号、議案第 1 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 6
議案第 1 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 8
議案第 1 2 5 号、議案第 1 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 2
議案第 1 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 4
議案第 1 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 5
議案第 1 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 6
議案第 1 3 0 号～議案第 1 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 7
休会について.....	6 9
散会の宣告.....	7 0

### 第 3 号 ( 3 月 1 6 日 )

議事日程.....	7 1
本日の会議に付した事件.....	7 1
出席議員.....	7 1
欠席議員.....	7 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 2
事務局職員出席者.....	7 2
開議の宣告.....	7 3
一般質問.....	7 3
円 谷    寛 君.....	7 3
木 原 秀 男 君.....	8 8
円 谷 寅三郎 君.....	1 0 1
根 本 重 郎 君.....	1 0 7

今泉文克君.....	1 1 3
議事日程の報告.....	1 2 4
産業厚生常任委員長報告（議案第 1 1 4 号について）及び報告に対する質疑、 討論、採決.....	1 2 5
予算審査特別委員長報告（平成 2 1 年度鏡石町各会計予算について）及び報告 に対する質疑、討論、採決.....	1 2 6
議案第 1 4 5 号～議案第 1 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 3 3
常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決.....	1 3 7
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	1 4 1
追加日程の報告.....	1 4 2
意見書案第 1 1 号～意見書案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 2
閉議の宣告.....	1 4 6
町長あいさつ.....	1 4 6
閉会の宣告.....	1 4 7
署名議員.....	1 4 9

鏡石町告示第4号

第8回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年2月27日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成21年3月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

### 不応招議員（なし）

## 平成21年第8回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成21年3月5日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算
- 日程第 6 議案第134号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第135号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計予算
- 日程第 8 議案第136号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第137号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第138号 平成21年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第11 議案第139号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第12 議案第140号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第141号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第14 議案第142号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第143号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第17 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳 沼俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲 沼義春君	10番	木原 秀男君

11番 菊地栄助君

12番 小貫良巳君

13番 円谷寛君

14番 円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長 参事兼課長	角田勝君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長兼 農務局長	小貫忠男君
都市建設課長 参事兼課長	椎野優偉君	上下水道課長 参事兼課長	小林政次君
教育長	佐藤節雄君	上参事兼 教育委員	遠藤栄作君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	教委	吉田栄新君
選挙管理 委員会委員長	西牧英二君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

ただいまから第8回鏡石町議会定例会を開会いたします。

#### 開議の宣告

議長（仲沼義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

#### 議会運営委員長報告

議長（仲沼義春君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） おはようございます。

去る2月26日議会運営委員会を開催いたしまして、本第8回鏡石町定例議会の会期日程、議事日程につきまして決定しておりますので、ただいまより報告申し上げます。

なお、皆様のお手元に配付されております会期予定表、議事日程表、予定表を参考にさせていただきたいと思っております。

第8回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

#### 諸般の報告

議長（仲沼義春君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

監査委員（根本次男君） 皆様おはようございます。

例月出納検査報告を申し上げます。

検査の対象は、平成20年11月分、12月分、並びに平成21年1月分でございます。

まず、平成20年11月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成20年11月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計

ほか9 特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年12月25日木曜日、午前9時55分から午前11時40分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、出納室八巻会計管理者兼出納室長、上下水道課小林参事兼課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成20年11月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成20年12月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成20年12月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9 特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年1月26日月曜日、午前9時57分から午前11時53分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、出納室八巻会計管理者兼出納室長、上下水道課小林参事兼課長ほか2名、税務町民課吉田主査。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成20年12月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成21年1月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年1月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9 特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年2月27日金曜日、午前9時52分から午前11時15分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、出納室八巻会計管理者兼出納室長、上下水道課小林参事兼課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証

書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年1月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（仲沼義春君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、公立岩瀬病院組合議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君） おはようございます。

公立岩瀬病院の報告を申し上げます。

平成20年12月、公立岩瀬病院組合議会定例会の報告を申し上げます。

平成20年12月24日水曜日、午前10時開議をいたしまして、議事日程第1号、第1、議長の選挙を行いました。議長の選挙については、須賀川市議会選出の市村喜雄君が当選をしております。

第2、議席の指定、第3、会期の決定、1日限りであります。

第4、会議録署名議員の指名、第5、議案第11号 公立岩瀬病院組合と福島県との間の構成委員会の事務の委託の廃止についてであります。

第6、議案第12号 公立岩瀬病院組合特別職の給与及びその他の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

第7、議案第13号 公立岩瀬病院組合の条例を左書きに改める条例であります。

全議案、原案のとおり可決しております。

なお、詳細についてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、須賀川地方広域消防組合議会議員、1番、深谷荘一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

須賀川地方広域消防組合議会2月定例会は、去る2月23日月曜日、須賀川消防署本署議場におきまして、午後3時より会議を開きました。

議事日程第1号 日程第1、会期の決定を1日限りとし、日程第2、会議録署名議員の指名で、11番、菊地忠男、12番、塩田和幸議員を指名いたしました。

日程第3、議案第1号 平成20年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）

であります。第1条、歳入歳出予算の補正の額は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,970万円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ18億9,270万円とするものであり、地方債につきましては配付資料2ページより3ページのとおりであります。

日程第4、議案第2号 平成21年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算であります。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億1,770万円と定めるものであり、資料5ページ第1表のとおりであります。第2条は地方債の起債の目的であり、5ページ第2表のとおりであります。第3条では、一時借入金の最高額を1億円と定めるものであり、詳細については配付資料5ページより7ページまでの記載のとおりであります。

日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてであります。福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更についてであり、平成21年3月31日をもって会津若松地方水道用水供給企業団を福島県市町村総合事務組合から脱退せしめ、平成21年4月1日から公立岩瀬病院組合の名称を公立岩瀬病院企業団に変更するものであり、配付資料9ページより11ページまでの記載のとおり詳細に示されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、全議案を可決、承認いたし終了いたしました。

以上で、須賀川地方広域消防組合議会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、5番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

5番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会の報告を申し上げます。

平成21年2月23日月曜日、午後10時30分から開議されました。

1、会期の決定、本日限り。

第2、会議録署名議員の指名ということで、8番、高橋秀勝、9番、広瀬吉彦、10番、市村喜雄の各議員であります。

第3、報告第1号 専決処分の報告について。

第4、議案第1号 須賀川地方保健環境組合斎場条例の一部を改正する条例については、異議なし、採択であります。

第5、議案第2号 平成21年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算は、異議なし、採択であります。

なお、詳細については、お手元に配付の資料をごらんいただきたいと思います。

議長（仲沼義春君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、深谷荘一君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君） 引き続き、県中地域水道用水

供給企業団議会の報告をいたします。

平成21年第1回県中地域水道用水供給企業団議会定例会は、2月16日月曜日、午前10時30分より石川地方生活環境施設組合会議室において会議を開きました。

議事日程第1、会議録署名議員の指名で5番根本と6番深谷両議員を指名し、日程第2、会期の決定を1日限りとし、日程第3、諸般の報告であります。その中でちょっと詳しく申し上げますけれども、昨年から企業団解散に向けて、平成8年4月1日、今出川総合開発事業、今出ダム建設工事に関する基本協定書を平成21年3月31日をもって解約することが、今順調に進められております。2月下旬にそれを決定するというので、25日に決定しておりますけれども、その説明の中ではありますが、今後の解散による財産等の処分ではありますが、その中で、我が町の流動資産の参考額でありますけれども、それが振興交付金負担額を差し引いて約514万ぐらいということになるとのことです。

日程第5、議案第1号 平成20年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業補正予算(第2号)であります。配付資料2ページの第3条で定めた継続費の年割額の補正であり、これも企業団の平成21年3月31日をもって解散することによるものであります。詳細につきましては、資料2ページより9ページまでの記載のとおりでありますので、以上すべて、全議案を承認、可決し、終了いたしました。

以上で県中地域水道用水供給企業団議会の報告を終わります。

議長(仲沼義春君) 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

なお、組管理者から、平成21年度限りでの郡山地方広域市町村圏組合解散に向け、議会の賛意を得ながら事務を進めたいとの旨の考えが示されましたので、あわせて報告いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

〔「議長、農業委員会の欠席報告をきょうはしているの、委員長に」の声あり〕

議長(仲沼義春君) しています。

〔「欠席だから、何の報告もないから」の声あり〕

議長(仲沼義春君) 休議します。

休議 午前10時26分

開議 午前10時26分

議長(仲沼義春君) 開議します。

局長。

議会事務局局長（面川廣見君） ただいま農業委員会の会長は、福島県の農業会議の会議が重なりまして、緊急であります但欠席となりました。

以上であります。

職務代理者の出席につきましては、農業委員会の会議の中で協議した中で出席ができないということになりましたので、ご報告をさせていただきます。

議長（仲沼義春君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

#### 招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

弥生3月に入り、南の地方では桜の開花が予想されるなど、春の足音が一步步近づいてきたような感じのする本日、ここに第8回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、条例の制定を初め新年度各会計予算のほか、昨日、国会において可決されました定額給付金関連の補正予算など、合わせまして32件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりごあいさつといたします。

#### 議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしくお願い申し上げます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第113条の規定によって、5番、根本重郎君、6番、大河原正雄君、7番、柳沼俊行君の3名を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの13日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決しました。

#### 町長の説明

議長（仲沼義春君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第8回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年9月、アメリカの金融危機に端を発した世界経済危機は景気の様相を一変させ、100年に一度の大不況と言われるほどの経済情勢が続く、今もなお解決の糸口が見出せないままに大手自動車産業を初め電気機械産業など、多くの業種で業績の悪化により非正規雇用従業員を対象とした大規模なリストラが行われ、雇用や住宅問題など生活者支援が、現下の大きな政策課題となっております。

国においてはこのような状況を踏まえ、昨年10月30日に第二次補正予算を編成し、雇用創出と地域の元気回復に重点を置いた財源支援措置を、現在開会中の国会に提出したところであり、その効果に大きな期待が寄せられています。

本町におきましても、第二次補正予算関連事業として定額給付金事業を初め、緊急雇用対策事業、地域活性化・生活支援事業、子育て応援特別手当事業などの補正予算を今定例会に提出しているところでありますが、国においては、これまでの政権下で大きな政治課題となってきた生活者間の格差、都市と地方の格差など格差問題に対する対応を初めとして、国民生活と地方に元気が出るような政策を早急に実施されるよう望むものであります。

さて、内閣府は2月19日の月例経済報告において、我が国経済について、景気は急速な悪化が続いており厳しい状況にあるとの基調判断を示しました。その背景には、企業収益は大幅に減少し、設備投資もあわせて減少、雇用情勢についても急速に悪化しつつあり、個人消費や住宅建設も景気動向にあわせて減少し、さらに輸出・生産部門で極めて大幅に減少していることがあるものと見ています。また、経済の先行きについては当面悪化が続くと見られ、

急速な減産の動きなどが雇用の大幅な調整につながるものが懸念されており、加えて、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下ぶれ懸念、株式・為替市場の変動の影響など、景気をさらに下押しするリスクが存在することに留意する必要があると報告しました、

国政においては、新年早々の1月5日に召集された第171通常国会の中で、1月28日に麻生太郎首相が衆議院本会議で初の施政方針演説を行いました。演説では、麻生首相は、世界は新しい時代に入ろうとしている。日本が果たすべきは新しい秩序づくりへの貢献であり、目指すべきは安心と活力ある社会とし、そのためには不況脱出のための予算と関連法案を早急に成立させることが必要で、今こそ政治が責任を果たすとき、国会の意志と覚悟が問われていると強調したところです。

一方、アメリカでは、オバマ前上院議員が1月20日に大統領就任式で宣誓し、第44代アメリカ大統領に就任しました。初の黒人大統領の誕生で多くの国民が歓迎する中、オバマ大統領は就任演説で、我々に必要なことは新しい責任の時代に入ることと述べ、国民一人一人に自分と自国、世界の義務を喜んで果たすよう促すとともに、アメリカの変革に強い意志で臨む姿勢を示し、そのリーダーシップに多くの国民から大きな期待が寄せられました。

次に、本町における12月以降の主な出来事について報告いたします。

初めに、一昨年9月に利用開始された鏡石スマートIC社会実験は、1年5カ月余りが経過いたしました。2月末の総利用台数は25万6,525台となり、1日平均525台と順調に推移しております。去る1月23日には、第5回鏡石スマートIC社会実験協議会を開催し、社会実験の成果を踏まえ、本格導入に向けた対応を協議した結果、社会実験協議会を発展的に解散し、鏡石スマートIC地区協議会を設立いたしました。あわせて、連結許可申請に必要な実施計画書等の協議も行われ、2月24日に連結許可申請書を国土交通省に提出したところであり、3月中には連結許可が出され、恒久化される見通しとなりました。鏡石町へのインターチェンジ設置は町民の長年の夢であり、地域住民の利便性の向上、地域経済の活性化、救急医療の高度化など、新しい町づくりと限りない地域発展につながるものと期待されており、1日も早い恒久化の決定を待ち望んでいるところであります。また、恒久化に向け整備してまいりました下り線のアクセス道路は、ことし1月末に完了しており、接続となる県発注の県道下松本・鏡石停車場線の改良工事も、今月末完成を目指し順調に進捗しているとの報告がありましたので、本アクセス道路開通により利便性と安全性が図られ、さらに利用者の増加を期待したいと思います。

このほか、昨年末には福島放送主催の「2008ふくしまふるさとCM大賞」で、鏡石町のCM「人生のワルツ」が昨年に引き続き2年連続で最高賞のふるさとCM大賞に輝き、町の明るい話題となりました。本町の作品は、町産業課と町商工会の町づくり団体「キラッセまちづくり」が制作した作品で、先月には仙台市で開催された「東北ふるさとCMフェスティ

バル」でふるさと楽園賞を受賞するなど、高い評価をいただきました。このCM大賞は、鏡石町のCMが365回無料放送される副賞もあり、宣伝効果は絶大で、住環境に恵まれた本町のPRと活性化に大きな弾みがつくものと期待されています。

新年早々には、桜町の小林サトさんがめでたく100歳を迎えられ、1月7日に鏡石ホームにおいて100歳賀寿の贈呈式が行われ、関係者で長寿をお祝いいたしました。現在、町内に100歳を超える方は小林さんを含め5名おられますが、高齢者が生きがいを持ち、健康で過ごせるよう、制度面を含めて支援してまいりたいと思います。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、快適空間づくりの中で都市機能の整備として取り組んでおります地方道路整備交付金事業の高久田一貫線の道路改良は、残工区分について須賀川市と協議を重ねてまいりましたが、いまだ進展がないため、県を初め須賀川市長へ直接、事業の早期着工を要請しているところであり、さらに各方面からのご支援をいただきながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

また、高久田一貫線の補完道路として位置づけられている鏡田499号線は、ようやく関係地権者の協力をいただいたことから、一部工事に着工したところでもあります。

笠石南町地区の久来石行方蓮池西線は、今年度予定した工区について関係地権者のご協力いただき、工事に着工したところであり、今後も計画的な事業の推進に努めてまいります。

継続事業である笠石鏡田線の歩道整備事業につきましては、歩行者の安全性と利便性の向上を図るため昨年10月に工事を発注いたしました。予定した工区については順調に進捗しております。

また、農業基盤促進事業の豊田地区及び小栗山地区の道路改良事業につきましては順調に推移しており、豊田地区はガードレール設置など補完工事を行い、今年度をもって全線が完了したところでもあります。

国の直轄事業である国道4号鏡石拡幅事業につきましては、平成19年度から用地買収が進められ、沿線建築物の取り壊しが行われておりますが、現在、第一小学校から南の第二工区について関係地権者等への説明会を開催するとの情報が入っておりますので、町といたしましても、拡幅工事の早期着工に向け引き続き事業促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、今年度計画いたしました一部区画道路の築造工事に着工したところであり、今後も計画的な事業の推進に努めてまいります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、高久田地内の舗装本復旧工事並びに桜町地内の管渠築造工事が終了したところでもあります。

また、民間開発に合わせた不時沼地内の管渠築造工事も2月に発注し、現在執行中であり、あわせて町内の下水道環境等の管理をスムーズに行うため、下水道台帳更新業務を委託した

ところであります。これにより、今年度計画されている工事等につきましてはほぼ発注が完了し、工事も順調に進捗しておりますので、年度内に完了する見通しであります。

上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業、岡の内地内2カ所の配水管布設がえ工事が完了し、本町地内につきましては現在執行中であります。また、旭町浄水場のろ過ポンプ増設工事も終了し、現在3基を交互運転しているところであり、順調に稼働しております。さらに、有収率向上のための漏水調査を12月委託し、現在調査中であり、旭町浄水場、配水池等清掃業務委託につきましても、2月に終了したところであります。

さきに投資をいただきました町水道ビジョンに基づく上水道第5次拡張事業の変更、認可申請業務につきましてはほぼ概要がまとまったところであり、今後県と関係機関のヒアリングを受けて精査してまいりたいと思います。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、各種健診結果をもとに個別相談・事後指導を行うとともに、特定保健指導における生活習慣改善の健康教育やセミナー等を開催し、自発的な健康づくりの啓発と実践を支援しております。

高齢者福祉事業につきましては、平成21年度からの第4期介護保険事業計画並びに第5期高齢者保健福祉計画の策定に関しまして、昨年7月に介護保険事業計画等策定委員会を設置し、協議・検討いただき、このたび計画案の報告をいただいたところであります。その中で、介護保険料の算定につきましては、次期3カ年の認定者数、保険給付費などの推計と介護給付費準備基金の繰り入れ等の計画に基づき、65歳以上の第1号被保険者の保険料は基準となる第4段階の保険料で月額3,700円、年額4万4,400円として、現在の保険料から月額50円を引き下げるべく、条例改正を今定例会に提出したところです。

児童福祉関係につきましては、平成22年度からの次世代育成支援行動計画に向けたニーズ調査を実施し、現在集計作業を進めているところであります。また、認定こども園整備事業に関しましては、2年目の上に向け入所児童の募集が終了し、ゼロ歳児から2歳児、52名の入所が決定され、町立保育所の129名の受け入れとあわせ、当面の待機児童はなくなる予定であります。

活力づくりとしての産業の振興につきましては、21年産米の作付が福島県から配分され、20年対比で9.7トン、面積換算で0.8ヘクタール減少となりました。これを受けて、各農家に生産目標数量の配分説明会を、3月3日から4日間町内8カ所で開催しており、水田農業ビジョン実現に向けた生産調整実施について各農家へ協力を求めているところであります。米の生産調整は、全国的な消費減少に伴う過剰対策及び価格の安定のためとして実施されておりますが、全国画一的な行政の指導については大きな疑問を持つところであり、生産者みずからの判断に基づく抜本的な変革を望むものであります。国においては水田農業構造改革に向けて見直しを予定しており、産地確立交付金制度や、新規として食糧自給力、自給率の

向上を図るため水田等有効活用促進対策として、新年度予算の成立を目指しているところであります。

一方で、食の安全・安心と、環境に配慮した生産活動が求められている今、農産物の生産についても、地産地消や食育にあわせて引き続き検討を加えてまいります。

また、将来の農業振興を図るため、成田地区ほ場整備事業区域内の農地権利者約160名により設立された成田地区農用地利用改善組合には、地区内の農用地の有効活用を図りながら、営農集落的な活動が今後大いに期待されているところであります。

町の特産品の一つ、「イチゴ」の輸出につきましては、昨年から県を中心に取り組みをしているところでありますが、今年度は2月4日から今月中旬まで週2回、香港へ町内の農家5戸で生産された「ふくはる香」が出荷され、好評を得ております。昨年後半からの金融危機を背景とした経済情勢の悪化の影響を受けて、昨年10月にスタートした中小企業の方々への緊急保証制度につきましては、2月末現在で29件、5億14,700千円の認定申請が出されており、町といたしましては、今回の制度を利用していただき、何とか現状を乗り越えられ、一日も早く本来の活気ある姿となることを望むものであります。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、平成19年6月の学校教育法の改正により平成20年度から毎年学校評価を実施し、保護者などへの公表が義務づけられたところであり、各学校においては昨年12月にアンケート調査を実施するとともに、学校評議員会等の意見を踏まえた学校評価結果に基づいて、各学校において家庭・地域との連携を図りながら教育水準の向上に努めていくこととしています。

また、昨年10月に教育委員会に設置いたしました学校支援地域本部・学校応援団につきましては、町内のボランティアの皆様の積極的なご協力により、これまで小・中学校の授業や部活などへ20回の支援活動が行われたところであります。今後、さらに学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで学校の教育活動の支援が行われることで、地域の教育力が向上することに期待したいと思っております。

生涯学習の推進につきましては、昨年12月から本年2月にかけて行われたパソコン講座を含め、各種の講座は2月末までに計画どおり終了したところであります。

「いつでも、だれでも、いつまでも」をテーマとした総合型地域スポーツクラブ設立事業につきましては、楽しみ嗜好の人から競技力向上を目指す人までを対象に、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブとして、先月24日に鏡石スポーツクラブが発足いたしました。スポーツを通じた健康づくりと、地域の人たちの幅広い交流により、新たな地域コミュニティづくりにも期待するところであります。町といたしましても積極的な支援をしてまいりたいと思っております。

1月11日に行われた平成21年の成人式には118名の新成人が参加し、厳粛の中に式典が挙

行されました。成人された皆さんには、自分の可能性を信じ、目標に向かって大いに邁進されることを期待するものであります。

次に、平成21年度の予算編成の概要について申し上げます。

平成21年度の予算編成に当たりましては、前年同様、第4次総合計画の基本理念である「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向け、「快適空間づくり」「元気づくり」「活力づくり」「人づくり」「地域づくり」の5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

結果的には、一般会計予算の総額では39億4,000万円と前年度に比べ1.5%、6,000万円増となり、5年ぶりの増額予算となりました。今回の予算編成の背景には、息の長い景気回復を続けた我が国経済が、昨年9月のアメリカにおける金融危機に端を発した世界経済破綻により急速に減退し、国民生活に大きな影響を与えていることから、国において生活対策及び生活防衛のための緊急対策を優先として、全府省一体となった各施策の実施と支援のために、既定の加算とは別枠に地方交付税を増額することとされました。また、地方公共団体の雇用創出や地域の元気回復のための財源を確保するなど、緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用・居住確保対策等について特別交付税により支援するなど、これまでにない特例措置が講じられた結果、国の一般会計予算は前年比6.6%増の88兆5,480億円と過去最大となったことが、増額の要因の一つであります。

このような状況を背景に、本町において、歳入面については歳入全体の約4割弱を占める地方税について、町内企業の大規模投資により固定資産税は若干の伸びはあるものの、厳しい経済状況を反映して、法人町民税は企業業績の悪化により、前年度を大幅に下回る20.5%減の8,165万円を見込み、個人町民税については、昨年前半の個人所得の伸びと住宅ローン控除額の減額等により、前年比5.1%増の4億1,274万円と見込んだところであります。以上により、町税総額では前年比1.4%増の14億6,873万円となりました。さらに、地方交付税の普通交付税は4%、3,900万円増の9億5,400万円を見込み、特別交付税については前年同額の6,300万円を計上したところであります。また、繰入金については前年比16.8%減の3億1,800万円を計上、地方債については、地方財政対策としての財源不足補てん措置として臨時財政対策債が前年比55.1%増額となるため、7,300万円増の3億1,180万円を計上したところであります。歳入全般については、平成21年度においても自主財源の確保が厳しい状況が続くものと予測され、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら基金取り崩しなどの措置を講じることにより、財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、行財政改革実施計画により徹底した事務事業の見直しと、昨年度から採用した枠配分による経常経費の圧縮を図りながら、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく配慮したところであります。

主な事業につきましては、これまで鏡石スマートＩＣの恒久化に向けて取り組んでまいりました関連地方道の整備が完了しましたので、これからは「快適な空間づくり」として引き続き地方道街道整備工事を、地方道路整備臨時交付金事業として施行するほか、成田地区ほ場整備事業、公共下水道事業、生活関連道路改修事業並びに安全で安心な水の安定供給を図るための上水道第５次拡張事業に取り組む予定であります。

また、ソフト事業としては、本町の一大イベントとなりました10月の「鏡石“牧場の朝”オランダＹＯＳＡＫＯＩ祭り」の開催を初め、6月の「あやめ祭り」、11月の「第５回鏡石駅伝・ロードレース大会」など、各種イベントの支援を行う予定であります。さらに、世代を超え生涯を通してスポーツを楽しむため、先月24日に設立いたしました鏡石スポーツクラブの運営を支援するほか、小・中学生の理科に対する興味・関心を高めるための理科教室の開催、町の将来を担う人材育成と国際化に向けた児童・園児国際化推進事業、そして、子育て支援対策として今年度から乳幼児医療費の無料化年齢を小学６年生まで引き上げるとともに、児童福祉の充実として、認定こども園運営支援事業への補助、放課後児童クラブの拡充、つどいの広場の実施を予定しています。

高齢者福祉の充実としては、新年度からスタートする高齢者保健福祉計画並びに第４期介護保険事業計画に基づき介護予防と高齢者の生活支援を行い、さらに昨年４月から施行となりました後期高齢者医療事業の適正な運営に努めてまいります。

障害者福祉の充実については、障害者自立支援事業による福祉サービスのほか、ＮＰＯ法人「共生かがみ」へ地域活動支援センター運営補助を計画しております。

また、健康増進対策として、昨年度から実施されております生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を初め、食育に関する事業による町民の健康づくりに努めてまいります。

以上のような事業を計画的に推進するためには、安定した自主財源の確保が基本であることから、財政基盤の確立に向けた戦略的な企業誘致活動に努めるとともに、第２次行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき、さらなる行財政改革を推進し、コンパクトな町づくりを実践しながら「町民一人ひとりが幸せを実感できる町づくり」を着実に進めるための所要の予算措置を行ったところであります。

平成21年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算39億4,000万円、国民健康保険特別会計予算12億700万円、老人保健特別会計予算5,510万円、後期高齢者医療特別会計予算9,370万円、介護保険特別会計予算５億9,045万円、土地取得事業特別会計予算303万円、工業団地事業特別会計予算7,542万7,000円、鏡石駅東第１土地区画整理事業特別会計予算8,480万円、育英資金貸付事業特別会計予算1,052万2,000円、公共下水道事業特別会計予算５億9,960万円、農業集落排水事業特別会計予算6,300万円、以上の11会計の予算総

額は67億2,262万9,000円で、前年比2.5%の増額予算であります。上水道事業会計予算3億9,077万8,000円を含め、全会計の合計予算額は71億1,340万7,000円で3.1%、2億1,315万6,000円の増額予算となりました。

今回の増額の要因は、国の第二次補正予算による緊急雇用対策を初め、地方財政支援措置によるもののほか、工業団地事業特別会計において新たな工業団地造成のための事業費を計上したほか、公共下水道事業特別会計において起債に係る平準化のための借りかえに要する予算を計上したことによるものであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

報告第25号 専決処分した事件の承認につきましては、会津若松地方水道用水供給企業団の解散に伴う脱退による、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少と、公立岩瀬病院組合の名称を公立岩瀬病院企業団に変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により承認をお願いするものであります。

議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定につきましては、介護従事者の処遇改善を図るという介護報酬の改定の趣旨にかんがみ、介護保険料の急激な上昇を抑制するための基金の創設に伴う条例の制定であります。

議案第115号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第2次行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき、平成16年4月から執行している現在の行政組織機構について、当面の行政課題に的確に対応するため、課の事務分掌を一部見直すとともに、地球温暖化防止対策など環境行政の強化を図るため、健康福祉課に新たに「環境グループ」の設置を予定するものであります。

議案第116号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法であります「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改称されたことによる一部改正であります。

議案第117号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法の改正に伴う根拠規定の改正であります。

議案第118号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、昨年4月から市町村教育委員会へ「指導主事」の配置が努力義務化されたことを受けて、本年4月から「教育指導主事」を配置するための所要規定の整備を行うものであります。

議案第119号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第115号と同様、行財政改革に伴う組織及び職制の見直しにより「グループ長」を「副課長」に職名を改め、各職位ごとの役割・責任・機能を明確にするものであります。

議案第120号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法である児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第121号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成21年度から平成23年度までの3年間の第4期介護保険事業計画に基づき定める介護保険料の一部改正であります。

議案第122号及び議案第123号につきましては、道路法の規定により町道路線の廃止及び認定を行うものであります。

次に、一般会計及び各特別会計の補正予算について申し上げます。

議案第124号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の第二次補正予算関連事業及び年度末における各事務事業の確定に伴う関係予算の調整を行うものであり、一般会計の補正予算の総額は3億5,731万4,000円と大型補正予算となり、今年度予算の累計額は44億547万1,000円となります。

特に、国の第二次補正予算関連事業予算につきましては、総額3億389万円に上る補正予算を提出したところであります。具体的には、定額給付金事業として2億1,061万円を計上、基準日である2月1日現在住民登録のある町民に対し、定額給付金を交付する予定であります。

また、地域活性化・生活対策事業としては総額8,380万4,000円を計上し、第一小学校と鏡石中学校の耐震化に向けた調査事業に662万円を計上したほか、災害対策事業として消防ポンプ車の更新事業に1,708万4,000円、防災無線機器の更新に1,260万円を計上したところであります。

このほか、上水道給水管網の整備費として750万円、町道整備事業に4,000万円を計上し、町民生活の安全・安心づくりのための事業を行う予定であります。

さらに、幼児教育費、小学校就学前3年間の第2子以降の子供に、一人当たり3万6,000円が支給される子育て応援特別手当事業につきましては、947万6,000円の予算を計上して子育てを応援する予定であります。

本補正予算につきましては、実質的には新年度事業とあわせて実施することになりますが、より効果的に活用されるよう、スピード感のある事務処理に努めてまいりたいと思います。

次に、主な歳入の財源につきましては、国庫支出金2億9,926万5,000円、地方特例交付金721万2,000円、地方交付税6,492万2,000円などを充当するものであります。

特別会計補正予算のうち、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については1,758万1,000円を追加し、療養給付費負担金に係る予算を計上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については後期高齢者医療広域連合納付金232万8,000円を計上、介護保険特別

会計補正予算（第3号）については、議案第114号において提出しております介護保険臨時特例基金条例の制定に伴い、積み立てる介護保険臨時特例基金積立金534万9,000円を計上、土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については1万6,000円を追加し、前年度繰越金と一般会計繰出金等の予算を計上、育英資金貸付費特別会計補正予算（第1）については64万7,000円を減額し、新規貸し付け者減による予算の調整を行い、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については1億345万7,000円を追加し、公的資金補償金免除繰り上げ償還借換債による公債費の借りがえに要する予算を計上、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については21万1,000円を追加し、受給者負担分担金の追加と施設修繕に要する経費を計上、上水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的支出では今年度事業確定による各種業務委託費等で510万円を減額、資本的支出では第二次補正予算関連事業として給水管布設工事2カ所分の予算760万4,000円を計上いたしました。

なお、今定例会には県中地域水道用水供給企業団の年度末解散に伴う構成市町村への協議及び財産処分並びに承継団体に関する3議案を追加提案する予定であります。本議案につきましては、企業団として厚生労働大臣へ認可取り消し処分申請を行っていましたが、先月25日に厚生労働大臣より認可通知が企業長に届き、27日付で正式な協議がありましたので、追加議案として提出するものであります。

以上、今定例会に当たりまして町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第114号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第4、議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第114号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの基金条例の制定は、介護保険制度において介護従事者の処遇改善を図るという、平成21年度からの介護報酬の改定に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国において介護従事者処遇改善臨時特例交付金が創設されたことから、当該交付金を運用するため

に制定するものであります。

次ページをお願いいたします。

鏡石町介護保険臨時特例基金条例、第1条は設置の目的であり、平成21年度からの介護保険料の急激な上昇を抑制するため、鏡石町介護保険臨時特例基金を設置するものであります。

第2条は基金の額であります。国から鏡石町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例基金の額とするとするものであります。現時点での交付予定額は、3年間で534万8,520円となっております。

第3条の管理、第4条の運用益の処理、第5条の繰替運用の各条項は、基金条例における定型的条項であります。

第6条は処分に関する条項であります。第1号では、第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合、第2号では介護保険料の軽減に係る広報啓発、賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する経費、さらに、軽減措置の円滑な実施のための準備経費等に充てる場合、いわゆる事務経費であります。この2項目を対象に処分できると規定するものであります。

第7条は、必要な事項は、町長が別に定めるとする委任条項であります。

附則としまして、第1項で、施行期日は公布の日からとし、また、第2項で本制度が平成23年度までの時限立法であることから、この条例は、平成24年3月31日限りその効力を失い、基金に残額があるときは国庫に返納すると規定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は、産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

議案第133号～議案第144号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第5、議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算から日程第16、議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算までの12件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第133号から日程第16、議案第144号までの12件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま一括上程をされました議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算から議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算までの平成21年度各会計予算12議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案133号 平成21年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。一般会計予算書の1ページをお願いしたいと思います。

第1条では、平成21年度の一般会計の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億4,000万円と定めるものでございます。

第2条では、6ページの「第2表 債務負担行為」として平成21年度貸し付け分の中小企業制度資金利子補給事業に係る債務負担行為を定めてございます。

第3条では、同じく6ページの「第3表 地方債」のとおり、県営成田地区経営体育成基盤事業費のほか、4件の起債の目的、限度額、利率、そして償還の方法を定め、第4条では、一時借入金の限度額を、第5条では歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、2ページ以降の「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

初めに歳入でございますが、1款町税14億6,873万3,000円、2款地方譲与税8,900万円、3款利子割交付金270万円、4款配当割交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金200万円、6款地方消費税交付金1億500万円、7款自動車取得税交付金2,100万1,000円、8款地

方特例交付金1,700万円、9款地方交付税10億1,700万円、10款交通安全対策特別交付金250万円、11款分担金及び負担金4,902万2,000円、12款使用料及び手数料3,622万1,000円、13款国庫支出金1億9,069万2,000円、14款県支出金2億1,213万円、15款財産収入594万8,000円、16款寄附金2,000円、17款繰入金3億1,795万1,000円、18款繰越金1,000万円、19款諸収入8,030万円、20款町債3億1,180万円、歳入合計39億4,000万円でございます。

次ページの歳出関係であります。1款議会費8,518万8,000円、2款総務費4億6,869万7,000円、3款民生費9億4,813万8,000円、4款衛生費2億5,941万1,000円、5款労働費715万3,000円、6款農林水産業費2億3,270万3,000円、7款商工費1億2,781万2,000円、8款土木費4億3,185万4,000円、9款消防費2億127万7,000円、10款教育費4億6,154万3,000円、11款災害復旧費1万円、12款公債費6億8,594万1,000円、14款予備費3,027万3,000円、歳出合計39億4,000万円でございます。

以上、一般会計の概要についてご説明を申し上げます。

続いて、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

まず、1ページであります。議案第134号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億700万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を、第3条では歳入歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めてございます。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

歳入であります。1款国民健康保険税3億2,950万円、2款国庫支出金3億4,403万6,000円、3款療養給付費交付金3,598万9,000円、4款前期高齢者交付金1億6,604万円、5款県支出金6,098万5,000円、6款共同事業交付金1億3,756万9,000円、7款財産収入101万円、8款繰入金9,614万3,000円、9款繰越金3,500万1,000円、10款諸収入72万7,000円、歳入合計12億700万円でございます。

歳出では、1款総務費961万8,000円、2款保険給付費7億5,840万4,000円、3款後期高齢者支援金1億8,044万円、4款前期高齢者納付金57万8,000円、5款老人保健拠出金42万8,000円、6款介護納付金6,953万7,000円、7款共同事業拠出金1億4,421万7,000円、8款保健事業費2,933万9,000円、9款基金積立金100万円、10款諸支出金208万2,000円、11款予備費1,135万7,000円、歳出合計12億700万円であります。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第135号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,510万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を定めております。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。1款支払基金交付金2,756万9,000円、2款国庫支出金1,835万2,000円、3款県支出金458万8,000円、4款繰入金458万7,000円、5款繰越金存目の1,000円、6款諸収入3,000円、歳入合計5,510万円であります。

歳出では、1款医療諸費5,439万6,000円、2款諸支出金70万4,000円、歳出合計5,510万円でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

議案第136号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,370万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を定めたものでございます。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、1款後期高齢者医療保険料7,220万円、2款使用料及び手数料2,000円、3款繰入金2,148万9,000円、4款繰越金存目1,000円、5款諸収入8,000円、歳入合計9,370万円でございます。

歳出では、第1款総務費189万6,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,150万円、3款諸支出金30万1,000円、4款予備費3,000円、歳出合計9,370万円であります。

次に、73ページをお願いいたします。

議案第137号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,045万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を、第3条では歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めてございます。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

歳入であります。1款保険料1億1,163万2,000円、2款分担金及び負担金95万2,000円、3款国庫支出金1億4,853万3,000円、4款支払基金交付金1億7,078万4,000円、5款県支出金7,342万円、6款財産収入存目の1,000円、7款繰入金8,512万円、8款諸収入7,000円、9款繰越金存目1,000円、歳入合計5億9,045万円でございます。

歳出関係ですが、1款総務費945万5,000円、2款保険給付費5億6,430万7,000円、5款

地域支援事業費1,627万3,000円、6款基金積立金4,000円、7款諸支出金10万3,000円、9款予備費30万8,000円、歳出合計5億9,045万円でございます。

次に、117ページをお願いいたします。

議案第138号 平成21年度鏡石町土地取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303万円と定めるものでございます。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

歳入では、1款財産収入1万3,000円、2款繰入金301万6,000円、3款繰越金は存目の1,000円、歳入合計303万円であります。

歳出では、1款総務費2万4,000円、3款諸支出金300万1,000円、4款予備費5,000円、歳出合計303万円でございます。

次に、131ページをお願いいたします。

議案第139号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,542万7,000円と定めるものでございます。

第2条では、134ページの「第2表 債務負担行為」として鏡石町南地区工場用地造成費に係る債務負担を定めております。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

歳入でございますが、1款財産収入が2,000円、2款繰入金1,991万1,000円、3款諸収入と、それから次の第4款繰越金につきましては、存目1,000円の計上であります。5款使用料及び手数料5,543万2,000円、歳入合計7,542万7,000円でございます。

歳出関係ですが、1款総務費1,240万3,000円、2款事業費6,202万4,000円、4款予備費100万円、歳出合計7,542万7,000円でございます。

次に、149ページをお願いいたします。

議案第140号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,480万円と定めるものでございます。

第2条では、152ページの「第2表 地方債」のとおり、区画整理事業として限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの第1表によってご説明を申し上げます。

まず、歳入関係でありますけれども、1款繰入金3,599万8,000円、2款繰越金は存目の1,000円、3款国庫支出金2,750万円、4款諸収入、これについても存目1,000円であります。5款町債2,130万円、歳入合計8,480万円でございます。

歳出関係ですが、1款事業費7,091万9,000円、2款公債費1,347万2,000円、3款諸支出金は存目1,000円、4款予備費40万8,000円、歳出合計8,480万円でございます。

次に、167ページをお願いいたします。

議案第141号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,052万2,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」により説明を申し上げます。

歳入関係であります、1款繰入金18万7,000円、2款財産収入2万円、3款諸収入1,031万3,000円、4款寄附金は存目の1,000円です。5款繰越金、これについても存目の1,000円でございます。歳入合計1,052万2,000円でございます。

歳出関係ですが、1款育英資金貸付金1,050万円、2款基金積立金2万1,000円、3款諸支出金につきましては存目1,000円、歳出合計1,052万2,000円でございます。

次に、179ページをお願いいたします。

議案第142号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,960万円と定めるものでございます。

第2条では、182ページの「第2表 債務負担行為」として水洗便所改造資金の利子補給金と、欠損補填金に係る債務負担行為を定めてございます。

第3条では、「第3表 地方債」のとおり、公共下水道事業債のほか4件の起債の目的、限度額、利率、償還の方法を定め、第4条では一時借入金の限度額を定めたものでございます。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

まず、歳入であります、1款分担金及び負担金656万1,000円、2款使用料及び手数料1億1,301万4,000円、3款国庫支出金2,000万円、4款県支出金40万円、5款繰入金1億7,142万2,000円、6款繰越金存目の1,000円、7款諸収入2,000円、8款町債2億8,820万円、歳入合計5億9,960万円でございます。

歳出関係であります、1款総務費6,900万2,000円、2款事業費1億814万9,000円、3款公債費4億2,101万5,000円、4款諸支出金存目の1,000円あります。5款予備費143万

3,000円、歳出合計5億9,960万円でございます。

次に、201ページをお願いいたします。

議案第143号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,300万円と定めるものでございます。

第2条では、204ページの「第2表 債務負担行為」として水洗便所改造資金利子補給金と、欠損補填金に係る債務負担行為を定めてございます。

第3条では、「第3表 地方債」のとおり資本費平準化債に係る起債の目的、限度額、利率、償還の方法を定めたものでございます。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページ「第1表 歳入歳出予算」によってご説明を申し上げます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金2,000円、2款使用料及び手数料806万円、4款繰入金4,453万7,000円、5款繰越金は存目の1,000円の計上です。7款町債1,040万円、歳入合計6,300万円でございます。

次ページ、歳出関係ですが、1款総務費2,171万5,000円、3款公債費4,080万2,000円、4款諸支出金存目の1,000円であります。5款予備費48万2,000円、歳出合計6,300万円でございます。

次に、219ページをお願いいたします。

議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条では総則を定め、第2条では平成21年度の業務予定量を給水戸数4,159戸、年間総給水量を139万1,020立方メートル、1日平均給水量を3,811立方メートルと定めたものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を2億2,571万1,000円と定めたものであります。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額のうち、収入で4,925万円、また支出を1億6,506万7,000円と定めるものでございます。

なお、収支不足額1億1,581万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをするものでございます。

220ページをお願いいたします。

第5条では、企業債として石綿セメント管の更新事業費1,400万円と、新たに第5次拡張事業費3,000万円を予定するものでございます。

さらに、第6条では一時借入金の限度額を、第7条では予定支出の各項の経費の流用を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、また、第9条ではたな卸資産購入限度額を定めるものでございます。

以上、平成21年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせて12会計の予算概要についてご説明申し上げました。

よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由のご説明にかえさせていただきます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより12件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成21年度鏡石町各会計予算12件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成21年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、深谷荘一君、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、根本重郎君、6番、大河原正雄君、7番、柳沼俊行君、8番、今泉文克君、10番、木原秀男君、11番、菊地栄助君、12番、小貫良巳君、13番、円谷寛君、14番、円谷寅三郎君の13名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前 11時36分

開議 午前 11時44分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成21年度鏡石町各会計予算審査特別委員会委員長に12番、小貫良巳君、同副委員長に5番、根本重郎君が選任されました。

請願・陳情について

議長（仲沼義春君） 日程第17、請願・陳情については、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11時48分

## 平成21年第8回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成21年3月6日(金)午前10時開議

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 25号 | 専決処分した事件の承認について                              |
| 日程第 2 | 発議第 2号  | 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について                   |
| 日程第 3 | 議案第115号 | 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 4 | 議案第116号 | 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 5 | 議案第117号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第 6 | 議案第118号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第119号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 8 | 議案第120号 | 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 9 | 議案第121号 | 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第10 | 議案第122号 | 町道路線の廃止について                                  |
| 日程第11 | 議案第123号 | 町道路線の認定について                                  |
| 日程第12 | 議案第124号 | 平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)                       |
| 日程第13 | 議案第125号 | 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)                 |
| 日程第14 | 議案第126号 | 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)                |
| 日程第15 | 議案第127号 | 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)                   |
| 日程第16 | 議案第128号 | 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)                 |
| 日程第17 | 議案第129号 | 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)                |
| 日程第18 | 議案第130号 | 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)                |
| 日程第19 | 議案第131号 | 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)               |
| 日程第20 | 議案第132号 | 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)                    |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	深谷 莊一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君
7番	柳沼 俊行 君	8番	今泉 文克 君
9番	仲沼 義春 君	10番	木原 秀男 君
11番	菊地 栄助 君	12番	小貫 良巳 君
13番	円谷 寛 君	14番	円谷 寅三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直 博 君
総 務 課 長	木 賊 正 男 君	税 務 町 民 課 長 参 事 兼 課 長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産 業 課 長 兼 会 長 農 業 委 員 会 長 事 務 局	小 貫 忠 男 君
都 市 建 設 課 長 参 事 兼 課 長	椎 野 優 偉 君	上 下 水 道 課 長 参 事 兼 課 長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 兼 課 長 参 事 兼 課 長	遠 藤 栄 作 君
会 計 管 理 者 長 兼 出 納 室 長	八 卷 司 君	教 委 員 会 長 参 事 兼 課 長	吉 田 栄 新 君
選 挙 管 理 長 委 員 会 委 員 長	西 牧 英 二 君	農 業 委 員 会 長	古 川 ますみ 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 廣 見	主 任 主 査	相 楽 信 子
-------------	---------	---------	---------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第 2 条による欠席の届出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事は、議事日程第 2 号により運営いたします。

報告第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第 1、報告第 25 号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔報告第 25 号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第 25 号 専決処分した事件の承認について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定によりまして別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては次ページをお願いいたします。

専決 23 号 専決処分書といたしまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市町村長の専決処分事項について次のとおり専決処分するとしてのもので、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 3 月 31 日をもって会津若松地方水道用水供給企業団を福島県市町村総合事務組合から脱退せしめ、平成 21 年 4 月 1 日から公立岩瀬病院組合の名称を公立岩瀬病院企業団に変更し、福島県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更したものでございます。

規約の変更につきましては、別表第 1 及び別表第 2 の 1 の項及び同表 4 の項、構成団体の

欄中「、公立岩瀬病院組合」を「、公立岩瀬病院企業団」に改め、「、会津若松地方水道用水供給企業団」を削るものでございます。

附則につきましては、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成21年4月1日から適用するとしたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより報告第25号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

よって、報告第25号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、発議第2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔発議第2号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） ただいま上程されました鏡石町議員提出議案の発議でございますが、

皆様のお手元に資料が届いているかと思えます。

発議第2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、資料はもとより、ただいま事務局の説明、あるいは全員協議会においても皆様のほうからご議論をいただいたところでございます。資料等の内容に目を通していただくとご理解いただけるかと思えますが、目次に15章としまして協議会等を追加し、第13条の議案の提出の条項に、3項として委員会による議案提案の手続の規定を追加し、36条では委員会の議案提案による関連規定を追加し、68条、95条、105条、114条では引用条項を改正し、15章、協議会等として全員協議会及び広報編集委員会に関する条項を追加規定し、附則において、21年4月1日から施行するとしたものであります。

皆様のご審議をいただき、議決をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（仲沼義春君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、議案第115号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第115号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第115号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、第2次行政改革大綱集中プランを推進するため、平成16年4月に改編いたしました現行の組織機構につきまして、当面の行政課題に対しまして、よりの確かつ迅速に対応するため、一部課の事務分掌を見直すものでございます。

具体的には、総務課で所管しておりました宅地造成に関する事項を都市建設課の所管事項として推進するほか、健康福祉課の事務分掌に新たに地球温暖化防止対策に関する事項を加えるとともに、環境行政の強化を図るため、規則において環境グループの設置を予定しているところでございます。

具体的には7ページをごらんいただきたいと思います。

鏡石町課設置条例の一部を改正する条例といたしまして、第2条第1号につきましては総務課の事務分掌であります。この中で宅地造成に関する事項を削りまして、それぞれの事項を1個ずつ繰り上げ、第3号では、健康福祉課の事務分掌に、課といたしまして地球温暖化防止対策に関する事項を加えるものでございます。また、第2条第6号は都市建設課の事務分掌でございますが、課といたしまして、宅地造成事業に関する事項を加えるものでございます。

附則といたしましては、平成21年4月1日から施行すると規定したものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第115号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第116号、議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第4、議案第116号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第117号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第116号及び日程第5、議案第117号の2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第116号議案、第117号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第116号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第117号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、8ページの議案第116号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法でございます公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の名称が、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等の関する法律と改称されたことに伴います所要の改正でございます。

詳細につきましては9ページをごらんいただきたいと思います。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、まず題

名を公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に改めるものでございます。第1条につきましては本条例の趣旨を規定したものでございますが、本条中「公益法人等への職員の地方公務員の派遣等に関する法律」を、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、また、同条「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改めるものでございます。

また、第2条第1項第1号及び第3号中「民法第34条の規定により設立された法人」を、「一般社団法人又は一般財団法人」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして施行期日を公布の日から施行するとしたものでございます。

次に、10ページでございます。

議案第117号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、上位法の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴います所要の改正でございます。

内容につきましては、11ページでございますが、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第1条の趣旨に関する規定及び第6条の部分休業をすることができない職員に関する規定の中で、「第9条第1項」を「第19条第1項」に改めるものでございます。第9条第1項につきましては、部分休業に関する規定の条項でございます。

なお、附則といたしましては、施行期日を公布の日から施行するとしたものでございます。

以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

初めに、議案第116号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第6、議案第118号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第118号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第118号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、上位法であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、昨年4月から市町村教育委員会への指導主事の設置が努力義務化されたことに伴い、教育委員会事務局内に教育指導主事を配置するための所要の改正でございます。

詳細につきましては13ページをごらん願います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、別表中、学校教育相談員の次に教育指導主事を加えるものであり、教育指導主事につきましては、児童・生徒の学力向上に向けて、幼稚園、小学校、中学校の教職員の指導力と技術力アップのための業務を行うものでございます。

なお、附則といたしましては、平成21年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第118号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、議案第119号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第119号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第119号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、第2次行政改革大綱集中プランを推進するため現行の組織機構及び職制につきまして見直しを行い、より各職位ごとの役割と責任及び機能を明確にするため、現行のグループ長を各課長として所管する業務を担当するものでございます。

改正条文につきましては15ページでございますが、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、別表第2、級別職務分類表3の項1及び2中「グループ長」を「副課長」に改めるものでございます。

なお、附則といたしましては、平成21年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第119号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第8、議案第120号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第120号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第120号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、児童福祉法の一部改正があり、小規模住居型児童養育事業が制度

化されたことに伴い改正するものと、法律番号を明記する条文の整備の改正であります。

なお、小規模住居型児童養育事業であります。第2種社会福祉事業に位置づけられ、養育者の住居において5人から6人の要保護児童を養育するファミリーホーム制度であります。次ページをお願いいたします。

鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。第3条第3項であります。この条項は助成対象者の制限規定であり、第2号中の「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」と法律番号を加え、児童福祉法に規定する里親とともに「小規模住居型児童養育事業を行う者」を加えるものであります。

附則としまして、施行期日を平成21年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(仲沼義春君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番(柳沼俊行君) ただいま上位法の改正により、このような改正を行うという内容の説明がございました。

小規模住居型児童養育事業を行う者ということで、事業者であるんでしょうけれども、町内あるいは近隣にこのような助成をする施設はあるのかどうか。また、一部多子世帯というふうな解釈も考えられるのかなと、そうすると五、六人いる子供もその対象家庭とは言わないのか、あるいは事業者とは言わないのか、家族が多い、子供が多い家庭はここには該当しないと、あくまでも事業であるということなのか。ひとり親であっても、中には養育している家庭もあるかもしれないので、その辺の該当事業というのはどういうものか伺っておきます。

議長(仲沼義春君) 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長(今泉保行君) 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

事業所が近隣にあるのかということですが、こちらの事業につきましては今回の改正児童法に基づきまして、21年4月1日からの事業認可事業ということでありまして、現時点でその事業所はございません。これから県のほうに申請を受けまして、そのような事業に取り組む事業所については認可を受けるようなことになるかと思っております。

それから、あくまでこちらの事業につきましては、いわゆる福祉事業でありまして、事業所に専任職員を置きまして、その職員が県からの委託を受けまして5人から6人の子供を預かるというような、あくまで福祉事業というような考え方がありますので、いわゆる一般家庭におきますその取り扱いにつきましては、これまでのいわゆる里親事業等での取り組みとというようなことになろうかと思えます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第120号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第9、議案第121号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第121号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第121号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成21年度から平成23年度までの3カ年の第4期介護保険事業計画

に基づき定める介護保険料の一部改正でありまして、第6段階に分けられております保険料をそれぞれ改めるものであります。

また、附則では国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料の軽減措置があることから、平成21年度及び平成22年度の保険料率の特例を規定するものであります。

次ページをお願いいたします。

鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例であります。第2条は保険料率の条項でありまして、保険料の本則を改めるものであります。まず、期間を平成21年度から23年度の3カ年に改める。第1号及び第2号の「2万2,500円」を「2万2,200円」に、第3号の「3万3,800円」を「3万3,300円」に、第4号の「4万5,000円」を「4万4,400円」に、第5号の「5万6,300円」を「5万5,500円」に、第6号の「6万7,500円」を「6万6,600円」にそれぞれ改めるものであります。現行保険料と比較し、基準の第4段階での金額は、年額600円、月額で50円の減額となります。

附則としまして、第1条で施行期日を平成21年4月1日からとし、第2条では平成21年度及び平成22年度における保険料率の特例を定めるものであります。第1項で平成21年度における保険料率を第1号の2万1,600円から第6号の6万4,800円まで、本則に対し600円から1,800円を軽減するとし、第2項では、平成22年度における保険料率について、第1号の2万1,900円から第6号の6万5,700円まで、本則に対し300円から900円を軽減するものであります。なお、平成23年度につきましては本則の保険料となります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 介護保険条例の一部を改正する条例ということで、今後3年間の介護保険料をこの場で議決すると、十分な説明はございました。そして、国のほうの介護職員に対する手当も厚くするというので、かなり介護保険サービスは充実するのかなと思っております。年額で約600円の、今までの既存の保険料よりは安くするというのでございます。しかし、末端はこの3年間に予測というのはなかなか、見る立場からいろんな方面から見ていろいろだと思います。介護計画に基づいて町も9年間、3期の介護計画は終了し、来年度、新年度からこの介護保険料で行える。そしてサービスも充実しますという約束の、これは条例であると。

今後3年間で我が町としては今の特養ホームの待機者等考えますと、どういう方向にその辺は考えておられるのか、伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今後3年間における、いわゆる特養ホーム、老人福祉施設の考え方についてであります。

老人福祉施設につきましては、県の全体計画の中でその計画人数が決定されます。今回本町におきます計画の中で、今後3年間に1施設を計画として上げてございます。50人程度の計画でありますけれども、その計画に基づいて1施設を設置したいと考えております。なお、現時点でその待機者と言われる方がやはり五十七、八名いらっしゃるという状況がありますので、それらの改善に向けて支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） ただいまの話は初めて伺ったわけでございますが、これはそうすると、町としては、今、具体的な恐らく計画はまだ持っていないとは思いますが、その50人ぐらいの施設でもう存分であるという考えなんですか。それとも、やはりまだまだ高齢化社会になるんで、この3年間の中では1施設で今後どのような考えを持っておられるか、伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

いわゆる1施設、50人程度の人数で大丈夫かというようなことでありますが、この老人福祉施設の設置につきましては、国・県の基準があります。その基準と申しますと、例えば鏡石町ですと、いわゆる要介護認定者数の35%の人数が施設に入れる人数だというような一定の制限がございます。また、県全体でもやはりその入所者についての基準がありまして、その制限と申しますが、その枠があります。そういう意味で現時点での介護計画の中では、その将来の認定者数を踏まえた中で鏡石においては100名から120名程度の、いわゆる施設入所数というのが一つの基準として国から示されておりまして、現時点での3カ年の計画の中では、1施設が計画として盛り込むのが限度だというふうに認識しております。

なお、将来的にはということでありまして、この福祉施設等につきましては、いわ

ゆる広域的な利用ということでありまして、この利用につきましては須賀川市、さらには郡山市との連携の中でそれらの施設利用を考えていくというような方向であります。そういう意味では、広域的な利用というものも含めた中で、その施設について、入所について考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第121号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第122号、議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第10、議案第122号 町道路線の廃止について及び日程第11、議案第123号 町道路線の認定についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第122号議案、第123号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、椎野優偉君。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第122号 町道路線の廃止について及び議案第123号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第122号 町道路線の廃止についてご説明をいたします。

本路線につきましては、基盤整備促進事業で道路改良を実施してまいりました鏡田48号線、通称豊田線が今年度をもって整備完了になることから、路線の一部が変更となります。そういことから、道路法第10条第3項の規定によりまして町道路線を廃止するものでございます。

廃止路線につきましては21ページになりますが、鏡田48号線、起点、豊田549番地1、終点、豊田330番地1、延長1,091.5メートル、幅員3.7から28.5メートルの1路線を廃止するものでございます。

次に、22ページ、議案第123号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、基盤整備促進事業の整備完了による2路線、それから民間の宅地分譲による私道が町へ寄附されたことに伴う2路線ということで、道路法第8条第2項の規定により町道路線として認定をしたく、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては23ページをごらんいただきたいと思います。

鏡田48号線、起点、豊田549番地1、終点、豊田329番地1、延長1,069.0メートル、幅員6.6から28.5メートル、路線名、鏡田511号線、起点、豊田404番地、終点、豊田330番地1、延長116.0メートル、幅員3.7から8.9メートル、路線名、笠石512号線、起点、中町495番地4、終点、中町499番地2、延長55.0メートル、幅員4.0メートルから8.0メートル、路線名、笠石513号線、起点、中町498番地、終点、中町504番地、延長56.0メートル、幅員4.0メートルから8.0メートルの4路線を認定するものでございます。

以上、一括上程されました2議案についてご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第122号 町道路線の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第122号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 町道路線の認定についての討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第123号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第12、議案第124号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第124号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第124号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、普通交付税の確定に伴う基金繰入金等の調整及び国の第

2次補正予算に対応する定額給付金事業、地域活性化・生活対策事業、子育て応援特別手当事業のほか、各種事務事業の確定に伴う予算の整理が主なものでございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,731万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億547万1,000円とするものでございます。

第2条では、29ページの第2表、地方債補正のとおり、県営成田地区経営体育成基盤整備事業費ほか1件の限度額の変更、さらに第3条では、第3表、繰越明許費といたしまして、国の第2次補正予算に対応する各種事業を定めるものでございます。

詳細につきましては、32ページ以降の事項別明細書によってご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議を賜りまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番議員の円谷寛でございます。

今、提案理由の説明がございました一般会計補正について3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、最初は38ページの歳入で15款財産収入、財産売払収入として150万4,000円、中央地内の土地を売り払うということでございますが、この土地は一体どこの土地で、面積とかその他単価などについてお伺いをしたいと思います。

それから、2点目は定額給付金事業、歳出のほうで2款の総務費、総務管理費、11目定額給付金給付事業費として1億9,938万4,000円として、これはかなり大きな問題になってきたわけでございます。私も一般質問でこの内容について通告はしてあるんですけども、急ぎの事案でございますので、ここでもお尋ねをしておきたいと申しますのは、大変町内の商工業関係が不況の中で苦しんでおります。私はこの給付金を少しでも町内の商工業者に還元されるような、そういう使い方をしていただきたいという思いで一般質問も通告をしていたんですけども、町としてせっかくのこの2億円近いお金をそのように使う、なるべく商工業者の手に戻っていくような、そういう使い方を、いわゆる、今、新聞報道などによりますと、大変多くの自治体でそういう取り組みを計画されている。お隣の須賀川などでも正規の商工会とタイアップをして、そのプレミアムつきの商品券を発売をするような取り組みをやっているようでございますので、そういうものはお考えないのかどうかという点が2つ目でございます。

3点目は、50ページの3款民生費の子育て応援特別手当事業費、これも947万6,000円でございます。これは大きく言えば国の問題だから、ここではどうしようもないんですけども、なぜ第1子はだめなのかという不満も、同じ年齢の隣の子供はもらえて、うちはもらえないと。第1子だからもらえないというふうな不満はあるんですけども、これはここではどうすることもできないことですね。

しかし、ここで私が今お尋ねをしたいのは、51ページに委託料として73万円が計上をされております。これは事務取扱交付金83万6,000円が来るからということなんでしょうけれども、このたった947万円のお金を配付するのに73万円をかけるということも、何のために役場には職員がこれだけの配置をされているのかということを見ると、若干これは疑問に思うわけでございますが、一体この業務委託というのはどこに委託をして、どのような形でおやりになられるのか、明かしていただきたい。と申しますのは、我々今回の定額給付も、あるいは子育て応援特別も全部税金で行われます。こういう金があるからといって喜んではいられない。これは必ず後から増税とか、あるいはこういうばらまきをやっていけば、財政破綻でインフレーションというものも当然想定されるわけでございますから、浮かれてはいられないというふうに思いますので、この使い道といいますか、経費についても、きちっとやっぱり我々是对応しなければならぬという思いでございますので、その辺をよろしくご回答をお願いします。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、第1点目の38、39ページになりますけれども、15款財産収入、2項財産売払収入、3目土地売払収入の中の詳細というふうなことのご質問でございました。この詳細につきましては、中央地内の土地、雑種地でございます99平米でございます。そちらの売り払いに伴いましたの金額の予算計上でございます。

次に、2点目、45ページでございますが、このたびの国の第2次補正予算の関連での定額給付金ということで、一昨日国会において議決になったわけでございますが、本町におきまして、本日の補正予算の議決を待ちまして具体的に進むわけでございますけれども、このように多額の金額の支出というのは初めてでございますけれども、こちらの中、ただいまご質問にありましたとおり、商工業者への還元も考えてほしいというふうなこともございました。こちらのほうにつきましても町といたしまして十分検討しながら、国の目的がいわゆる景気刺激もというふうなこともございましたので、いわゆる消費の皆さんには地元での消費をお願いしながら進めていきたいと思っております。また、商品券の発行についてのご検討という

ふうなことのお話がありましたけれども、こちらにつきましては商工会においても年末に商品券を発行しているのは既にご承知かと思えますけれども、そちらの中、また商工会でもいろいろと協議、検討をしているところでもございますので、そちらにつきましてはとりあえず町民の皆さんに早目に定額給付金を支給するということを努めてまいりたいというふうにご考えてございます。

なお、子育て応援特別手当の委託料につきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

子育て応援特別手当における業務委託の関係であります。こちらにつきましては、いわゆる対象者のリストアップ、さらにはそちらの方への通知類ということで、いわゆる電算処理委託業務の経費であります。今回240名の方に速やかに送れるようなシステムで手続を進めてまいりたいと思っておりますので、それらの経費ということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 今の総務課長の答弁の、その土地の売り払いの相手先、これは4号国道の拡幅ということなんでしょうか。その辺をお尋ねします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

先ほどの財産売り払い先でございますけれども、こちらにつきましては、今質問にあったとおり国道ではございませんで、一般の方でありまして、場所的には中央地内、水路が通っておりますが、昨年火災がありました芳賀さんのところの隣に細長い土地があったんですが、町の遊休土地の処分というふうなことで、申し出もございましたので、そちらを売り払った中身でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま提案になっております補正予算44ページの定額給付金事業についてお尋ねいたしますが、約2兆円もの税金をばらまく定額給付金は、2008年度の

第2次補正予算で再議決されたものでありますが、国民の税金を2兆円も使うのに、経済効果はほとんどないと言われております。世論調査でも70%から75%ほどの国民が反対を表明しておるわけです。生活支援や職を失った失業対策や、低所得者の年金生活者などへの、きょう、あすへの生活が困る、そういう人のために使うような、別な有効な利用法はないのかと言われております。定額給付金は消費をふやして景気を下支えすると言われておりますけれども、3年後には消費税の導入の道筋が決められているわけであり、給付金は一時的なものであり、消費税は半永久的に負担が続くものであります。長い目で見ても、これは国民負担が大変なものでありますが、お尋ねいたしますが、果たして経済効果があるものかどうかをお尋ねいたします。

2点目について、給付金の基準をもっと明確にしてもらいたい。例えば新生児は何月何日生まれまでが対象となるのか。

3つ目には、給付金はもともと税金でありますけれども、今税金の申告時期であります。この定額給付金は所得とみなされるのかどうか、この点についてお尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 14番議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

3点ございましたけれども、まず1点目の経済効果はというふうなことでございますが、こちらにつきましては、国においてのいわゆる国策というふうなことで進めている中身でありまして、2兆円の大きなお金が出てまいりますので、経済効果は何らかの形で出てくるのではないかとこのふうには思っておりますが、自治体といたしましては、できるだけ早く交付をするような形で景気刺激をしていきたいというふうなところがございます。

それから、給付金の基準につきましてでございますが、こちらにつきましては、基準日は本年の2月1日を基準に行うというふうなことになってございまして、住民基本台帳の登録者ということで、先ほども申し上げましたとおり1万3,066名、外国人がうち61名というふうなことになってございます。いわゆる18歳以下、65歳以上につきましては8,000円の上乗せがありまして2万円、その他については1万2,000円というふうなことがございます。

こちらの給付については所得となるのかというふうなお尋ねでございますが、こちらについては給付金、所得とはみなされないというふうなことになってございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） ただいま上程されましたところで、29ページの繰越明許費の件についてお聞きします。

地域活性化・生活対策臨時交付金事業（消防ポンプ自動車更新）1,708万4,000円、これは一応8万4,000円というふうな数字ですけれども、これは見積もりをとった数字なのか。そして57ページ、ちょっと見てください。消防費のところには18節備品購入費、消防ポンプ自動車購入費1,700万円となっておりますよね。この8万4,000円の違いは、これ税金、公課費なんかだと思ってしまうんですけれども、これも6万3,000円、自動車重量税と書かれておるんですけれども、この違いがちょっとわかりかねますので、ご説明願います。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、29ページの第3表、繰越明許費の中で、こちらは国の第2次補正予算関連の繰越明許費になりますが、9款の消防費、1項消防費の中の地域活性化・生活対策臨時交付金事業といたしまして、消防ポンプ自動車更新事業で1,708万4,000円の繰越明許費でございます。こちらの中、57ページの中では1,708万4,000円ということで同額でございます、こちらの中身は、いわゆる役務費それから公課費も含めてすべて次年度に繰越明許をさせていただくというような形での明許費の計上でございます。こちら2次補正予算関連、年度末に決定をいたしましたので、こちらの事業すべて年度末に処理できないところで新年度に繰り越しながら進めていく事業でございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

〔「今、見積書……」の声あり〕

総務課長（木賊正男君） 失礼しました。

見積もりにつきましては、当然購入に当たりましては対象、機種につきまして見積もりをとりまして予算を計上したところでございます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 見積もりをとったというふうなことなんですけれども、メーカーをちょっと聞きたいなと思うんですよ。上物と下物のメーカーをちょっとお聞きしておきます。よろしく願います。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

消防ポンプ車のメーカー、それから車種等についてというふうなご質問でございますが、

今回の予算どりにつきましては、いわゆる参考見積もりという形でまずとるものでございまして、金額も多額になるものですから、当然入札、そしてまた財産取得の中では契約締結の中で議決事項でもございます。その中で提案をすることでございますが、その中で今考えている現在所有のポンプ車同等のものをというふうなことで、業者に見積もりをご依頼したところでございますので、ご理解いただければと思います。

議長（仲沼義春君） 木原秀男君の再々質問の発言を許します。

〔 10番 木原秀男君 登壇 〕

10番（木原秀男君） 今、見積もりをとったと言ったから、そのメーカーと、例えばキャブつきシャシーと上物と、これ別々なんだわ。だから、結局前田ポンプとか森田ポンプあるのね。現在、今使っている代替する予定の車種のメーカーは何かな。そして上物に乗っかっているポンプ車のメーカー、わかればいいです。よろしくお願いします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔 総務課長 木賊正男君 登壇 〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員の再々質問にご答弁を申し上げますが、議員もご承知のとおり、消防ポンプ車については特殊装置でございまして、車種、それから消防の装置等につきましては、それぞれ解体をしながら、また組み立てていっての特殊車両でございます。その中で進めてきている中身でございまして、メーカーはどれというふうなことでもございませぬので、それぞれが特殊車両の製造会社がまたそれを使いながら納めていただくというふうなことにもなりまして、製作期間も3カ月、4カ月かかってくるものでございますので、そちらの中で今現在あるものを参考にしながら業者の見積もりをとったというようなことでもございますので、メーカーをこの時点で指定するというようなことも、また問題でもございますので、参考見積もりの中では、全体の状況、今までの状況を踏まえた中で見積もりをとったというふうなことでもございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

議長（仲沼義春君） 14番、円谷寅三郎君の再質問の発言を許します。

〔 14番 円谷寅三郎君 登壇 〕

14番（円谷寅三郎君） 再質問、お伺いしますけれども、先ほどの基準についてですが、2月1日ということでありましたけれども、不幸にして2月1日以降亡くなられた方とか、住民票移動された方はどこで支給されるとか、その辺の決まりをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔 総務課長 木賊正男君 登壇 〕

総務課長（木賊正男君） 14番議員の再質問にご答えを申し上げます。

先ほど答弁申し上げましたように、基準日は2月1日の住民基本台帳に登録されている者

というふうなことでございます。2月1日に登録されて以降に不幸にして亡くなられたというふうなことであれば、そちらの方は2月1日には生存されておりますので、その方にも定額給付金は支給されるというふうなことになります。なお、2月1日以降に転居されたというふうなことであれば、従前の住民登録が鏡石町であれば、鏡石町において支給をするというふうなことになりますので、それ以降の転出等については、旧住民登録のあるところで、自治体で支給をするようなこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 今、消防車の件で議論になってきたんですけれども、これと同じような考えで、58ページの9款消防費、1項消防費、4目防災費ですか、ここで備品購入費として防災無線機器購入費が1,260万円というふうに計上されています。我々素人だからこういうものの単価わからないんですけれども、最近の通信施設の改良とか進歩というのは物すごいものがあるわけですね。例えば携帯、携帯の小さいあの機械の中に大変な機能を今持っているわけですね。本当にコンピューターのような機能をいろいろ持っていて、これでネットで向上するんでしょうけれども、もう何でも用が足りる。買い物でも、汽車にでも何でも乗れるというような機能まであるわけなんですけれども、そういうものと比べて、この無線というのは非常に、我々見て単純なような機械のような気がするんですね。非常にこれは値段が高いんじゃないか。消防車も含めて、やはり入札というものをきちんとやって交渉しないと、業者に結構もてあそばれて高いお金を払わされるような心配もございまして、その辺についてどのような入札の仕組みをとってやっているのか、ここを今教えていただきたい。例えば入札をやるについてもたくさんの方の会社、指名入札なんていうこの小さい枠でなくて、たくさんの方が参入できるような、そういうシステムというものをやはり我々は築いていかないと、この財政難の中で、これは国から来るとは言いながらも、やはりこれも先ほど言ったように税金でございまして、きちんとしたそういう対応をお願いしたいと、そういうことでのご答弁をお願いします。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

58ページの防災費の中の備品購入の中でのご質問でございましたが、消防防災無線機の機器の購入ということで1,260万円の予算を計上させていただきました。今、13番議員が申されたように、非常に大きな金額でもございます。当然入札をして執行するわけでございます。入札に当たりましては、適正かつ厳正に進めることが大原則でございますので、そういった

原則にのっとりまして進めていきたいというふうに思っております。

なお、防災無線機の機器の中身につきましては、ご承知のとおり本町の防災無線機につきましては固定型、いわゆる各地域にあります防災無線と、それから移動型ということで今回は移動型の無線を更新したいというふうに考えてございまして、基地局1と車両、それから携帯の無線機というふうなことで、全体で39台の更新でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） ただいま上程されました補正についてお尋ねいたします。3点ほどお尋ねいたします。

まず、第1点は45ページのただいま何回かお話しされております定額給付、多くの町民が早く支給にならないかなということで大変期待をしております。新聞等の報道によりますと3月31日からの給付だというふうなことで、我が町は事務の取り扱いを進めておるようでございますが、町民が望んでいるなということをはしひしと、この何カ月の間には感じております。

その中で我が町が約2億円の今回の事業費になるということでもあります。ここで多くの支出が出ておりますが、その中で14節になりますが、ここで使用料及び賃借料ということでコピー機レンタル料113万円ほど計上になっております。コピー機のレンタル料ということで113万円というのは、購入したって、今、一般的なコピー機も、かなり精度の高いもののカラーであっても五、六十万で実際売買できる。あるいはレンタルとなれば相当安いものである。なおかつ、この定額給付のためのコピー機のレンタルですから、期間的にはほんのわずかな期間であると。それらに113万円もかかるというのは一時的なレンタルというんですか、コピー機のレンタルから単純に考えますと、余りの高額であるというふうに感じるんですが、その中身について具体的にお尋ねさせていただきます。

第2点は53ページのほうになりますが、この衛生費の19節負担金補助及び交付金、これが合計で224万3,000円ほど減額になっておりますが、これはおのおの委託料が103万4,000円、それから環境組合の分賦金ですか、これが120万9,000円と大きく減額になっております。これは減ることは大変いいことでございますが、なぜこのように大きく減額になったのか。これはごみの量が減ったりしていることが考えられるかと思うんですが、このように減ってきた大きな要因、これは非常にいいことだと思いますから、その施策の結果はどうだったのかというふうなことを、第2点目はお尋ねさせていただきます。

3点目は、先ほど来何人かの議員の方からご質問もされておりましたが、57ページの消防ポンプ車のことでございます。これは私の場合、ちょっと視点を変えましてお尋ねさせていただきたいんですが、ここの中でこの1,700万円、確かに高額なポンプ車になります。装備からいうとそれなりのものになってしまうのかな、余り台数も少ない買い物になるのかなというふうに私も理解はしております。今回、3分団のポンプ車の買いかえということで、先日お話伺ったような気がします。この3分団のやつは古くなっていますから、経過年数が何年くらいになっているのかということと、あと、これを所有しておりますこのほか、3分団ほかは現在どの程度になっているのか。といいますのは、この1,700万円のポンプ車というふうなことでやむを得ない購入になることだと思うんですが、非常にほかの車から見ると使用頻度というんですか、使用期間というのはほんのわずかであって、機械そのものも非常にまだまだ使えるという状況になっています。しかし、特殊車両ですから、そう簡単にはいかないかと思うんですが、これら本当ならば調べて質問すればよかったんでしょうが、これらはどんなところに売却、あるいは下取りで出すのか。私はこれらの1,700万円もするやつが確かに古くなったから買いかえは必要かもしれないんですが、これが何か、すぐそのまま廃車にされたりすることじゃなくて、何かもう一度使えるような要素、そういうのが全国どこかで取り組まれていないのかどうかということ、非常に今強く感じる場所なんです。再利用なりして、こういうふうなまだまだ使えるポンプ車であると思いますから、その点がどのように今後使われて、廃車とすればそれで終わりだというふうなことかもしれないですが、何か考えておられるか、なければ、これからそういうやつに対しては、一つは再活用する方法の施策というのも考えていけないかどうかをお尋ねさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、45ページの定額給付金に係ります14節の使用料及び賃借料の件でございますが、こちらの中身、説明、コピー機レンタル料のみと記載してございますけれども、こちらの中身申し上げますと、パソコンのリース料、それからコピー機のレンタルリース料というふうなことになっておまして、そちらも含めての金額でございます。明細申し上げますと、パソコンは4台分でございます。それからコピー機のレンタルというようなことで1台分の中身になりますので、この中で113万円というようなことでございます。こちらはご質問のとおり、短期間の中で100万円を越すので、リース料だけのことかとお尋ねかと思いますが、こちらの事業の中身では、いわゆる備品費は認めていただけないというふうなことでありまして、リースで対応というふうなことになりまして、いわゆる必要な部分の事務事業でござ

いますので、リースの中で対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目のポンプ車についてでございますが、今回はさきの委員会の中でご説明させていただきましたとおり、本町におきますポンプ車の中で一番経過年数の古いのが第3分団のポンプ車でございます。昭和61年2月に登録をしたものでございますから、23年以上経過しているというものでございます。それらの関係で先ほど2点目の質問の中に取りました、ほかはどの程度かというようなことでありますが、いわゆるポンプ車については、車両等については通常耐用年数というと6年から7年というようなことになりまして、あと特殊車両については走行距離数もないので、広域消防の中では15年程度の使用をまず目途にして、その車輛の形状に応じて使用年数をふやしていくというふうな流れになってございます。先ほど申し上げましたように23年以上経過しているポンプ車でございますので、ポンプ車の能力も低減してございますので、逐次前の議会の中でも、質問の中でご答弁申し上げましたとおり、計画的な施設の整備を進めていくというような観点から、今回買い換えというふうなことになりましたので、ご理解いただければと思います。

また、購入の際の車両の再利用、廃車にするのかというようなことでありますが、原則は特殊車両でございますので、廃車というふうなことで考えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁させていただきます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 8番議員のご質問の中で、衛生費関係の塵芥処理費の中で負担金補助及び交付金、須賀川地方保健環境組合分賦金の減額についてのご質問であります。予算につきましては、分賦金の考え方につきましては、平成20年度分の確定に伴う減額であります。19年度からの繰り越し分が20年度で繰越金が20年度で精算された理由で、20年度分が確定したところでございますが、一つの減額といたしますか、負担金が減った例としましては19年度のいわゆる資源物の値だんがたいそう高こうございまして、古紙とか鉄くず等が大変高く売れたというような収入が、結果的要因が非常に大きな理由だというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） たびたび議員から質問が出て、大体報道でもしっかりとこの制度については、周知の事実かな、そしてつい最近では、きのうですか、報道の中では早いところは

もう給付金を配った。一部は9月ころまでかかるんじゃないかということで、大都市は大変決裁が遅くなるようです。

今までの状況、住民状況ですか、きょう議決されますと即鏡石町も、これは配布は可能になると思います。鏡石町としては新聞報道による3月31日、何か、かかり過ぎじゃないのかと思っている部分もある。もらえるものならばできるだけ1日も早くもらいたいというのが事実かなと、個人の考えで大変申しわけないんだけど、そういう状況かなと思っておりますので、準備状況と、きょう議決されて今後の予定というんですか、そういうことを含めて答弁をお願いします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

定額給付金につきましては、過日一番早いところでは支給になったところもあるというふうな報道も聞いてございますが、本町におきます準備状況につきましては、2月6日に関係課になりますプロジェクトを立ち上げて準備を進めてまいりました。ご承知のとおり定額給付金につきましては、補正予算は国においては1月28日に成立をし、関連法案がつい先日可決されたというような状況もございますが、国においての状況が不透明なところがあったものですから、そちらの中の推移を見守りながら準備を進めてきた経過がございます。その中で本町におきましては、本日の議決を待ちまして3月19日に全世帯、約4,300世帯になりますが、申請書を送付する予定になってございます。3月19日に申請書を送付いたしますと二、三日中には各世帯に届くだろうと思っておりまして、その申請書に基づきまして各世帯から請求書をいただくこととなります。その請求に基づきまして、各請求者の指定された口座の中に振り込んでいくというふうな段取りになりますので、そちらのリストアップ等の事務手続、それから申請書等の封入作業等がございます。そんなことで3月19日に一斉に送付をしたいというふうにご考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君の再質問の発言を許します。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） テレビで報道されたやつを見たときに、申請書に関して記入例というんですか、それを添付されたのを視聴したんですけども、鏡石町の組織というんですか、これはどのようになっているのかということをお聞きします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げますが、今回の定額給付金

の申請に係ります書類につきましての様式というようなことでございますけれども、いわゆる各世帯の世帯主を筆頭に構成員の氏名はこちらのほうでリストアップをしまして、各世帯は申請書の記載のとおり間違いがないかどうかをご確認の上、署名をしていただき捺印をしていただき、申請書を今度は請求という形で送り返していただくというふうな手続になりますので、世帯の氏名、生年月日等、性別等も記載した中身を各世帯のほうにお送りするというふうなことでございます。そして、この世帯から請求されたものを確認された後にそこから指定された口座に給付金を振り込むというふうな手続になっております。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君の再々質問の発言を許します。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） たびたび細かい点を伺いますが、これはあくまでもその申請書は郵送で返却、それとも窓口を持って来るという方法なのか。窓口はどこになるのか。細かい点でございまして伺っておきます、以上です。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 7番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

このたびの定額給付金の申請方法についてというふうなことでございますが、原則は郵送で返送してもらおうというふうなことでございますが、窓口でも申請も扱ってございます。その扱い先でございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、2月6日には特別のプロジェクトを立ち上げました。その中で申請窓口の部屋を設けたいというふうに思っております。そちらの中で申請書の取り扱いをしていきたいというふうに考えてございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありますか。

12番、小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

12番（小貫良巳君） ただいま上程されております一般会計補正予算の中で、2点ほどお尋ねしておきたいと思います。

1点は、歳入のほうの町税の目の固定資産税の中の滞納繰越分、これの500万円の減額の内容をちょっとお知らせいただきたいと思います。

それから、2点目は、45ページの集会所の維持管理費対策工事ということで仁井田集会所と説明があったんですが、築年数がまだ浅いのに80万円もかけて直すというような、その工事の内容について、ひとつご説明をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 12番議員の歳入についての固定資産税の滞繰分の減額理由によるお尋ねの件に答弁申し上げます。

平成20年度につきましては、収納は現年度分を最優先に取り組み、過年度分はその後で取り組んでおります。これは、現年度が納まらなければ新たに滞納額が発生してしまうということ、あるいは滞納者が滞納額の上積みになってしまうということで、これを阻止しまして全体的に滞納額の圧縮をしようということで取り組んだものでございます。しかし、ご存じのように昨年後半から全国的に急激な不況に陥りまして、収納にも影響があらわれまして、滞納者へ精算をお願いを続けているというふうな状況にございますが、なかなか納税までは追いつかないというのが現状でございます。それらのものでございますから、なかなか予定額、予算額をクリアすることができないんじゃないかという判断に基づきまして、減額をお願いするものでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

なお、現年分の収納額につきましては、1月末現在集計されておりますが、前年度比較で4.9%アップ、3,200万円の増となっておりますことを申し添えておきます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは45ページ、2款総務費、1項総務管理費の中の9目諸費の中で15の中の工事請負費の中で集会施設維持対策工事ということで、仁井田多目的集会所の工事費80万円の計上でございますが、こちらの中身につきましては、昨年度当該地域については公共下水道の管渠が築造されました。新たに下水道区域になった関係から、公共下水道への接続工事が主なものでございまして、こちらの工事費として80万円を計上したところでございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第124号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（仲沼義春君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第125号、議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第13、議案第125号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第14、議案第126号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第125号議案、第126号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第125号、126号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第125号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。補正の主な内容は入院給付の増額に伴うものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,758万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,158万7,000円とするものであります。

補正の詳細内容につきまして、72ページ、事項別明細書によりご説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 続きまして、81ページをお願いします。

平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金と保険基盤確定繰入金が増額したことによる補正でありまして、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ166万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,348万8,000円とするものであります。

補正の内容につきまして、84ページ、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、2会計につきまして一括ご説明を申し上げます。  
ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第125号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につ  
いての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第125号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につ  
いての討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第126号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで食事を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時07分

開議 午後 1時00分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第15、議案第127号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第127号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第127号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度からの介護報酬の改定等の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国において介護従事者処遇改善臨時特例交付金が創設されたことから、当該交付金を基金に受け入れ、執行するための補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,480万2,000円とするものであります。

詳細については、次のページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第127号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第16、議案第128号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第128号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第128号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成20年度末におきまして前年度の決算による繰越金の処理でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、96ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

総務課長（木賊正男君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第128号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第17、議案第129号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第129号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、遠藤栄作君。

〔教育課参事兼課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課参事兼課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第129号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度会計からの繰越金と寄附金収入及び貸付金の確定移行によるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,064万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、101ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課参事兼課長（遠藤栄作君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第129号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第130号～議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第18、議案第130号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第19、議案第131号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）並びに日程第20、議案第132号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第130号議案～第132号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から議案3件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） ただいま一括上程されました議案第130号から議案第132号の3件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、106ページの議案第130号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億345万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,172万3,000円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては109ページの第2表、地方債補正のほうに公的資金補

償金免除繰上償還借換債9,090万円を計上するものであります。

内容につきましては、112ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 続きまして、議案第131号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,560万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、120ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 続きまして、議案第132号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条、収益的収入及び支出の既決予定額の総額から収入支出それぞれ600万円を減額し、収入支出の総額をそれぞれ2億2,193万9,000円とするものでございます。

また、第3条の資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金7,522万5,000円を7,532万9,000円に改め、第1款の基本的収入既決予定額に750万円を追加し2,675万円とするとともに、支出におきましては第1款基本的支出の既決予定額に760万4,000円を追加し1億2,997万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、124ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 以上、一括上程されました3事案につきましてご説明申し上げました。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第130号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第130号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論、採決に入ります。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第131号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）についての討論、採決に入ります。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第132号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議事の都合により3月7日から3月15日までの9日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月15日までの9日間休会することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時28分

## 平成21年第8回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成21年3月16日(月)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定について  
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 3 平成21年度鏡石町各会計予算審査について  
予算審査特別委員長報告
- 日程第 4 議案第145号 県中地域水道用水供給企業団の解散について
- 日程第 5 議案第146号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第 6 議案第147号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う承継団体について
- 日程第 7 陳情について  
各常任委員長報告
- 日程第 8 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

- 追加日程第9 意見書案第11号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書(案)
- 意見書案第12号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など  
公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に  
関する意見書(案)
- 意見書案第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
(案)
- 意見書案第14号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書  
(案)

### 出席議員(14名)

- |    |         |    |          |
|----|---------|----|----------|
| 1番 | 深谷 荘一 君 | 2番 | 今駒 英樹 君  |
| 3番 | 渡辺 定己 君 | 4番 | 今駒 隆幸 君  |
| 5番 | 根本 重郎 君 | 6番 | 大河原 正雄 君 |
| 7番 | 柳沼 俊行 君 | 8番 | 今泉 文克 君  |

9番	仲 沼 義 春 君	10番	木 原 秀 男 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直 博 君
総 務 課 長	木 賊 正 男 君	税 務 町 民 課 長 参 事 兼 課 長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産 業 課 長 兼 会 長 農 業 委 員 会 長	小 貫 忠 男 君
都 市 建 設 課 長 参 事 兼 課 長	椎 野 優 偉 君	上 下 水 道 課 長 参 事 兼 課 長	小 林 政 次 君
教 育 課 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 委 員 会 長	遠 藤 栄 作 君
会 計 管 理 者 長 兼 出 納 室 長	八 卷 司 君	教 委 員 会 長	吉 田 栄 新 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	西 牧 英 二 君	農 業 委 員 会	古 川 ますみ 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 廣 見	主 任 主 査	相 楽 信 子
-------------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（仲沼義春君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

円谷 寛 君

議長（仲沼義春君） 初めに、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ご指名をいただきました13番議員の円谷寛でございます。

本定例会の最初の一般質問をさせていただきます。

私は、この一般質問で通算85回目の一般質問になるわけでございます。これは手前みそであります。我が町の議会の歴史に例のない記録ではないかと自負をいたしておるところでございます。

さて、今、私たちを取り巻く内外の情勢というのはまことに大変な状況にあるというふうに思います。100年に一度とか言われる経済不況はますます深刻の度を深めております。麻生首相は先日、日本の今回の不況の痛手は、傷は浅いと、日本で大銀行がつぶれましたかというふうな、逆に記者団に開き直りの質問をしているような、大変我々から言うと能天気な話をしているわけですが、その後には発表された昨年のGDPにおいて、日本が先進国の中で断トツの、12%を超える大幅なマイナス成長であるということが公表されたわけです。日本の経済構造、こういうものが輸出依存、輸出中心である以上、その輸出相手国のアメリカを中心とする国々が金融危機で経済が破綻をしているというときに、この首相の発言というのはまさに無知蒙昧、非常に自分の知識の乏しさというものがあぶり出されたというふうに思います。子供でもわかる道理がわからないというのが我々日本国の総理大臣あるということでございます。

この国の政治指導者のレベルというものはこういうものかということで国民はあきれてい

たわけでございますが、そして支持率をどんどん下げて、これは解散にならないと、これは任期満了しかないんじゃないかということが盛んに言われてきたんですね。そしてそのかわりに、それに対して反比例的に支持率をアップして、政権交代は間違いないんじゃないかというふうに思われていたのが民主党小沢一郎党首であったわけでございますが、この秘書が西松建設からの献金をめぐって逮捕されるという事態が発生し、政権交代のムードが一気にさめつつあるように思われるのであります。

私たちはこの問題を考える場合、きちんと2つに分けて考える必要があるというふうに思うんです。1つは、企業献金そのもの持っている問題点、これは明らかに企業が政治家に献金をしたということがわからなければこの献金というのは意味がないんです。しかし、それを温存してきたという政治のあり方、わからないで政治献金をすればこれは株主に対する背任になります、無駄にお金を使っているわけですから。企業のお金を無駄に使っている、これは背任です。背任罪に問われてもやむを得ないようなことなんです。しかし、何らかの見返りがあるとして政治献金は行われているわけです。

ですから、企業献金をなくそうということは長年の国民の悲願であったわけです。金で政治が企業によって買われて、企業本位の政治が行われているということはまずいんじゃないかということでいろいろ論議をされて、政治腐敗のたびにいろいろ改革がなされてきたと思うんです。そしてその結果出てきたのが、今ある政治献金を禁止しましょうと、そのかわり国民は1人頭250円ずつの政党助成金を出しましょうということで、政党助成金という制度をつかって、大変なお金を、今国民は政党にお金を出しているわけです。共産党以外の政党は皆このお金をもらって政治活動をしているわけです。

しかし、ここで自民党は非常に悪知恵を働かせてしまいまして、政治家個人への献金はだめにしたんですけれども政党への寄附は認めるというざる法をつかってしまったわけです。そして、その結果どういうことになったかということ、自民党の中で企業献金を受け入れる政党支部というのは6,000とも7,000とも言われるほどたくさんつくられていったわけです。そして、国会議員はもとより県会議員や市会議員までこういう支部を持っているわけございまして、これを隠れみのに企業献金を温存化させて、彼らは政党助成と企業献金の両方を受け取るという、まさに国民をだました格好で受け取っていることございまして、このことがいいのかどうかということが第1点の問題でありまして。

もう一つの、今回の小沢党首の秘書逮捕でありますけれども、これは小沢さんの主張を擁護するわけではございませんけれども、小沢さんが最初に言っているとおり、企業献金とわかっていたら政党支部でもらうんだと、こうすれば何も問題ないと。だから、わかっていなかったというのは我々も非常に強弁だと思いますけれども、何も問題ないんだということを主張しているんです。これは当たり前の論理であって、この事件はまさに形式犯でございます。

して、今までだったら修正を出して終わりになっていた事件事案なんです。そしてマスコミは、しかし西松の側は、野党に献金をしているということが与党にわかると権力の側にいじめられるのではないかと、そういうことでこの政治団体で隠したのではないかとことを言っていますけれども、これはまさに政治音痴の主張でございまして、権力の情報機関、そういう情報力というのは我々の想像もつかないほどすごいものがあるんです。

そして、まさにもう一つの問題は漆間官房副長官でございます。この人の発言が大変物議を醸しておりまして、彼は、今まで異例なんです。官僚出身の官房副長官というのは官僚のトップなんです。事務次官会議を取り仕切って、事務次官会議で決まらないのは閣議の議題にもならないというほど強い権力を持っている、そういう人間なんです、官僚のトップ。こういう人に今まで警察庁長官というのはなかったわけですが、非常に異例だと言われていたんですが、この漆間官房副長官が、西松の事件の捜査は自民党には及ばないという、記者を前にオフレコだと言いながら発言をしているというわけでありまして。これがまさに国策捜査だと言われるゆえんであります。

ともあれ形式犯と言われる今回の事件で秘書が逮捕されてきた、そして小沢さんの支持が急落をしているというわけでありまして、我々はこの2つの問題を区別して、政党助成金をもらいながら企業献金をもらっている今日の仕組み、ごまかし、そういうものを追及すると同時に、今回政権交代を目の前にして相手の党首の秘書を逮捕している、こういう政治的な動きについてはきちんと、本質は見誤ってはならないのではないかとこのように思うわけでありまして。

さて、話は変わりました、昔若いころ読んだ亀井勝一郎さんの「人生論」の中の言葉に、人生とは何かと、それを一言で言うならば邂逅であるということを経験したという方を亀井勝一郎さんという方は著書の中で書いているんです。邂逅というのは難しい漢字でございますが、めぐり会いという意味でございます。人生というのはめぐり会いなんだということをおっしゃいます。その非常に感動的な、私はここちょっとの間に3つのめぐり会いをいたしております。

1つは、本でございます。1冊の本は、「資本主義はなぜ自壊したのか」という中谷巖さんという人が書いた著書でございまして、これはまさに日本の今日の状況と今の政治のありよう、こういうものを非常に具体的にわかりやすく、だれでも理解できるように、今の政治経済の仕組みというものを非常にわかりやすい形で書いている、非常に感動をした本でございます。

これは、中谷さんという学者は、ご存じのとおり細川政権の時代から経済戦略会議の主要なメンバーで、竹中平蔵さんなんかと一緒に規制改革、こういうものを進めてきたという人でございます。そして、この人は著書の中でも言っていますけれども、「当時の私はグローバル資本主義とか市場至上主義の価値を余りにもナイーブに信じてきた。ところが、自由を

与えられた資本がモンスター、いわゆる怪獣となって暴れまくってこのような状況をつくりだしたということ、まさにその時点では予想することができなかった」ということで、非常に反省をしております。自分の非を率直に認める彼の姿勢というものが非常の多くの人々に共感を与えて、マスコミなどでも大々的に記事として書かれてきたわけでございます。今、この本は非常にベストセラーになりつつあると言われておりますが、片方で、今でも、構造改革が中途半端だから今の経済は行き詰まったんだなどとテレビなどで恥知らずにも発言をしている竹中平蔵などとは大きな違いがあるだろうと思います。

この中谷さんという人がこの本の中でおもしろい提案をしているんです。それは、これから活発化するであろう消費税のことに關してでございます。麻生さんも消費税を今度の選挙の争点にする決意でございますが、彼の消費税論議は非常におもしろい、我々も非常に関心があるんですけども、彼はまず消費税は20%まで引き上げるべきだと、こういうことを主張しているんです。そして、それだけではこれは大変な格差、また激しくなるわけですから、年収1,000万円以下の人には40万円ずつ一括して支給するというふうに、大胆な提言をしているのでございます。これはいろいろこれからの議論の一つのたたき台にはなるのではないかというふうに私も思っております。

もう一つのめぐり会いは映画でございます。ことしのアカデミー賞外国語映画賞をもらった「おくりびと」という映画でございます。今、この映画で、その撮影の舞台となった山形県では、さまざまな自治体がまちおこしにこの映画を使って、いろいろまちおこしを考えているようでございます。大変な映画の影響力というものがあるわけでございますけれども、私もこの映画を見て大変感動いたしました。非常に地味な映画でございますけれども、こういう映画が世界的に評価をされるということは大変いいことではないかというふうに思います。我々はやはりこの映画を積極的に見ることによって、この映画の振興というものを支えていくということが大事なんではないかというふうに考えるわけでございます。

もう一つの出会いは、13日の中学校の卒業式でございました。非常に卒業式や入学式のあいさつというのは形式的なものが多くて、今まで余り感動した例はないんですけども、この卒業式でPTA会長の方が、吉田さんという方で成田の農民の方ですね、この人が非常に感動的な話をされておりました。

それは、今の世の中は結果だけにみんな夢中になって、結果だけを求める、こういう世の中の考え方、思考のあり方が今の経済の問題も引き起こしているのではないかということ、述べておられました。大変これは教訓的であると思うんです。いわゆるマネーゲームというのは、金そのものを動かして金をもうけて、そして億万長者になる、いわゆるホリエモンに代表されるような人が成功者ということになってきたわけでございますけれども、しかしこれは違うのではないかという問題提起をされていたわけでございます。そうではなくて、み

んな地道に努力をする、そういうものを価値として認めていくような世の中にしないと、こういうことが繰り返されるのではないかと、これを彼は問題提起をしていただろうと思うんです。

我々は非常に、胸に手を当てて考えていかなければならない、一生懸命骨を折っても恵まれない人が余りにも多くて、労を得ずして巨額の富を持ってその上にあぐらをかいている、そういう人が今の勝ち組と言われる今の世の中の仕組みというものをやはりもっと考えていくべきではないかというふうに思うわけでございます。

それでは、通告書に従って具体的な質問に入りたいと思いますが、1点は通告書のとおり駅東地区の町有地に道の駅を建設してはどうなのかという提言でございまして。

私は毎日のようにあの駅東の間の道路を通っているわけでございますけれども、通るたびに、これだけの膨大な土地を遊ばせて、ただ除草や管理にお金をかけるだけで、あそこには町の巨額のお金が入っているわけでございまして、金利を払って支払いをしているわけですね。そういう土地があのように、何十年先かもわからないというふうな状態の中で眠っていることに鏡石の為政者、議員は胸が痛まないのだろうかということで、いつも私は心配をしているわけです。これはもう政治じゃないと、こういう問題を真剣に考えない町政というのは一体何なのかという疑問をいつも抱いているわけでございます。私は何回も何回もこの問題で質問してきたんですけれども、余り議員の皆さんの同調も得ておりませんし、余り問題視されていない。しかし、この問題はこれから大変なことになるということを私は警告をしているんです。

と申しますのは、あの土地の所有者は、ほとんど笠石の方々でございまして。笠石の方々は市街化区域の中などに立派な宅地等おうちを持っています。この人たちの相続税が、町が開発を計画して市街化区域にしたことによって、その相続税に大きな負担になってかかってくるんです。その相続税は路線価といって国が決めた土地の価格でかかってくるんです。これは固定資産税とはまた違う仕組みでございまして、これは市街化区域になれば当然宅地として将来利用できるという前提に立って税金がかかってくるんです。町はこれを開発しますということやってきながら、開発予定地だからといって自由にその市街化区域に自分でうちを建てることもできない、そういう一種の行政権力を使って、一種の抑圧状態にあるわけです。しかしお金だけは出さない、相続税はたくさん払っていただきますよということをして今の土地の所有者に言おうとしているんです。

これは、私ははっきり言って裁判事件になると思うんです、町が責任を追及される。こういう開発を計画して税の負担を押しつけたにもかかわらず、この土地は何十年先まで利用できるんだかわからないというふうな状態でございますから、これは放置をしていたら大変なことになるだろうと。私は、一刻も早い開発を進めないと、将来は町があちこちから裁判を

訴えられるという心配をしておるわけでございます。

では、一体どういう利用があるのかということを考えました。私は、前にも道の駅という提言をいたしてきました。今までの道の駅提言をしたイメージは国道4号線、特に市街化調整区域で農地が大量にある久来石あたりの辺がいいんじゃないかというふうに、イメージで提言をしまいましたが。今この遊んでいる町の土地、これを開発までの間に何かの利用方法はないのかということ考えたときに、やはり駅東地区、県道成田線に面した部分をやはり考えて活用してはどうなのかということを考えて提言をしているわけです。

そして今、須賀川の「はたけんぼ」に見られるように、直売所というのが大変農家に受け入れられて、町の消費者にも受け入れられて、大変な活気を示していると。JAさんの筆頭事業だというふうに言われております。これをやはり我々は参考にして、JAとも協力をして、ここに道の駅を開いて町の活性化に、農家の方々の所得の自助に、直売所などを道の駅にどんどんつくって農家が少しでも、今大変低米価とか何かの中で苦しい状況にあるわけですから、ここに対して何とか手を差し伸べる、それが私は町政ではないのかというふうに考えているわけです。第1点の問題は、そういう点から提起をしております。

2つ目は、温水プールの指定管理制度の見直しをということです。

私は、この温水プールに定期券を買って通っているんです。いろいろ問題を指摘しているんです。しかし、この問題の指摘が、非常に対応が散漫で、例えばスライダー室のいすが壊れていると、ぐらぐらすると、壊れてけがをしたらば、上で立ち上がってストレッチやったりする人いますから、倒れたらけがをするんじゃないかということ指摘をしてかなりの時間がたつんですけれども、一向に直っていない。上がってちょっと体を動かすと、ぎしぎしと鳴る、そのままくぎでも打てば直るであろうというものが直っていない。

そして、エネルギーの無駄遣いというものが非常に顕著であって、何回も言うんですけれども、ウォータースライダーなどが、だれも利用しないのに夜通しといいますか、夜時間中に大量の水をポンプでくみ上げて落下をしてエネルギーを浪費していると。こういうことに対して何ら改善を、言っても改善がなっていない。これは一体何なのかということでございます。

やはりこれは直営にして、町の、議会に出席をするような人が管理者としてなって、そして一々そういうものに敏感に対応できるようなシステムがないとだめなんではないかと。さらに、労働条件を聞いてみますと大変、町がワーキングプアというものをこういうものを通じて作り上げているという仕組みについても、かなり問題ではないのかというふうに思うわけでございまして、これはやはり町が直営とすべきではないかと。特に、今このひな壇に並んでおられる管理者の皆さんも、間もなく定年退職という方々がたくさんおられます。この人たちの中からそういう経営に意欲のあるような人を選んで、ぜひその管理に当たっても

らえば、もっと町民の側に立った、使いやすい、利用しやすいような温水プールというものができるとはならないかというふうに考えているわけでございまして、この辺について問題提起をすることでございます。

3点目は、がん検診事業の充実ということです。

これは予算審議の中でも私議論をしたんですけども、全く町当局の誠意というのがないんです。非常に問題だと思っんです。総務省が交付税を倍増するというをやっているんですけども。町も人間ドック、65歳以上は数年間やらなかったんですね、今度は65歳以上やると復活したんですね。そうであるならば、やらなかった数年間の65歳の人たちの人間ドックは復活させるべきではないかと思っんです、私は。しかしそれはやらないと言っんですね。なぜかその年代だけが排除されてきたというのは、私も引っかかっているからでございますけれども、非常に不本意だと。

これはやはり復活をさせて、やはり漏れた人たちに対しては検診をさせると、人間ドックをやると、こういうことはすべきではないか。そうでないとその人たちだけが、何か町政の中で人間ドックというものを、差別をされてきたということになるんでございますから、そこはカムバックというものをぜひ強く要望しておきたいと思っんですし、さらにさまざまな面でがんの検診率を高めると。そういうものをやっぱり、今話題になっているマンモグラフィーの、女性の乳がん検診だとか、そういうものをもっともっと大胆に行って検診率を高めて、そしてがんの早期発見、早期治療に進めるべきではないのかということを考えるわけでございまして。

つい先日、2月21日ですからつい20日ほど前、こういう方針も出ているわけですから、ぜひそれを受けて、その交付税というものを有効に活用して、がんの早期発見、早期治療に向けて町は力を注ぐべきではないかということを考えて提案をいたしました。

4点目は、定額給付金事業の取り組みについてでございますが、これは大変話題になってきたんですね。これはいろいろ、採決でかなり議論を呼んだ案件でございます。しかし決まりました。決まった以上は有意義に、速やかに、無事に、さらに町の商工業の進展のために活用するべきではないかというふうに思っわけでございまして。この中でも書いていますけれども、村によってユニークな、いろんな取り組みがされております。いち早くこの定額給付金を渡して、全国に名前を知らしめたような町や村もございまして。大変頭のいい村長さんじゃないかと思っんですけども、そういうことで全国に名前を売る宣伝効果というものは大したものだというふうに思っんです。

我が町としてはこの給付金をどのようにして配布するのか。各町村でいろいろアイデアがありまして、例えば大玉村は県内トップをやってきたとか、それから須賀川などでも定額給付金の支給に合わせて商品券をやるんだと。全国的にも698の市区町村が商品券を出すん

だということですね。これにはプレミアをつけて、そのプレミアの分については町が負担をするというふうな例もあり、大変町の商工業の活性化のために活用しているというふうな実態が報告をされています。須賀川市などにおいても、商工会と市が一体となってそのお金が地域経済に確実に働くように取り組みをしておるんですけれども、我が町において商品券とかそういうものは考えていないのかどうか。商工会とそういう面での話し合いなどをされているのかどうなのかをお尋ねをいたして、1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えをいたします。

1番の、駅東地区町有地に道の駅をという質問、ご提言でございますけれども、駅東地区の土地区画整理事業区域につきましては、全体計画の見直しによりまして、都市計画用途地域について大きく変更が行われました。特に準工業地域と準住居地域には業務施設地区と幹線沿道地区の地区計画も導入し、産業活性化の土地利用を図ることとしております。

ご提言のありました道の駅につきましては、施設整備や地場産品販路拡大などの経済効果を初め、町のPR効果や交通事故防止などさまざまな効果もあると考えられ、駅東開発にとりましても有効な手段の一つであると考えます。

しかし一方で、この地区の交通量や財源問題、財政的に区画整理事業本体に及ぼす影響なども考慮しなければなりません。こうしたことから、道の駅建設計画につきましては、町全体の観点から、駅東全体計画との総合的な見地から慎重に検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、ほかの質問については担当課長等のほうからお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答え申し上げます。

2番の、温泉プールの指定管理者制度の見直しというふうなことでのお尋ねでございますけれども、町民プールについては平成10年度から平成18年度まで監視と清掃業務を委託し運営してまいりました。地方自治法の改正によりまして指定管理者制度を導入することとなり、平成19年度から3カ年の指定管理者を指定し、指定管理者制度による運営は現在2年目となっております。

指定管理者制度の導入によりまして、導入前と比較いたしますと、町会計の町民プールに関する収支では年間700万円以上の節減効果があったことや、指定管理者の負担する灯油の

使用量については約12%の節約が見られるなど、経費面からすれば一定の成果があったと考えております。したがって、指定管理者制度により、以前の一部業務委託よりも運営が改善されたと認識しております。

現在の指定管理者は平成19年度から3カ年でありまして、平成21年度が最終年度となります。したがって平成22年度に当たりましては、直営、指定管理者双方のメリット、デメリットを検証するとともに、多方面から十分検討し、設置目的である町民の健康づくりと健全な運営を図るための最善の方法を考えてまいります。

以上、私からの答弁とします。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな3番のがん検診事業の充実についてでございます。

国では、がん対策推進基本計画において平成24年度を目途にがん検診受診率を50%以上に引き上げる目標を定めております。本町のがん検診の受診率は、平成20年度は人間ドック受診者も含めると、胃がん30.9%、肺がん41.2%、大腸がん22.6%、子宮がん36.9%、乳がん36.6%となっております。

がんは死亡原因の1位ですが、何よりも早期発見、早期治療が肝要であり、1人でも多くの方にがん検診を受診していただくように、これまでさまざまな啓発活動を実施してきたところでございます。受診率向上のために、21年度から乳がん検診の集団検診を1日ふやし2日間の実施とするとともに、胃がん、肺がん、大腸がん等の集団検診につきましても、土曜、日曜の検診を1日ずつふやましてそれぞれ2回行うこととし、若い世代の皆様にも受診しやすい環境づくりと検診機会の充実を図りたいと考えております。

また、多様な広報媒体を活用してがん検診の重要性と積極的な受診を周知するとともに、特に初回受診者や長期未受診者に対する周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、大きな4番の定額給付金への取り組みについての、我が町はどのようにして配布するかについてご答弁を申し上げます。

定額給付金の概要につきましては過日の委員会、協議会でご説明のとおりでございますので説明を省略させていただきますが、配布の方法につきましては、定額給付金事業とあわせ

まして子育て応援特別手当事業を、2事業を一括申請できる様式といたしまして、今週の19日に簡易書留にて全戸に配布する予定になってございます。

ご質問の、須賀川市等ではプレミアムつき商品券で町活性化を図ろうとしているというふうなことの中で、本町においての考え方はというふうなことでございますが、ご承知のとおり本町におきましては、毎年度12月に商工会の事業として5%のプレミアムつき商品券発行事業を実施しているところでございまして、今回の定額給付金の事業に伴いましては協議、検討をしてみましたが、今回はプレミアムつき商品券の発行は考えておらないというふうなことでございました。ただ、同封の中には地元消費をお願いするためのチラシ等も同封をいたしまして、地元消費を町民の皆さんにご協力いただくことにしてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

まず、駅東地区の問題なんですけれども、確かに何かをやれば困難とか障害というものはいろいろあるわけです。ただ、我々が心配をするのは、あれだけたくさんのお金を投資して購入した土地が何ら活用されないで放置されて、いつまでもいつまでもさらしておいていいものかどうか。一体あの土地について町としては、今度は工区を分割するわけですから、最後のころは何十年も先になるというふうに言っているんですね。何十年も先まであの土地をあのようさらして、毎年毎年除草にお金をかけ、高い金利を払って、そしてあの土地を保有することは一体妥当なんだろうか、何かの活用はないものだろうかということを私は考えて、今問題提起をしております。

確かに、通行量でいけば4号国道がいいんですけれども、ただ、いかんともあそこには町の大量の土地があるということですね。この土地をどうやって活用するんだということを私は問題提起をしているわけですから、この土地をどう活用するのか、こういう問題をもう一度お尋ねをしておきたい、再質問したいというふうに思うんです。

いろいろ今、教育長から温水プールの問題で答弁がございました。

しかし、この温水プールの今の指定管理者制度、私は毎日のように行って見せていただいておりますけれども、大変問題のある管理になってきているんじゃないかと思うんです。いろいろ先ほども言いましたけれども、指摘をしても直接、会社は福島のほうにあってめったに顔を見せないせいだか何だかわからないんですけれども、何ぼいろいろ言ってもさっぱり改善がなされないということで、非常に管理自体がどうなっているのかというふうに。ただ現場に任せて、グループ長というんですか、リーダーですか、リーダーとかという者を1人

置いて何かみんな任せて、それであとはもうけだけを福島のほうに持っていっているような気がしてならないんですよ。

いろいろ私は細かいことも言うんですけども一向に改善をされない。非常に残念な管理になっている。例えばロッカーのかぎなどについても、たくさん壊れているんです。一向にこれは直らない。そして、これは取りつけ時点からの問題なんですけれども、みんな腕にはめるようになっているバンドが、バンドを引っかける、金具じゃなくてプラスチックになっているもんですから、もぎれてしまって腕に取りつけられないというような状態のバンドがたくさんあります。そっちのほうが多いいんです。きちんと腕にはめられるバンドよりも、つめがなくて腕にとめられないというバンドが圧倒的に多いいんです。しかしそれも一向に改められない。

本当に問題だらけでございまして、これはやはり責任ある立場の人があそこにいるような、そういう管理にしないとだめなんではないかというふうに、私はしょっちゅう利用している立場から、見てきて発言をしているわけでございます。今のままでは困りますよと。

例えば指定管理にしても、そういうクレームがお客様からついたらすぐに対応するような指定管理者でなければだめなんではないかということをお願いしているわけでございますから、同じ指定管理でいくにしても今の状況は困ると。このことをまず認識をしていただかねばならないというふうに思います。

3番目は、健康福祉課長の答弁は聞かせてもらいましたが、私が質問の中で言ったがん検診、人間ドックも重要ながん検診の一つだと私は思うんですけども。その人間ドックを、65歳を取りやめて何年か来たね、そしてその中でできなかった人たちを、今回65歳のドックを復活した時点で拾い上げて検診をさせることはできないのかという質問をしているんです。これは担当課が違うのかな、違うなら違うなりにその課長から答弁をいただかないと、これは答弁漏れになりますからね。ぜひこれははっきりと答弁をしてください。そういうことはやる気がない、その年代については運が悪かったというんだか何だかわからないけれども、答弁をお願いしたいと思います。

あと、4番の定額給付金ですね。これもせっかくこれだけのお金が町に落ちるときに、町の商工振興に役立てられない、やっぱり町も商工会も大変残念だなと私は思います。これはどこでも使えるお金ですから、どこに流れるかわからないんですけども、少しでも町の中にとどまるような施策はとれなかったのだらうかと大変残念に思いますが。今のところはその考えがないということでございまして、非常に残念であるということが1点と、あと、いわゆる振り込め詐欺ですね。例えば郵便で行きますね、その郵便を例えば盗んで、偽造して別な振込み番号を書いて投函したらばそっち側に振り込むなんていうようなことはできないのか。そういうことを防止するためにどのような配慮がなされているんだらうか、この点に

ついて再質問でお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番議員の再質問にお答えいたします。

駅東地区の道の駅の関連の質問でございますが、先ほど答弁申し上げましたけれども、確かに駅東の中には町有地がかなりございます。その有効活用ということも我々は常に考えているわけでございますが、先ほども一部答弁いたしましたように、用途地区の変更を行いまして、そしてできるだけ他業種もそこに導入することによってこの開発を進めよう、また、事業益を生み出そうということで、第一のクリアは終わりました、今用途地域のいわゆる見直しが進んだところでございますので、今後はここに、厳しい経済情勢ではありますが、できるだけ企業等を誘致するように力を入れていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、3番のがん検診について先ほど課長のほうから答弁いたしましたけれども、65歳についてのお尋ねでございますが、この65歳については今までも何度か実施できないものかという、皆様方からもご意見いただいていたところでございまして、新年度からこの65歳の検診の導入に踏み切ったところでございます。したがって、今までの65歳で漏れた方をということでございますが、制度というのはどこかでやはり改善あるいは導入ということがございますので、その端境になって漏れた方の救済ということ、これも一方ではそういうことも言えるかもしれませんが、どこまでかという歯どめということもこれも非常に難しい。制度というのはやはりどこかで区切りをつけて新しい改善に立っていくということに私は思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番議員の再質問についてお答え申し上げます。

プールの管理についてのお尋ねであったと思いますが、指定管理者にお願いをして今管理していただいておりますけれども、すべて指定管理者が管理を完結するというものではなくて、最終的には教育委員会も管理責任があるというようなことでございますので、指定管理者それから教育委員会あわせて管理をしていきたいというふうに思っております。

さらに、さまざまな修繕またはクレーム等で費用がかかることについては、教育委員会のほうで予算を確保しながら管理をしていきたいというふうに思います。

さらに、町民プールの運営協議会という組織がありますので、指定管理者それから教育委員会の中でさまざまなことについて改善を図るといような組織でございますので、町民の声としてこういうことがありましたよということはぜひ伝えて、よりよい管理を目指していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

定額給付金の関係のご質問でございましたが、その中では、ただいまご質問にありましたとおり、定額給付金、本町におきましては2億円近い金額が給付されるものでございますので、地域経済の活性化に幾分ともつながるような消費の仕方というようなことで、住民の皆さんにもチラシをお配りしながらご協力をお願いしたいというふうに考えてございます。

また、この中で一番危惧されるのがいわゆる振り込め詐欺というふうなことで、ご質問にあったとおりでございますが、そちらにつきましても、19日に全戸発送いたします申請書の中に、振り込め詐欺等の注意を喚起するパンフレット等の同封を初め、町の広報紙の中で振り込め詐欺に遭わないようなPRをしていきたいというふうに考えてございます。

また、給付に当たっては本人確認、それから代理人申請もございますので、代理人の確認を行いまして、チェックにつきましては厳正に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再々質問をさせていただきます。

最初の道の駅、いわゆる町有地の活用の問題でございしますが、町の庁舎の建設の用地として買ってあるわけですね。でも、なかなか今の状況では庁舎ということにならない。そして、さらに区画整理を5つの工区に分けて配分をすれば町の土地がばらばらに、5カ所に分散をされてしまうという状況があるわけでございますが、これを、私は前から言っているんですけども、1カ所にまとめるというふうな施策が何をやるにしても必要なんじゃないかと思うんです。そういうせっかく換地ができて本当は1カ所にまとまるようになっていたのをまたばらばらに分解してしまう、この損失は非常に重大だと思うんですけども。この用地を町がばらばらにしていくのではなくてまとめていく、そういう努力というものはできないものだろうかということをいつも考えているんですけども、その辺の考えがもしあればお尋ねしたい。

それから、温水プールの指定管理制度でございますけれども、やはり教育委員会も管理しているという話でございますから、業者でなかなか対応できないという場合は、投書箱みたいなのを会社は設置しておくんです。やっぱり教育委員会もそういうものを設置するなり、あるいはアンケートというか投書を見ていく、あるいは別に設けるとか、そういうものでやっぱり、利用者の声を会社が吸い上げていないときには教育委員会が吸い上げて会社に指導すると、こういうようなことも必要なんではないかと。今の管理の状況を見ていますと思うことでございます。

さらに、私がいつも心配しているのは、ここがほとんどアルバイトのような若い人を非常に劣悪な賃金で使っているわけです。こういう大量のワーキングプアみたいなのを町がつくり出していったいいのだろうか。これはやはり今の雇用破壊と同じように大量の若い人の、あそこで働いていたんでは恐らく結婚なんかできないんじゃないですかね、特に男性の場合なんかは。そういうものを直すためにも、これからもこの問題は提起をしていくということをお願いしておきたいと思います。

あと、がん検診ですが、町長答弁の中で、年齢を65歳と要望があったから65歳にしたと、どこかで区切りが必要だと言うんですけれども、その前はやっていたんですよ。間ちょっとだけ抜けちゃったんですよ、だから私は言っているんです。新しく65歳が、ここで初めて65歳以上のがん検診がつくられたというんだったら、私はそれはそれで納得するんですけども、65歳でやってきてちょこっとの間切れたということですね。まして今ここに書いてありますように、がん検診を実施している市町村に配分する地方交付税を倍増すると総務省は言っているんです。こういうものを活用して人間ドックの枠を拡大して、その数年間の65歳の検診に漏れた部分をやはり人間ドックに、希望者について補助金を出して参加させるべきではないのかということをお私に考えて質問をしているわけでございます。

4点目の定額給付金でございますけれども、先ほどの答弁には、ちょっと答えていないんじゃないかと思うんです。振り込め詐欺で、例えば返信をするわけですね、郵便が抜き取られて口座番号を書かれたらばそっち側に行っちゃうんでないかと、そういう心配についてどういう対応をしているのかということをお質問したわけでございますから、その点の答弁がないと。その辺をどういうふうに対応するのか、そこをひとつ総務課長、考えているのであればお知らせをいただきたいということで、私の再々質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番議員の再々質問にお答えをいたします。

駅東地区について、町有地約11ヘクタール現在でございますけれども、先ほどもお答えいた

しましたように用途区域が変更になりまして、仮に企業が張りつきたいということになればそういったところに、他の地権者のご理解をいただけるならば町有地をそこに集積をして分譲すると、お渡しするということも可能だと思います。これについては他の地権者の理解ということが前提になると思いますが、そういう方向で努力していきたいと思っております。

それから、3番のがん検診についてでございますが、確かにお尋ねのようなことでしたが、特定健診が始まるということで、65歳の検診は事務当局の考えでこれはいいんじゃないかということで一たんこの65歳を見送ったことも事実でございます。しかしながら、いろいろとご要望があるということ、しかもがんという非常に怖い病気に対して検診をして、事前にそういった安心をしていただくという観点から、あえて65歳をまた検診導入ということに踏み切ったものですから、大変その間の方には気の毒だと思いますけれども、制度ということをぜひご理解をいただいて、一步前進をしたということにとらえていただければと思っております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番議員の再々質問についてお答え申し上げます。

現在、教育委員会としましては、町民プールについて定期的または不定期の査察を行っております。その中で管理について、また、今いただいた意見などを踏まえながら強化してまいりたいと思っております。

さらに、町民プールの運営協議会という組織を教育委員会とそれから指定管理者の間でつくっておりますので、そういった中で、利用者の声なども聞ける場でもありますので、今いただいた意見などを踏まえながらさらに管理を強化して、さらに町民に喜ばれる施設として管理をしていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

いわゆる代理人の申請の場合の取り扱いということでございますけれども、代理人が申請できる場合については限られてございまして、世帯主の方と同じ世帯の構成者、また基準日で世帯主の方と同一の住所に居住しかつ生計を共にされた外国人の方、また世帯主の法定代理人というふうなことでございます。

そのほか民生委員、世帯主の方の親類、その他平素から世帯主ご本人の方の身の回りの世話をしている方で町長が特に認める方というふうなことでございますので、いわゆる不正で

全くの第三者が申請をして、その方というふうなことではございませんで、いわゆる給付に際しても振り込みが大原則でございまして、口座がないというふうな方に限って現金給付をするというふうなことでございます。

その際にも本人を確認し、各人の方法としては写真つきの証明書、いわゆる免許証並びに写真つきの住基のカード、それから、2つ自分を証明する公正の証書等のものがあればそちらの方に交付をするというようなことになっておりますので、本人確認を厳正にチェックした後に支給するというふうなことでございますので、全くの第三者にお渡しするようなことはないように、先ほども申し上げましたが、チェックは厳正に行ってまいりたいというふうな考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

木原秀男君

議長（仲沼義春君） 次に、10番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 10番議員、木原秀男でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

日本の古代においては、言葉は言霊だという考え方がございます。言葉には物事を創造する霊的な力があるとも信じられてきております。現代でもそうでありますが、聖書にも、初めに言葉ありき、そして言葉は神なりきとも言われております。言葉には一つ一つの使い方、人を殺したり、傷つけたり、あるいは褒め言葉といたしますと、豊かさに人生を左右することが多々多いことがございます。

例えば、世界の発明王と言われたトーマス・エジソンの話であります。10歳のころ、エジソンは学校の先生からこの子はもう教えようがないよと、別な学校へ行くようにと命じられるような子供だったそうでございます。エジソンは特に記憶力が悪かったらしく、そのため学校当局は彼を低能児とみなし、今でいえば特殊の学校へ行くようにと命ぜられたということでございます。ところがエジソンの母親は、学校の先生方の決めつけ判定をうのみにせず、およそだめな子はいないんだと、この世には1人もそういうふうな子はいないんだということで、よいところがほかにはいっぱいあるんだ、きっとあるんだということで、それを見つけて伸ばしますと、きっぱりと言い切ったそうでございます。

エジソンのいいところをというふうなものは、物事に熱中しますと異常なほど熱中する、一心不乱に打ち込む姿を母親はよく知っておりましたから、学校の先生の能力判定にひるむ

ことなく、ここから必ず何かいいものが生まれるはずだと信じて育てたようでございます。そうして世界の発明王になったというふうなことでございます。母親の子を信ずる、このようすばらしい、信ずるという一つの言葉でも、1人の人間の人生を左右することもあるというふうなことでございます。

ここで、日本の戦後の学校教育の話になりますが、日本の学校教育は、詰め込み教育一辺倒であるとも言われてきております。この教育という日本語を英語で言いますとエデュケートと言いますが、つまり引き出すこと、個人個人のよいところを引き出すことをエデュケートと言いますが、外国ではそういうふうな名前を教育というふうな字に当てはめております。今までの学校教育は、大部分とかしか言いようがございませんが、暗記力やそれを詰め込む教育に専心してカリキュラムをこなすことを先生方は学校から強いられてきております。先生方が悪いとは私は思っておりませんが、文部省の方針はどうかなというふうには思っております。

ところが、日本にもそのエデュケート、つまり学校教育の、個性を引き出す教育を実践した人がおります。その人は幕末の志士、吉田松陰、松下村塾をつくった方ですが、我が町議会も山口県萩市に研修して松陰神社を見てきております。彼の教育の目標は、教育とはその人の長所を引き出すことを第一義とする、短所を矯めることを第二義とすると松陰神社の看板には掲げてございました。いわゆる人の心の土壌に個性を伸ばす言葉の種をまけば、言霊ですね、いつか発芽し成長する、これが長所を伸ばす、吉田松陰の教えでありました。第二義的に、自分の短所的なものを抑える、この雑草を刈り取ることによって、自分の欠点を直す作業も並行して進める、これが吉田松陰の主なる教えでございます。

ですから、言葉には現実をつくりだす力がある、言葉のよしあしによって、言葉の使い方によって人間は変わるのだ、環境も変わる。その言葉の魂は、すなわちそれを言葉といいますが、これからその明治時代に、高杉晋作や伊藤博文、木戸孝允らが松下村塾を卒業して明治時代をリードした、幕末をリードしたというふうな方たちが出ております。

とにかく今の時代は、先ほども申されておりましたが、オレオレ詐欺のような猟奇的な事件がまかり通っている時代でもございます。また、滑り台社会とも格差の社会とも言われております。滑ったら途中でとめてくれるセーフティーネットがないというふうなことのようにございますが、雇用保険などの社会保障制度のごらんのとおり十分に機能していないから、滑り台を落ちたら逆から上って上がることもできない難しい時代だというふうに言われております。

世相混迷の時代到来とはこのような時代をいうのかもしれませんが、世相混迷の時代であればあるほどしっかりと自分自身を見つめ、自己確立が必要な時代に入ったのではないかと思っております。そのためにも常識というものを一度疑って、それらに染まっている自分の

心をきれいに洗い直してみる必要がある時代というふうなことでございます。原点回帰、もう一度原点に戻ってみる必要があるかと思っております。

質問に入ります。

行政運営についてであります。1つ、平成21年度の当初予算の編成の方針について。

財源不足の折、攻めの予算編成とはどのような予算編成なのか。特にどのような点について重点的に予算を投入して、町民に対する行政サービスの効果を上げるのかについて1つご質問申し上げます。

政局は、いつ総選挙があってもおかしくない情勢になっておりまして、国においては生活対策及び生活防衛のためと称しまして、緊急対策として各自治体の各施策の実施と支援のために既定枠の加算とは別枠で地方交付税を増額したと言われております。全国の市町村の団体は21年度の当初予算づくりに奔走しておりますが、我が町もご他間に漏れず、第4次総合計画の理念に基づき「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向かって効果的かつ財政の健全性を堅持しつつ、町民の視点に立ち効果的な予算の配分に努めたと町長は発表しております。こういう不景気の中、我が町の予算編成はどのようにめり張りをつけたかをお尋ねいたします。

(2)番、職員の適正配置と定数管理についてでございますが、これは町民の素朴な意見、私の素朴な意見でございますが、役場というのは、町民のために役に立つ場所であるから役場というふうなことに聞いております。また、公共のサービス業ということも忘れてはならないことと思っております。その役場の行政事務についてであります。職員の方々は今どき最新型のパソコンやコンピューター、あるいはインターネット等関係の機器類を使いこなせなくては仕事にならないところでございますが、しかし、予算書を見ますと、何と外部委託が多いことかというふうな目につきます。そうしますと私は、単純に考えれば、人をすぐに雇う分だけ最新型の機器を導入しているものと解釈しておるんですが、しかし外部委託の割には、また最新の事務機器導入の割には一向に仕事の量も減らない、これはどうしたことかなというふうな素朴な疑問でございます。

そして、こういうふうな最新型の機械を導入して、余った時間はというふうに使っているのかなとも町民は思っております。例えば、余った、余ったと言っては申しわけございませんが、機械導入や外部委託などで仕事の量、そういうふうな方が減ると思っておりますので、その分の人員的な職員さんは別な課に回せるのではないかなというふうな私の意見でございます。そうしなければ、外部委託した分や最新型の機器類を購入した分だけ負担増になっているのではないかと思っております。そして、何の課でもなる、おかしいなというふうな気がします。

ですから、今の1万3,000人の人口においては職員定数は何人くらいが適切なのか、ある

いは適正配置についてはどのように考えているのか、お尋ねするものでございます。

3番、町長の専決処分及び繰越明許費についてでございますが、どのように解釈しているのかというふうなことで、いわゆる法の解釈についてちょっと聞いておきたいことがございます。

全国的に専決処分議案がふえているそういうふうな地区は、東京や大阪など大都市に近い、そして新興地、衛星都市に非常に多いというふうに言われております。すなわち行政に関心のない、関心の薄いところというふうに言いかえてもよろしいかもしれません。幸いに我が町では平成21年度の提出議案によりますと1件のみの専決処分でございますが、組合等の住所変更とか名称変更とかというふうなことでございまして、数字には影響ないことでございますから、非常によりよくいっているのではないかと考えております。そのような専決処分に関しては法の解釈、いわゆる自由裁量か法的な裁量かをお聞きしておきます。

(3)、町長の繰越明許費についての法的な解釈、これも同じですけれども、地方公共団体の予算は1年会計、単年度会計独立の原則によって毎年度決められておりますけれども、いわゆる翌年に持ち込むというふうな繰越明許費は自治法第213条で決めておりますけれども、この数字とかこういうふうな議案は、結局確実に予算が決まったものを、補助金とかそういうふうな確定を得るまでに予算化を見合わせたようなときにのみ使えるというふう聞いておりますので、そのような法的な解釈をお願いしたいと思います。

当初予算でやるのかということと、補正予算でやるのが正しいのか、どちらでやるのが正しいのかなというふうなことで、もう少しちょっと、通告漏れではございましたが、金額の議会修正は可能かどうかということもできれば答弁願えればありがたいと考えております。

それから、職員の給与制度でございますが、職制の参事職についてお伺い申し上げます。

職員の給与制度は職務級の原則によって決まっておりますが、国家公務員は11級段階、都道府県は10級段階、市においては7級段階、町村は6級段階ということに自治省、今の総務省から指導されておるようですね。ところが、この級表は各団体によって表向き条例で定めるというふうなことも聞いておりますが、現実は大都市、中都市、大都市近郊の衛星都市ではかなり乱れているというふうにも聞いております。一たん膨れ上がった給与は戻しがきかないということも伺っておりますが、どこの団体でも財政危機、財政危機、財政改革、財政改革と口が酸っぱくなるほど、耳がおかしくなるほど聞かされております。

我が町においては課長以下いろんな階級がございますが、この参事職というのは、私が知っている範囲では任意設置事項と見ておりますが、その辺で財政危機の折、参事職はいらないのではないかと私は思うところなんです。参事職になりますと、横にスライドしますと、二、三万給与が違うというふうな級数の金額的なものがございます。財政危機の折、このような件に関してはどういうふうに関心をお尋ねします。参事職の課長は何人

いるのか、設置事項は任意事項のため見直せないかというふうなことでございます。

住みよい町づくりについてでございますが、住みよい町づくり。福島県の人口ですが、過日の新聞報道によりますと、ことし1月1日現在の推計値、県人口が発表されておりますが、推計総人口は総数で205万4,095人、男99万7,100人、女105万6,995人、ピーク時よりは、ピーク時は213万8,454人でありましたので、8万4,359人の減となっております。

幸い我が町は人口が、微々たるではございますが少しずつふえているというふうなことでございますが、ふえている市町村は、北塩原村、大熊町、西郷村、大玉村、郡山市と鏡石町の計6市町村となっておりますが、人口がふえればいいというふうなことばかりではなくて、いろんな面で、ごみもついてきます。いろんな面で時代の流れが速くなります。

また、1月30日付の民報新聞によりますと、高校生に対するアンケートが、興味深いものがございました。福島県について将来は住みたいが10%、住みたくないは21%、わからないが29%となっておりますが、住みたい回答の中身を見ますと、ずっと住みたいは10%、一度県外に出ても将来は戻ってきたいが40%もございました。反対に住みたくない理由、これは希望ある就職先がない、魅力あるイベント施設がない、日常の買い物、通学、通勤など生活が不便である、市街地に活気がないなどなどありましたけれども、やはりある程度住みよいまちというふうであれば、医療関係とか施設とかというふうなものも大分すばらしくよくなっているとは思いますが、そういうふうなものをイメージしているというふうにかがわれます。

福島県のイメージについて。穏やか21%、広いが20%、美しいが11%、温かい、安全であるが9%となっております。

どのような県になってほしいか。豊かな自然環境が守られている県に、2つ、災害や犯罪が少ない、安心して暮らせる県に、3つ、買い物が便利で市街地に活気ある県になってほしいなどなどでございます。

ちなみに、隣町の矢吹の善郷小学校のアンケートも載っておりました。自分の住んでいる町についてどのように感じているか、小学生に対するアンケートです。紹介しますと、小学生が思っている町については、矢吹町ですからね、これは。通学路に危険な場所がある、自転車専用道路をつくってほしい、3、輸入食品の危険性のない町になってほしい、輸入食品の危険性、やっぱり子供は感じている、工業用米の横流しの件、恐らくその事件の真ただ中のアンケートだと思います。子供は知っております。ウナギ産地偽装の件、これもすごい。空き店舗が気になる、ごみのポイ捨てが多いなどなどなのですが、子供は大人を写す鏡であるとよく言われておりますので、自然環境についても住みよい町についてもやっぱり見ているところは見ているのだなというふうに感じております。

住みよい町づくりについて。

( 1 ) 鏡石第一小学校の学校林の伐採について。

国道4号線の4車線化に伴い学校林を伐採するようですが、できる限り木を残してほしい。自然のままにしていっていただきたい。

2つ、不時沼公園の街路灯について。

公園の周りの道路の防犯灯でございますが、外路灯に切りかえることはできないかというふうなことでございますが。要するに、公園の外側が防犯灯になっておりますよね。今は大変な、青色ダイオードなんかできてきて、すばらしく安く、40倍も安いんですって。明るさは45倍も明るいんですって。数日前の新聞に載っております。だから、急激じゃなくても徐々に切りかえられないかというふうな点をお尋ねしておきます。

( 3 ) です。「こども110番の家」についてでございますが、「こども110番」の車とか家とか、一生懸命子供を見守る姿があらわれておりますけれども、110番の家についての実績はどのようなものであったかというふうなことでございます。

それから、ポイ捨てのない町についてですが、ポイ捨てはいまだなくならない。子供の目で見ると、小学校の前にきれいな町についての標語が掲げてありますけれども、中学校も同じですけれども、これも過日の新聞でございますが、「ポイ捨ては大人の世界のことだから」というふうに出ていました。だから、そういうふうな標語はあそこには飾ってありません、小学校の前も中学校の前もありません。しかし、こういうふうな標語もあったということで、阿武隈時報社の新聞に載ったんですが、「ポイ捨ては大人の世界のことだから」、これどういうことなのかなというふうなこと、よく考えてみました。いまだかつてわかりません。

大人と子供は違うのかなというふうに子供は考えているかもしれない。「ポイ捨ては大人の世界のことだから」、ポイ捨ては大人はやっていいということなのかな、「大人の世界のことだから」、だから子供というのは、やっぱり大人と子供は、自分たちは区別つけているのかなというふうな気がした皮肉のような標語ですよね。だからやはり、子供は見ているなというふうな気がします。

それから、( 5 ) 町の空き地、雑草の草刈りについてでございますが、空き地の雑草処理、管理はどのようになっているかということでございますが、例えば清水食品の跡地、ぼうぼうでございます。年に3回くらい刈らないと非常に難しいです。あそこの空き地にちょっと張り紙なされましたけれども、アベックが入り込んだり、車が入り込んだりしてタバコを吸っている、ポイっと捨てる。こういうふうな現状はどのようにとらえたらいいのかなということで、たびたび町民の方から連絡があって、それはやはり定期的に、年に3回くらい刈らないとだめだと思うんです。

そこばかりじゃないです、あとは横川さんの土地の土手、あと、岡の内橋を渡って向こう側の左側あたりのあれもそう、もちろん横川から突き当たった左に行くあそこのあれもちょ

っと怖いですね。そしてあと、境関係の空き地も何区画かはあります。要するに怖いところですね。タバコをぽーんと捨てられると燃えるようなところがございます。春先の火は見えないというふうなことを言うんですが、何だろうと思ってよく聞きますと、やっぱりかげろうか何かゆらゆらして、そういうふうで春先の火は怖いというふうに年配の方は言っております。

(6) 町なか景観と、廃車や廃タイヤ整理はどのように指導していくのかの件でございます。

四車線化の折そこの、本当にこれは役場のすぐ近くにバスの墓場みたいな、自動車の墓場みたいなところがございますよね。4車線化の折、何とかありませんか。景観条例あるんじゃないですか。何とかありませんか。どのようにご指導していくのかお尋ねするものでございます。

それから、(7) 町の立て看板の整理はどのようになっているのか。

前も質問したことございます、整理して何とかしたいと思いますという答弁がございました。しかし全然整理されていない部分が、立て看板あります。そして、国土交通省の道路標識とか道路交通法、こういうふうな看板はきちっとさずがになっています。しかし、町関係の看板、例えば小学校の前の、シートベルトを言っている看板だと思います。シートベルト、ここくらいまでしか見えない。それは気がついていると思うんですよ。玄関で正面で入り口のところにでんと置いてある。シート何とかと書いて、想像して読むしかないというふうに立ててあるのかなとも思っているんです。そんなことないよね、直すべきですよ、絶対直すべきだと。

それからあと、消火栓、防火水槽関係の立て看板が曲がっていたり、ミラーが落っこちていたりとか、先端くるっと動かしている。このまま、あまり私は感じ良いと思っておりません。防火水槽関係の看板がはがされたり、仕切り弁とか排泥弁何とかというふうな看板、特にひどい。前も言いましたけれども、全然直っていなかったということです。全然直すあれがないのかなというふうに思っています。

以上で終わります。

議長(仲沼義春君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

[町長 木賊政雄君 登壇]

町長(木賊政雄君) 10番、木原秀男議員の質問にお答えをいたします。

1番の行政運営について。(1)平成21年度予算編成の方針についての質問にお答えをいたします。

本定例会の冒頭ご説明申し上げましたが、国の新年度予算においては現下の経済情勢を踏

まえ、地方財政計画の中で既定加算とは別枠で地方交付税の1兆円増額、雇用創出、地域の景気回復のための財源に充てるものとしており、町としてはこのことを踏まえ、平成21年度の予算編成に当たっては第4次総合計画に基づき、快適空間づくり、元気づくり、活力づくり、人づくり、地域づくりの5つの柱を機軸に各種事業の優先的かつ効果的な配分に努め、一般会計予算の総額では39億4,000万円と前年度に比べ、1.5%、6,000万円増と5年ぶりの増額の予算となりました。

特に主要事業計画の中で、新規事業としては、地方道路整備臨時交付金事業として東北ニプロ株式会社鏡石工場の南側の中外線道路改良工事、上水道、第5次拡張事業として南高久田水源施設整備など、町の将来の基盤づくりに取り組む予定です。

また、ソフト事業としては、新たに健康づくり事業の中で母子保健事業の妊婦健診の15回までの公費負担の拡充、生後4カ月までのお子さんをお持ちの全家庭を、保健師等により訪問指導するこにちは赤ちゃん事業、65歳の方を新たに人間ドックの対象者とする事業、高齢者福祉事業の中では、はり、きゅう、マッサージ等施療費助成事業の対象者を75歳から70歳へ拡大、障害者地域活動支援センター運営補助、乳幼児児童医療費助成補助として小学3年までを小学6年生までに対象年齢を引き上げ、教育指導事業として教育指導主事設置による学校支援、生涯学習の推進として総合型地域スポーツクラブ、鏡石スポーツクラブの活動支援などを行う予定であります。

町民一人一人が安心・安全に暮らしていただけることを最重点に、本町の持つ特性、独自性と存在感をより一層高めながら、豊かな生活の実現、魅力ある町づくりの推進するため、予算を投入してまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、ほかの質問等については担当課長等のほうからお答えいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 10番、木原秀男議員の、2番目の住みよい町づくりについての（1）と（3）について答弁申し上げます。

まず最初、（1）第一小学校の学校林の伐採についての質問でありますが、国道4号線拡幅により、第一小学校の立ち木全体の約半分が伐採されます。国道4号線拡幅後に残った学校敷地の立ち木につきましては、高木で下枝などが少なく、根が浅く倒れやすいことに加えて、4号線の拡幅によりまして西側の立ち木がなくなることで、強風等によりまして倒木のおそれが一層増すことから、安全性の面から伐採したいと考えております。

ただ、その中でも立ち木自体がしっかりしているケヤキなどについては残したいというふうに考えております。

なお、国道拡幅に伴って学校敷地と道路の間に、国道側として植樹帯を設ける計画であります。

次に、(3)の「こども110番の家」についての質問でございますが、「こども110番の家」は鏡石町青少年育成町民会議が主体となりまして、町、PTA連絡協議会と協力して平成13年度に91件の商店、それから民家のご協力をいただきまして設置されました。

「こども110番の家」は子供たちが被害者となる事件、事故、犯罪を未然に防止するため、子供たちが危険を感じた際には逃げ込み、保護していただくということを目的としております。これまで110番の家に子供が逃げ込んだという事例は確認されておりません。110番の家が事件、事故の抑止力の一助になっているものと認識しております。今後も、町内の事業者や民家の協力を得ながら、子供の安全確保に努めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1の行政運営についての中の(2)職員の適正配置と定数管理につきましてご答弁を申し上げます。

町におきましては、町の人材育成基本方針に基づきまして、多様化、高度化する住民ニーズに対応した均衡ある行政サービスを目指して、職員の多様な適性等を生かしながら適正な配置に努めていきたいと考えてございます。また、定数につきましては、現在、条例定数123に対しまして20年4月1日現在では101名でございまして、集中改革プランに基づきまして、平成17年4月1日現在の106名を平成22年度末には98名の8名減を目標に定数管理に努めているところでございます。

ご質問の、パソコン、インターネット等の保守、外部委託等が多いというふうなことから、最新の事務機器を導入した後に余った時間の利用についてはどうなのかというようなことでございますが、こちらの最新の事務機器を導入したことで、より職員の勤務実態等が、間髪を置かずにスピーディーに行うことになってまいりまして、より専門性も問われてきている状況でございます。職員においては、ただいま申し上げましたように、削減される職員の少ない職員数に基づきながら、今精いっぱい業務に取り組んでいるところでございまして、98名の適正配置の中で目標管理に努めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、(3)の町長の専決処分及び繰越明許費についてでございますが、町長の専決処分につきましては、地方自治法第179条に規定されており、必要な議決または決定が得られない場合における補充的手段としての町長の権限と解釈してございます。

なお、平成18年度地方自治法の改正におきまして要件の一部が明確化され、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、議会の議決に付すべき事件を処分することができることとされ、今までもその例に従いまして専決処分を行ってきたところでございます。

なお、ご質問の中の裁量行為の中ではありますが、当然法規裁量に該当するものとして行政実例も出てございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、繰越明許費につきましてですが、こちらにつきましては、地方自治法第213条の規定にございまして、予算の効率的な使用を図るため、会計年度独立の原則の例外として設けられたものと解釈してございます。その中で、繰越明許の減額等についてでございますが、明許費のほかには継続費の暫時繰越、また事故繰越が項の中にございまして、繰越明許費につきましては、予算案に計上された金額を議会が減額することは可能であるというふうなことも規定の中にございます。

次に、(4)の職制の参事職についてのご質問でございますが、現在何人いるかというご質問は、今現在は4名でございます。また、の任意設置事項の参事職は財政危機の折必要のないのではないかとしましては、お尋ねのとおり参事職につきましては任意設置ではございますが、業務内容、職責、全庁的な政策形成のまとめ役としての重責をいただいておりますので、この、設置につきましてはご理解いただきたいというふうに思います。

次に、大きな2の住みよい町づくりについての中で、(2)の不時沼児童公園の街路灯についてでございますが、児童公園の周りの防犯灯、外路灯については混在する地域として把握をしてございます。こちらの中身につきましては、行政区の中でご要望をいただいているところもございますけれども、こちら側の現地調査の中では、今現在行政区のほうからは切りかえ等の要望がございませんので、そちらの状況につきましては行政区と調整しながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、(5)の空き地の雑草の刈り取りについてでございますが、こちらにつきましては、空き地の隣接者からの要望等に基づきまして、文書によりまして土地所有者に対し管理徹底を依頼しているところでございます。こちらにつきましては、今後も引き続き土地所有者に周知徹底を図りまして、よりよい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、(7)の町なか立て看板の整理はどのように行うのかというふうなご質問でございますが、それぞれの看板につきましては、それぞれの目的によって看板を設置しているところではございます。こちらにつきましては、住民に周知をしながら看板を設置しているところではございますが、経年経過によりまして不鮮明で中身について表示がなっていないものもございまして、こちらにつきましては至急再度調査を行いながら、一斉更新につきまして

は予算等厳しいところがございますので、随時改修をしてみたいというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、大きな2番の住みよい町づくりについての（4）、（6）についてご答弁を申し上げます。

（4）のポイ捨てのない町についてでございます。

町では、快適な生活環境を確保するとともに、清潔で美しい町づくりを目的に平成9年に鏡石町美しい町づくり推進条例を制定し、空き缶や吸い殻等の散乱防止や環境美化推進のため各種啓発活動等を行っているものであります。コンビニ袋に入った空き弁当箱や空き缶、さらにはタバコの吸い殻やペットボトルなどが無造作に投げ捨てられているのをよく見かけますが、通行する車の中から捨てられるのも多く見られます。ポイ捨ては個人のマナーやモラルの問題であります。ポイ捨ての多くが車の窓から捨てられるという状況を見ますと、町民一人一人がポイ捨てをしない、そればかりではなく、させない、許さないという意識を持ち、町全体で監視体制を強化し、防止を図ることが大切であると考えております。

また、町内でポイ捨てがひどい場所につきましては、県と連携しまして監視カメラを一定期間設置することにより、抑止力として効果を上げてるところもありますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。きれいな場所には捨てずらいと言われているように、町民の皆様にもご協力をいただいて実施しております年4回の環境美化清掃、また、各種団体や個人の皆様による自主的な不法投棄監視やごみ拾いなども大切な活動であり、継続して支援してまいりたいと考えております。

続いて、6番目の、町なか景観と廃車やタイヤの整理についてであります。

廃タイヤや鉄くず等は産業廃棄物に当たり、その対応は県が当たることになっております。県では、実施者や土地の管理者等にその改善を求める改善計画を提出させ、その計画に基づき産業廃棄物の撤去や処分を進めていくこととなります。町としましても、産業廃棄物が放置され景観上や防犯上も好ましくない場所や、不適正保管されている使用済み自動車の実態を県に報告するとともに、早期改善を県へ要望しておりますが、今後も機会あるごとに情報交換を行い、連携を図りながら対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、4号線の拡幅に伴います役場裏等の関係であります。拡幅に伴いまして撤去が済むものと期待してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

1の（3）専決処分の件について、なぜ専決処分を私は聞きたかったか。長の自由裁量が、解釈は法的かということでございますが、初めに公法の解釈だというふうなことを聞いて安心したわけでございます。

ということは、隣村の泉崎村というところがございますよね、これが債務負担行為69億円ですよ。すごい、その当時は69億円の債務負担があるにもかかわらず、村長が専決処分どんどんした。それで、後で議事見ましたらば、1人の議員の反対だけで、あとはみんな村長寄り専決処分を許したと、こういうふうな実績がございます。ですから、やっぱり夕張市もそうでございますが、やっぱりある程度苦難の時はバランスが大事なのではないかなと私は思っております。今、幸い我が町はそういうふうなことは全然、私から見れば見受けられずに頑張っている、バランスを町長がとるなというふうに思っております。

ですから、村長が5期、村長派ばかりな議員に囲まれていたために、その横暴というような専決処分がまかりとおっていたということでございます。臨時議会を招集して、いずれもみんな通ってしまうというふうな借金地獄に陥った村がございます。

ということで私は、我が町は法規解釈というふうに答弁いただいたわけで、非常に安心しているところでございます。再質問は、これは必要ありません。

それから、職員の定数管理。今伺いました、98、最終的には、一応目標ですからね、時代が変わってくると仕事の量もまた違うとか、こうとかしているというふうな答弁がございました。そのとおりとも思います。ただ、町民は素朴な疑問を持っておりますから、やはりある程度のいろんな面での説明、そして役場職員の対応も大事ではないかなというふうに感じております。

それから、1の（4）職制の参事職についてですが、確かに私らから見れば委託は多い、最新型の機器は導入しているというふうなことであれば、どうしてもやっぱり時間が余るのかなというふうに単純な疑問でございますが。町民も同じです、あると思いますので、そういうふうなことを町民にも誤解のないようにも、やはりいろんな面でお互いに、バランスですから、いい仕事を、喜ばれるような仕事をやってもらいたいというのが私の希望でございます。

それから、不時沼公園のことについてですが、不時沼公園は児童公園とも言われているんです。それで、こういうことが、鏡石じゃないですよ、「交通事故で男児死亡、公園管理に欠陥」、3月7日の新聞です。愛知県美和町、2005年9月。要約しますと、公園の外側に車が駐車している、その駐車した間から、児童だからかくれんぼとかいろいろやって、

そうしているうちに、ちょっとした駐車場がないもんだから、やはり鏡石の不時沼公園と同じく公園のわきに駐車している、そこに隠れる、そこに車が通る、それでこの事故なんです。それで町の管理に欠陥があったとして家族側の主張が認められた。慰謝料約5,600万円の支払いを命じたと3月7日の新聞に出ています。切抜きあります。

それから、あそこの公園のところによく車が駐車してありますよね。駐禁になってませんね。例えば郡山から業者が来て待ち合わせをするんですよ。待ち合わせをして、車あそこに置いて、それでまたぱーっと町の中に走っていく。何時から何時の集合というふうなところのあれが見受けられまして、あそこに集まって、あそこで時間を待ち合わせてというふうなことの場所になっているんです。駐禁になっていないんです。だから、その辺はできるだけ縛りがないほうが本当はいいとは思いますが、ただし児童公園ですから、子供がかくれんぼ、遊んでいます、だからそういうふうなところはどういう考えかな。駐禁にしたほうがいいのかというふうなことで、一応もう一回質問いたします。

それから、ダイオードの件ですけれども、青色ダイオード再質問終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず、1の（2）、それから（4）の職員の中でも職員定数、それから職員の時間の配分ということでの考え方というようなことでございますが、いわゆる住民に誤解を招かないような勤務態度といえますか、公僕としての考え方というのを周知徹底してまいりたいというふうに考えてございますので、常に住民の目線に立った公務執行というようなことでこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければというふうに思います。

それから、大きな2番の不時沼公園の周辺の駐車車両についての中身でございますが、ご承知のとおり不時沼公園の周辺は非常に幅員の狭い道路でございますので、いわゆる駐車につきましては、容易に交互通行できるようなところでなければ駐車はしてならないというようなことがございます。道路交通法の中には駐停車禁止、それから駐車禁止の条項が細かく記載されてございますけれども、いわゆる児童公園というふうなことで10番議員の認識の中で、先進例の中で、見えない車両からの飛び出し事故があって行政の責任が問われたというような判例もあるようでございますので、そちらについては十分警察とも協議しながら、そちらのほうの事故防止等についても、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

ここで、議事の都合上、午後1時まで昼食等を挟んで休議をいたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

円谷寅三郎君

議長（仲沼義春君） 次に、14番、円谷寅三郎君の一般質問の発言を許します。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 14番の円谷寅三郎です。

通告に基づきまして一般質問を行います。

1番に、生活困窮者救済と雇用問題、地域自治体で何ができるかについて質問いたします。

アメリカ発の景気悪化は、派遣切り、非正規切りとともに、中小企業、下請企業の切り捨て、工場再編、正社員のリストラなど、住民と地域経済に深刻な状況が広がっています。このことが生活困窮者の増加、住民の生活を守るために地域自治体で何ができるかについて質問いたします。

景気悪化が昨年の年度末を目前に日本では坂道を転げ落ちるような、かつて私たちが経験したことのない状況に陥っています。このことは、小泉内閣が進めた住民税増税や、後期高齢者医療制度、介護、年金など社会保障の国民の負担増や、特に労働者派遣法の規制緩和によって労働者の首切りが自由となり、大企業は赤字を理由にして競って派遣労働者の首切り、正社員の首切り、リストラ、下請の仕事打ち切りが進められました。国民生活が深刻な危機に落ち込んでいるこのことが、この小泉改革によってさらに日本では深刻になっているわけです。

大企業は、2008年9月末で、資本金10億円以上の企業で250億以上の内部留保があると言われていました。この内部留保のわずか数%を使えば労働者の雇用を守ることができると言われております。大企業は社会的責任を果たすべきであります。不況を口実にして雇用を調整減し、利益を減少しないために首切りを行ってきております。

私たちを取り巻く須賀川、鏡石地区でも派遣切り、リストラが進んでおり、年金生活者も大変ではありますが、町内企業で週2日や3日の勤務という状況も生まれております。特に子供を抱えている若い世帯での生活が大変であります。生活費もない、医者にも行けない、医療費が心配で行けないという状況であります。国保税を滞納して保険証がない、仕事がな

いので家庭に引きこもってしまう、外に出ていけない、税金を滞納しているために市役所や役場にも相談にも行けない。うつになってしまう人が鏡石の町内にも見受けられます。

自殺者も3万人を超えているという状況であります。特に一家を支えている男性の自殺者が増加しているということでもあります。一方、生活苦を理由にした無理心中事件や犯罪の増加は不況と無関係ではありません。現在のような物の豊かな社会でなぜこのように生活困窮者が増加し、社会不安があるのでしょうか。他人ごとではありません。

町内の実態を私たちはもっと把握していかなければならないと思います。安心・安全の町づくりの観点からも、生活困窮者を救ってあげるためには何ができるのか、町内から1人の犠牲者も出さないために、地域で、自治体で何ができるのか、次のことについてお尋ねいたします。

1つには、緊急雇用対策は地方自治体を支援する200余りの事例がまとめられました。どんな仕事か、どんな事業があるのかについてお尋ねいたします。

2つ目に、生活福祉資金の活用についてであります。生活保護、就学援助、更生資金、医療介護資金、緊急小口資金、福祉資金等が考えられます。活用状況は、生活維持が困難となっている場合、町は積極的な取り扱いが必要と思うがについて答弁を求めます。

次に、2番目の携帯電話の小・中学校への持ち込みについてであります。

文部科学省は昨年12月に提言をまとめ、小・中学校への持ち込みについて原則禁止とする指針を1月末に都道府県教育委員会に通知しました。文科省は本当に持ってきていないのか調べる必要があるとまで述べています。

中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止と提言したのは政府の教育再生懇談会ですが、この懇談会はもとの安倍晋三内閣でつくられた教育再生会議の後継組織として2008年2月に発足したメンバーによるものですが、大阪府の橋下知事のような学力向上対策の一環としての携帯持ち込みの発言は問題であります。1つには、必要のない限り小・中学生には持たせない、2つには通話機能などに限定した機種種の普及、3つにはフィルタリングサービスの運用推進のための取り組みなどですが、2月25日に文部科学省が発表した実態調査によると、携帯でのトラブルについて、中学生で7割が迷惑メールや不当な料金を請求された、そういう経験があったと答えています。逆に3割弱の生徒は迷惑メールを送信したり、インターネットに悪口を書き込んだりする問題行動をとっていたと答えています。

6年生では特にトラブルはないとの回答が69%でしたが、中学2年では33%、高校3年では33%にとどまっています。個人情報やネットに書くことは、少年が犯罪の格好の対象となることや、他人への攻撃で相手の人格を深く傷つけ、名誉毀損になるトラブルがあったときに対応の知識も必要です。子供がネットへの情報を発信することで生ずる責任をとり切れないという心配があります。

子供を専ら販売のターゲットにしてきた企業の姿勢も問題がありますが、ある中学校のアンケートでは、この世から携帯がなくなったらどうなるという問いに対して、本音が言えない、あるいは世界が終わりだと答えた、また、友人と話し、本音を語るができないなど寂しいなど、こういう意見があり、子供たちは携帯とかたく付き合いたいと願っていると思います。友人関係や自分の時間の使い方や、子供の人間形成に深く結びついています。次の点についてお尋ねします。

1つは、携帯はただの電話だけでなく、インターネットであらゆる世界とつながっている文明の利器であり、子供の安全確認のために欠かせないという保護者もいます。町はどのように対応するのか、お尋ねをいたします。

2つ目に、携帯の機能は危険と隣り合わせです。保護者は料金の使い過ぎや、メール、ネットを悪用したいじめ、有害サイトや出会い系サイト、ネット依存など不全が、不全とは教育や発育に良くないという意味で言うておりますが、心配されるということでもあります。安全・安心な利用の指導等についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 14番、円谷寅三郎議員の質問にお答えいたします。

1番の、生活困窮者救済と雇用問題に、地域自治体で何ができるかについてご答弁申し上げます。

現在の景気状況は、昨年のアメリカの金融危機に端を発した世界経済危機により100年に一度という大不況と言われるものであります。国における緊急雇用対策事業例については、厚生労働省のふるさと雇用再生特別交付金事業が10分野46事業、緊急雇用創出基金事業が11分野49事業、さらに、参考例として内閣府が作成した独自事業は9分野206事業となっております。内容的には、介護、福祉、子育て、産業振興、観光、環境、農林漁業、教育、文化などの分野となっております。

具体的に、子育ての分野では、保育や預かりサービス誘致事業、産業振興では農商工連携による製品開発や頒布会、アンテナショップ等の事業、教育では放課後子ども教室等の事業となっております。

次に、 の生活福祉資金の活用についてのお尋ねでございますが、生活福祉貸付制度はご承知のとおり、ほかの貸付制度では利用できない低所得世帯や障害者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、市町村社会福祉協議会を窓口として県社会福祉協議会が運営している制度であります。更生資金、福祉資金など9種類の制度がございます。本町における活用

状況についてであります。平成20年度は就学資金が1件、緊急小口資金が1件となっております。同制度につきましては、他の融資が優先されることや連帯保証人も必要とされることから消極的な利用側面があるとも聞いております。

町としましては、生活資金の貸し付け、融資などの制度を設けることは困難でありますので、経済的に就学困難な家庭の児童・生徒に対する援助や授業料の減免など、現行制度での支援を図るとともに、社会福祉協議会や民生児童委員と連携しながら、生活相談や情報提供などにより可能な限り支援をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。

ほかの質問については担当課長から答弁いたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 14番、円谷寅三郎議員の質問にお答えいたします。

2番の携帯電話の小・中学校への持ち込みについての保護者への対応について答弁いたします。

平成21年1月30日付、文部科学省初等中等教育課長名で学校における携帯電話の取り扱い等についてが通知され、学校及び教育委員会の取り組みの基本とすべき事項が示されました。これを受けて県教育委員会においても禁止する指導方針をまとめ、各学校へ通知する考えであります。町内の小・中学校においては、既に原則学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みを禁止しておりますが、今回のこの通知に従いまして、小学校、中学校とも携帯電話の学校への持ち込みについては禁止行為として、なお一層の指導を図りたいと考えております。

ただし、児童・生徒の通学における安全等の観点等やむを得ない事情により例外的に学校への持ち込みについては、これまでどおり認めるものでございます。この場合についても保護者からも申告があり、やむを得ない理由がある場合にできるとしております。

の携帯電話の安心・安全な利用の指導等については、児童・生徒に対し携帯電話の取り扱い等のパンフレットを配布し、各学級で指導を行うほか、全体集会等で繰り返し携帯電話やインターネット等で青少年が巻き込まれる事件、事故を説明いたしまして、なお一層注意を喚起してまいります。

保護者への働きかけについても、学校だよりなどによって携帯電話やインターネットの危険性、犯罪事例などを提示するとともに、学年懇談会などをとらえて、これまで以上に啓発活動を行ってまいります考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 14番、円谷寅三郎君の再質問の発言を許します。

〔 14番 円谷寅三郎君 登壇 〕

14番（円谷寅三郎君） 再質問を行いたいと思います。

雇用対策についてであります。鏡石町における緊急雇用対策事業が国の補助で行われることになったわけでありまして、こうした人たちの雇用に当たって、今差しせまった事情で大変困っている方がいると思いますが、失業が増加している中であすへの生活が大変、こういう人たちをどう救ってあげるのか。9人ほどの雇用を見込んでいるということですが、ハローワーク等を利用しているという話もありますが、町が雇用に当たってそうした困窮者の状況を把握しながら、雇用者の犠牲を起ささないように十分検討して採用をすべきだと思います。

また、町が誘致している町内の企業です。企業条例等によって奨励金を出す、この奨励金の目的は、雇用を獲得することがこの目的の一つだと思います。今こうした不況の状況の中で町の企業も大変だとは思いますが、町民の雇用を守るために、町がそうした企業に対して働きかけをもっと十分に行っていくべきではないか。また、町民が働いている企業での状況、この実態をもっと把握する必要があるのではないかと思います。この点について伺います。

生活福祉資金の活用についてであります。例えば生活保護が不況で利用が増加しているという状況の中で、文化的、社会的、最低限の保障を、権利としてそういうものを守るための制度だと思います。例えば、猟などをやられたり、仕事のない方でも利用できるということだと思いますが、こうした人たちに対して、または緊急小口融資資金等は1件の利用という答弁であります。町が窓口となっております。なかなか積極的な取り扱いとなっていないのではないかとこの感じがいたします。今のこのような厳しい時期でありますので、住民が利用できるように、これは返済ができるかということが、その能力を心配されてある意味前向きにならないのかと思いますが、町はこの取り組みに前向きに考えるべきだと、こう思います。この点についてお尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔 産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇 〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 14番議員の再質問にお答え申し上げます。

私のほうからは、緊急雇用対策事業の件でご答弁をさせていただきます。

再質問の中で、町民の方が職を失って大変困っているというような状況があるというようなことでありましたので、その事情を聴取しながらなるべく早い時期に求人ができるような体制を整えて、早急な対応をしてまいりたいということを考えております。

それから、状況の把握等についてでございますが、昨年末には各企業のほうにアンケート

調査をさせていただきました。昨年の時点では、現在のような状況まではいかなかったという状況もございますが、その時も将来的に今の状態より景気が悪くなると雇用を続けていくのは難しいという話がありました。そういう事情がここにきて具体的になってまいりまして、ハローワーク、さらには企業への聞き取り調査を実施いたしました。ただ、企業でもいろいろ経営の事情がございますので、なかなか踏み込んだ回答が得られないのが実情でございますが、いずれの企業も、昨年よりはことし2～3月が大変だというようなことで、聞かれるのは、3月の決算期をどのようにして乗り切ろうかというふうな答えが、大半でした。そういうときもなるべく雇用については維持をしていただいて、解雇というような状況にならないような要請をしていきたいと思っております。

状況の把握のときに、先ほどの雇用調整助成金についてのご質問がありましたので、それらについては状況を把握することによりパート・臨時、雇用についても継続的な雇用をしていただくようお願いをしております。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 14番議員の再質問にお答え申し上げます。

1点目の生活保護の関係でございます。

ご承知のように、昨年11月からつい最近までですけれども、例年にないというか2倍程度の申請がございました。その中で、例年にないこの状況を踏まえまして、それにつきましては検討委員会にお聞きしながら、速やかな対応に努めてまいりたいと思っております。

もう1点の緊急小口資金の貸し付けでございます。

これにつきましても、認定決定は1件でありますけれども、社会福祉協議会を窓口としましてこれまで何件か窓口相談を受けております。町としましても、社会福祉協議会と連携をとりまして、小口資金貸し付けにつきましてもすみやかに進められるよう努力してまいります。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 14番、円谷寅三郎君の再々質問の発言を許します。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 先ほどの質問で漏れましたけれども、携帯電話の持ち込みについて再々質問の中でお尋ねいたします。

原則禁止という、やむを得ない事情の場合以外禁止ということではありますが、埼玉の中学生がブログに中傷の書き込みをされて自殺しました。ネットいじめも深刻であります。メールでわいせつ画像を流されるというトラブルが、こういうデータを回収する仕組みがないなどの事情があります。原則持ち込みとしても、学校内での使用禁止でしかありません。学校の外での、あるいは家庭等での使用はなかなか、全体的な問題も含めて難しい問題になる

うと思います。

保護者とともに関係機関と、地域と連携しながら、相手の気持ちを思いやる、そして伝え合うというような指導、あるいは自分が発信する情報に責任を持つこと、できるだけコミュニケーションをとっていくような、そういう指導が必要だと思いますが、再度お尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 14番議員の再々質問の中で、携帯電話の利用でありますので、追加してお答え申し上げます。

確かに学校への持ち込みは原則的に禁止したとしても、現実には中学校の生徒、一部小学校の児童でも持たれる方がおりますので、学校内、家庭も含めた利用については、現実には利用する方が多いと思います。多いといえますか、持っている方はメールをしているという意味では確かにあります。

ですから、携帯電話を含めてインターネット、そういった情報機能の活用といえますか利用については、情報モラル教育というものを十分やっていきたいというふうに思います。児童・生徒への教育と、それから家庭の、いわゆる保護者に対する指導なども学校を通じ、またはPTA等でその辺を十分話し合いをしていただくというようなことが重要だというふうに思っています。

携帯電話でないとコミュニケーションがとれないというような子供も全国的にはいらっしゃることでございますので、そういったコミュニケーションのとり方ではなくて直接マンツーマンでコミュニケーションをとる、そういったものの情操教育といえますか、そういったものを含めてこれからやっていきたいというふうに考えております。

以上で、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 14番、円谷寅三郎君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（仲沼義春君） 次に、5番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） みなさん、こんにちは。

5番の根本であります。

朝、暗いニュースが数多くある中で、明るい出来事がありました。WBCワールドベースボールクラシック、日本がキューバに6対ゼロという完勝でありました。この次も頑張っ

もらいたいと思います。この中でも見ている方もいるかと思っております。

今や週休3日は当たり前、週休4日の企業も数多くあります。我が町でも同様でありますし、企業の中では閉鎖に追い込まれたところもあるようであります。昨年の9月15日に発生したアメリカのリーマンショックの余波が、金融不安から实体经济へとまたたく間に世界じゅうに広まり、先の見えない状況に向かっているわけであります。日本でも政府がいろいろと多くの対応案を提出されておりますが、ねじれ国会の影響かスピード感がないように考えております。本当に国民のための議論をし、日本社会への不安、不満が増すばかりで政治不信を招き、ますます政治離れになると思われます。

春は、別れと出会いの季節でもあります。

先週の13日は中学校の卒業式でありました。136名の子供たちがそれぞれの思いを込め、夢に向かって巣立っていきました。来週の23日には一小、二小の卒業式があり、来月の6日には小・中学校の入学式があります。これからの未来ある、夢がある前途洋々の子供たちに、政治が、特に国政が責任を持って対応しないと大変なことになると思われます。党利党略で新聞などのマスコミをにぎわしている場合ではないと思っております。ここにいる皆さんはどうお感じでしょうか。

今、子供や親たちの権利の主張が多く、学校などの対応が大変なようであり、社会問題化しているとの記事がありました。義務があることを知らないのか、教えてこなかったのかはわかりませんが、もう一度義務と権利の関係を家庭、学校、社会などで考えることが必要なのではないでしょうか。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

初めに、新学習指導要領についてであります。

新学習指導要領が、幼稚園では平成21年度から、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から実施されますが、そこで以下のことについてお伺いをいたします。

1、新旧で基本的に何が変わるのか。

2番、 として小学校の理数英などは平成21年度から前倒しで実施できるが、我が町での対応はどうか。

英語は週何時間になるのか。また、現在の外国人の先生とのかかわりはどうするのか。

小学校と中学校の英語教師の連携も必要になると思うが、どうか。

中学校の英語の弁論大会などへの参加実績はどうか。

大きい3番ですけれども、町独自の理科教室については、現在の最高水準の技術（二足ロボットなど）に触れ合う体験教室などは考えられないか。

次に、地上デジタル放送、通称地デジについてであります。

平成23年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、行政や個人での対応が進

んでいるということですが、総務省の調査では、デジタル受信機を持っているのは約50%とのこと。そこで以下のことについてお伺いいたします。

1、町内の施設（庁舎や学校など）の対象物はどれくらいあるのか。また、移行費用はどれくらいかかるか。

2番、単年度ですのかまたは年次計画にするのか。

3番、低所得層への機器への町独自の助成は考えられないか。

4番、なぜ地デジへ移行するのかの周知を国ばかりでなく町でも行うべきと思うがどうか。

5、地デジへの移行で架空請求などのいろいろなトラブルも想定されると思うが、それらの対応を周知すべきと思いますが、どうですか。

以上で1回目の質問を終わりますが、ここで議長に申し上げておきたいと思います。

私どもの一般質問の中で朗読省略という方がございました。朗読省略ということは一般質問をするなというような意味にもとられますので、嚴重注意お願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） 休議します。

休議 午後 1時39分

開議 午後 1時39分

議長（仲沼義春君） 開議します。

質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本重郎議員の質問にご答弁申し上げます。

1番の新学習指導要領についてでございますけれども、新旧で基本的に何が変わるかということでございますけれども、新しい学習指導要領では、子供たちの生きる力をより一層はぐくむことを目指して、その手だてとして3つの点が変わるものでございます。

まず最初に第1点は、約60年ぶりに改正されました教育基本法を踏まえた教育内容の改廃を行うということが第1点。

第2点が、学力の重要な要素であります基礎的、基本的な知識、理論の習得、思考力、判断力、表現力の育成及び学習意欲の向上を図るために授業時数の増を図り、特に言語活動や理数教育を充実すること。

3点目でございますけれども、子供たちの豊かな心と健やかな心をはぐくむために道徳教育や体育を充実すること。こういった基本的な考え方に基づいた教育内容に改善されたということでございます。

（2）の でございますけれども、小学校の理数英における平成21年度からの前倒しの実

施についてということでございますけれども、新学習指導要領への移行措置期間は小学校にあっては平成21年4月1日からでございます。中学校にあっては平成21年4月1日からでございます。4月1日からということに定められてございます。ただちに実施可能な学習指導要領の総則や道徳、総合的学習の時間、特別活動については平成21年度から先行実施となりまして、算数、数学及び理科については新課程に円滑に移行できますように移行措置期間中から新課程の一部を前倒しで実施する予定でございます。また、小学校5、6年における外国語活動については、コミュニケーション能力を養うため、総合的な学習の時間をふやして平成21年度から前倒しで実施する予定でございます。

の英語は週何時間になるのかというようなことでございますが、外国語の標準時数については、現行では小学校5、6年ではありましたが、新課程では週1回となり、中学校では現行週3回から新課程では週4回というふうになります。町では、現在も外国語活動を小学校5、6年の総合的な学習の時間に週1回は取り入れております。新課程への移行に伴いコミュニケーション能力が重要視されることから、外国語指導助手については各学校の先生方の外国語授業、会話等の補助者として果たす役割はこれからより大きくなっていくと考えております。

の小学校と中学校の英語の授業の連携についてでございますけれども、新課程では小学校5、6年から外国語活動が必須化されることに伴い、中学校との連携は大変重要になると考えております。現在、小・中学校教員による小・中連携型総学力プロジェクトを設置しまして、今後は外国語についても小・中学校教員相互による交流事業を実施するなど、小・中学校9年間を通した学習指導の研究を行っていきたいと考えております。

の中学校の英語の弁論大会の参加についてでございますけれども、外国語のコミュニケーション能力を高める場として、岩瀬地区の英語弁論大会は鏡石中学校から毎年、2年生が暗誦の部で1名、3年生が創作の部で2名の計3名の生徒が毎年参加しております。平成19年度には創作の部で県大会出場を果たし、平成20年度では岩瀬地区大会において暗誦の部第5位、創作の部第6位という成績をおさめております。

(3)の町独自の理科教室についての質問でございますが、子供たちの理科離れが問題になっている中、実験や工作などさまざまなプログラムを体験させることで、理科授業に対する想像力や思考力、実践力を高めるため、町では理科教室を平成19年度から実施しております。理科教室の内容については、対象とする年齢層や形相も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、2番の地上デジタル放送についての（1）町内の施設（庁舎や学校など）の対象物はどれくらいあるか。また、移行費用はどれくらいかかるかについてご答弁を申し上げます。

公共施設関係についての対象物、アナログテレビは全部で73台、うち学校関係が65台でございます。移行費用につきましては総額で約2,000万円程度の見込みでございますが、大半はデジタルテレビの購入費となっております。

次に、（2）の単年度でするのか年次計画かについてでございますが、公共施設関係につきましては、デジタル放送完全移行時までに年次計画で整備を進めていく予定でございます。

次に、（3）低所得者層への機器への町独自の助成は考えられないかについてでございますが、地上デジタル放送移行に当たっては、総務省により各種対策が現在進められており、経済的に困窮度の高い世帯、いわゆる生活保護世帯などNHK受信料全額免除世帯に対しては、簡易チューナーの無償設置やアンテナの無償改修を行うことになっておりますので、現時点での町としての助成事業については検討してございません。

次に、（4）なぜ地デジへの移行をするのかの周知を国ばかりでなく町でも行うべきと思うがどうかについてでございますが、地上デジタル放送移行に関しての周知は、現在まで総務省において、社団法人デジタル放送推進協会によりテレビCMでの周知や、全国キャラバンイベントなどで積極的に展開されてございます。町といたしましても、総務省等と連携しながら広報紙やホームページを通じて周知していく予定でございます。

次に、（5）地デジへの移行で架空請求などのいろいろなトラブルも予想されると思うが、それらの対応も周知すべきと思うがについてでございますけれども、地上デジタル放送移行における悪徳商法などへの対応につきましては、国の地上デジタル放送への移行完了アクションプラン2008におきまして方策が示されてございます。町といたしましてもこれに沿いまして、防犯対策関係機関と連携しながら注意を喚起してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

3点ほどになりますけれども、小学校の英語の授業に対する不安というのが、これは旺文社が市町村のすべての教育委員会を無作為抽出して小学校を対象に実施したところ、5、6年生、要するに高学年ですね、5割くらい英語の授業に対して不安があるというふうなアンケートの結果ですけれども、すべての教育委員会ということは我が町のほうにもこれが来たのかなと。2008年8月から9月にかけてということなんで、我が町の教育委員会のほうに

も来たのかなと思うんですけれども、これが回答はしたのかしなかったのか、参考までにちょっとお聞かせいただきたいというふうに思っております。

中学校の英語の弁論大会、このことはずっと何十年も過ぎているかというふうに思っておりますけれども、今度は小学校の弁論大会というのも、平成9年、ことしも8月だと思っておりますけれども、全国子供英語スピーチコンテストというのがこれから申し込みかなと思うんですけれども。これは小学校の1・2年、3・4年、5・6年、段階がありまして、その中で、要するに地方大会があって最後は全国大会に持っていくと、初めて行くと。というのも、英語の授業が小学校に入ってくるというようなことの実験でやるのではないかなと思うんですけれども。こういうふうなことを目標として、やはり1対1ではなく、こういう弁論大会に行くような子供を育成するということも非常に大事だと思いますので、これはやはり小学校だけではなかなかそういうレベルには持っていけない。

先ほど教育長の答弁では小学校と中学校の連携を今まで以上に強化してやるというようなことなんで、やはり具体的に、中学校の先生も小学校のほうに随時資料とか持ってきて、一緒にできるような方策をとってもらいたいというふうに思いますので、これから具体的にやると思うんですけれども、それらをどう考えるか。

それとあともう一つは、理科教室についてでありますけれども、確かに19年度から始まった理科教室、いいことなんですけれども、やはり今は高度技術が物すごく発達しておりますんで、やはり先ほど言いましたようなテレビコマーシャルにも出ておりますロボットも地方に来て、子供たちの前でいろいろと動作ができるというようなあれがありますので。実際東京の、ちょっと学校は忘れちゃったけれども、小学校に二足歩行ロボットを、子供たち全員の前で見せて、いろんな動作をさせてみて、あるいは子供と一緒に遊んだり握手したりして、いろいろと体験をしたと。そこからまた、このようなことにかかわりたい、あるいはこのようなロボットをつくってみたいというふうな子供というのはやはり出てくると思います。

だから実験も必要ですけれども、やはり現状の最先端の技術を子供たちに見せる、教えるということも非常に大事だと思うんで、こういうようなこともぜひ検討をしていただきたいと思うんですけれども、その辺どうか伺いたします。

以上で質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番議員の再質問にお答え申し上げますが、最初にあった小学校高学年に対する調査については、ちょっと内容を把握しておりません。

弁論大会の小学校版というのがあって、その予選が始まるというようなことで、ぜひと

もそういった目標を持ってやったらどうかというようなところでございますが、そもそも小学校の外国語というのは非常に、授業という正式教科ではなくて、外国語活動というふうに位置づけられまして、教科ではありませんから当然試験といいますが成績を評価するものではない。ただ、将来小学校から中学校に行って、中学校の英語の授業になれ親しむということで、コミュニケーション能力を高めるというようなことを目指すという内容でございます。

鏡石の場合、鏡石第一小学校と第二小学校にネイティブスピーカーである外国人を配置して、指導していただいて、小学1年から6年生までのカリキュラムをつくっていただいて外国語を指導していただいておりますので。そういったことで、さらにその中身については、今回の学習指導要領で定められた中身を授業に反映した中でのテキスト構成にしていきたいと思っておりますし、さらには小・中連携の中で、中学校の英語の先生を小学校に入ってきていただいて、いわゆるカリキュラム作成等について指導していただきたいというふうに考えております。

ただ、将来、今ご提案ありました子供英語スピーチコンテストなども、どうしてもそういったものに挑戦したいという、そういった土壌といいますが、そういったものはつくっていく必要があるかなというふうには思っております。

それから、理科教室について、非常に今技術が高度化しておりまして、その技術を直接子供たちが触れ合う機会を持つということは非常に大事だと思っております。二足ロボットもそのうちのひとつだろうというふうに思っています。最先端技術を体験することで将来あんなものをつくってみたい、そういった研究するものに携わってみたいという子供が1人でも2人でもできれば、それが効果であろうと思っておりますので、鏡石で進めている理科教室の内容を充実させて、そういったものをその中でできればいいなというふうに思っております。まだまだ21年度については中身まだ検討しておりませんので、そういった要望についても、実施していただく大学等とも協議していきたいなというふうに思います。

以上で私の答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

今 泉 文 克 君

議長（仲沼義春君） 次に、8番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） 平成20年度最終、3月定例議会一般質問のトリを任されることになりました。けさから議員の方々が議会の状況あるいは多くのことを述べておられました。私のところに来るとなかなかそういうのがなくなってしまうなというような思いもしております

が、年明け早々から大変不況だ不況だ、それから派遣社員の解雇だということで、いい話が聞かれておりません。しかし、その中で、去る13日は私たちの鏡石中学校の卒業式がありまして、136名の生徒の方が新たな希望を持って義務教育課程を終わられ、そして次の目標に向かって巣立ったなということ、それも厳かな中にも立派な卒業式を見ることができ、大変うれしく思いました。

また、議会においても、多くの国民が待ちに待っていました定額給付金の支給が可決しまして、それらが今月の末に支給され、そういうふうなことも話になりますと、多くの方々が待っているのかなというふうにもうれしくも思います。

また、初日の町長の説明要旨の中にもありましたが、スマートIC、これが長年の夢でありましたが恒久化ということで、県道鏡石停車場・松本線のところに今取り付けが進んでおります。そのような大変いいニュースも我が町にも今あるんだなというふうな思いをしながら、この悲喜こもごもの今日でございますが、通告をさせていただきました質問に入らせていただきたいと思えます。

まず1番は、経済対策との固定資産税の減免についてをお尋ねいたします。

100年に一度と言われておりますこの世界的な大経済不況の中で、我が町においても同じく昨年までの住宅や工場等の新築あるいは増築等が大きく減少しております。特に昨年の暮れ以降については、個人、法人ともに大幅な事業の縮小及び廃業が発生しまして、多くの事業者は注文の減少で操業縮小となっております。今回提案されました法人町民税などを見ますと、昨年は10億200万ほどの、20年度はスタートだったんですが、21年度は2,700万、約20.5%の大きな減額の予算が組まれております。これはこの経済不況によるところの町に対する歳入減が予測されているんだなというふうにも感じられました。

そういうような中で、固定資産の、特に家屋等の滅失届の発生がかなり出ているのかというふうにも思えます。そのような家屋滅失届につきましてはどの程度発生しているのかというのをまずお尋ねさせていただきたいと思えます。それが結局いろんなところに影響してくる一つのスタートになっているだろうというふうにも考えられます。

また、今後建物の、21年度中にも多くの滅失が発生するかと思います。また、増加もあるのかなというふうにも思えます。しかし、滅失の拡大ということを考えますと、平成21年度の町固定資産税歳入の減額が発生いたしますので、町としての見通しはどのように、21年度あるいは22年度に向けて計算されておるのか、その辺をお尋ねさせていただきます。

当然のことながら20年度から比較して21年度は、滅失件数ももう出ているかと思います。あるいは滅失額も出ていると思えます。そうなりますと、昨年と比べた場合、件数とか滅失額とか、あるいはそれに伴うところの固定資産税の減収額は幾らかも把握されておると思えますので、そこもお尋ねさせていただきます。

2点目の件でございますが、この経済不況によりまして町内事業者の業務縮小及び撤退や廃業によって、多くの建物、未利用構築物でございますね、この構築物があって、多くの未利用構築物が今後とも生じてくるんじゃないかと思われま。大体このようなものが生じますと、解体したりいろいろなことが目につくわけでございますが、それを解体しないで有効に使う方法はないかということで、その未利用構築物の遊休資産に対して、未利用年度は固定資産税の減免の必要性が私はあるだろうというふうに強く感じます。解体してしまえばゼロになってしまいますが、残っていれば幾らかの固定資産税としての収入は図ることができると思いますから、そういう意味で減免したほうが私は、町としてもあるいは所有者としてもよしいんじゃないかというふうに感じられます。

それで、現在構築物はあるが、未利用であれば固定資産税の減免をするような考えはお持ちでないかというふうなことをお伺いいたします。

また、その未利用構築物を解体しないで残しておくことによって、そして固定資産税を減免することによって、事業者がそれを残しておいて、その別な角度からの再利用にも結びつくし、あるいは解体する際のいろんな廃棄物の処理とかそういうこともなくて、環境整備に結びつくと思いますが、残すことによって他の業種あるいは他社が利用することが可能になり、活性化にも結びつくと思われま。そのようなことで、町としてはそのような考えをおもちでないかおたずねします。

2点目の質問でございます。

先ほどの一般質問でも駅東の相続税に触れた点がございました。平成4年3月に策定されました大規模な185ヘクタールの大面積、その第1事業として、今回第3次総合開発計画の中の第一として56.3ヘクタールの鏡石駅東第1土地区画整理事業による土地の評価額についてお尋ねいたします。

まず1点目でございます。

当初の駅東開発は、平成14年に宅地造成が開始され、完成した後15年から20年にかけて販売を完了すると、それで25年には精算完了予定ということで計画されました。しかし、今大変、町長もこれはお骨折りしたところでございますが、途中では休止やらの言葉も出たところでございます。このような、思わぬこの社会情勢の変化によって一番苦慮されているなというふうに、私も議会のたびにお話を聞いていますと感じるところでございます。

しかし今日まで、本来であれば、20年度ももう少しで終わろうとしております。販売が完了してあそこには多くの住宅が建設されることを予測した事業であったんですが、この長年にわたる事業延期、そして昨年からようやく用地の再利用計画が明示されました。今後、この56.3ヘクタールの部分換地指定による段階的施行により着工されようとしております3年7月に決定した計画の中で、市街化区域編入が当然生じていると思います。そのことによ

り宅地、農地等の区域内での評価額、標準額といいますが、は変化していると思います。ですから11年ころからの、町が公共用地を取得した段階から大きくまた変わってきているかと思うんですが、その編入前と比べて現在はどのように変わってきているのかをお尋ねいたします。

大きな質問の2点目の2つ目になりますが、この駅東第1土地区画整理事業の開発は、延長に次ぐ延長、また、この不況の中での事業着手は多くの困難が予想されます。今後、全面積が完了するまではより多くの問題解決と期間を要すると思われます。

今後も完了まで長期間にわたることが予想され、工事完了し宅地として販売されるまでの市街化としての評価による標準価が上がってくると思います。特に農地との格差が大きく発生してくると思います。その場合に、この土地の所有者に対する農地及び宅地の評価額の差額が大きく発生して、先ほどもありましたが、相続が生じた場合には大変な相続税の問題が発生して、大変地権者の方々は苦慮しております。そのようなことは、この当初の計画のように20年度までに完了しておればその問題も全部解決したのかと思うんですが、今日まだ着工にはなかなか厳しい環境の中であり、そういうことを考えますと、町の大きな事業として私は一部不備があったかというふうにも思われます。その場合に、是正すべきものは是正すべきと思いますが、固定資産の評価額とかそういうやつについての軽減なり見直しなんかも、完成まではある程度考えなくちゃならないかと思われます。

特に今回第1工区のスタートでさえもなかなか厳しい、これから第2、第3、第4、第5というふうに残り5工区の完成をさせるかと思うと、かなりの長期間にわたることが心配されるわけでございます。これは町の事業としてやる場合ですから、私はある部分では是正をしていかななくちゃならないと思われますので、町当局の考えをお尋ねするものでございませう。

通告の3点目でございますが、須賀川市との共通事業達成に向けた町長の姿勢についてお尋ねしませう。

本件は、3月5日の初日、町長の要旨説明でも触れられており、それに向かって努力するというふうな文言が入っておりますし、またお話もされておりましたので、大変力強く思ったところでございませう。

我が町はインフラの整備がほぼ順調に進んでおり、国道4号線も4車線化が、今買収が進んで着工を待つばかりでございます。また、長きにわたってお話しされておりました国道118号線松塚バイパスの深内地区の新設の件でございますが、これも先日13日にはまた説明会が持たれて地権者の方々とお話をされて、一歩大きく前進しているというふうにも伺っております。また、県道においては、成田のあの大圃場整備が順調に進み、もう少しで終わろうとしております。それに伴うところの、宿地内のあの狭い道路を、たくさんの車が道路を通りましたが、それらもすばらしいバイパスが設置されて新しくでき上がる。

また、先ほども言いましたが仁井田においては、19年9月14日に開始した鏡石パーキングエリアスマートICが恒久化ということで、今度は安心して切れることなく使えるんだなというふうな心のゆとりを持ちながら今接続道の完成に向けて進んでいる。また、町道の鏡田499号線においても、地権者のご協力をいただいて着工しているのが目に見えております。これらの鏡石町の重要路線については整備がほぼ進み、多くの町民要望が解決しつつあると思います。

その中で、この鏡田499号線が今着工して、それに延長してつながってくる高久田・一貫線の須賀川市部分でございます。しかし、この部分については未着工であります。本道は幅員12メートル、歩道付きの、町を縦断する道路としては、北は須賀川の旧国道につながり、南は499号、そして鳥見山のわきを通して、消防署のわきを通り、駅東開発の一番のメイン道路になって杉林までつながるような大変重要な道路でございます。本来、この道路は19年度中に完了して、ことしの3月末までには全線開通の予定で進められておりました。この高久田・一貫線の開通は、ちょうど国道4号線の交差する蒲之沢交差点の朝夕の大渋滞は緩和されることはもちろん、JR東北本線の東側の住民の方々の重要な生活道路の長年の夢でありました。早い開通が期待されます。

しかし、空港アクセス道の交差点につながる須賀川市部分については、工事着工はもちろん、まだ買収も進まず、工事完了の見通しが立たない状態で、関係者や町民の方々からは工事状況や開通についての質問が多く私どもにもされております。

私以上に町長はこの点では悩んでいるかと思いますが、今、隣の須賀川市においては、橋本新市長のもと新たなまちづくりが提案され、我が鏡石町との共通課題に向けた政策の中で、本高久田・一貫線の買収、着工、完成に向けて橋本市長も積極的に対応する考えであるとも伺っております。本事業の主体であります我々鏡石町の木賊町長が、須賀川市及び橋本市長とともに解決に向けて努力すべきと思われませんが、改めて町長の考えをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、今泉文克議員の質問にお答えいたします。

3番の、須賀川市との共通事業達成に向けての質問にお答えをいたします。

答弁の前に、鏡田499号線延長についてのお尋ねでございますが、路線名は高久田・一貫線と考えますので、高久田・一貫線としてお答えをいたします。

高久田・一貫線は町の東部から須賀川市を結ぶ幹線道路としての機能及び利便性の向上を図るため、地方道路交付金事業の補助事業として平成16年度から工事に着手いたしました。

鏡石町内につきましては、地権者の皆様のご理解とご協力により平成18年度までには須賀川市との接続部分を残し工事は完了いたしました。しかし、接続地域である須賀川市の一部地権者が未同意であり、この間、前市長へも工事の早期着工を要請してまいりましたが、現在進展がなく2年が経過しております。本路線が整備されることにより、鏡石町にとっても須賀川東部地区への交通の利便性が向上することから、須賀川地区の1日も早い工事着工を期待しております。

私も橋本新市長とは既に、会うたびにこの事業についての促進、推進をお願いしてきたところでございます。しかし、現在のところなかなか、相手があるということでございますので、我々が期待したような、思うような展開には至っておりません。しかしながら、この事業、須賀川市の事務サイドとしては、平成21年度は少し冷却期間を置きたいというような意向でございましたけれども、私が市長に要請しまして、結果的には平成21年度事業でも須賀川市当局は、この接続について懸命の努力をしたいというようなことで予算化をしたということでございますので、期待をしているところでございます。

今までも努力してまいりましたが、なお一層、19年度、私も個人的にはお伺いしてお話をしたいと思っているんですが、須賀川市のほうから、やはり私どもまでご足労には及ばないといえますか、市当局で解決をしたいということでございますので、粘り強く市長のほうに申し上げて、21年度中にはできるように重ねてお願いしてまいりたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

そのほかの質問については担当課長等のほうからお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 8番議員の、1番の経済対策との固定資産税減免についてのお尋ねにお答えいたします。

（1）の家屋の滅失状況についてであります。平成19年度は個人分32件、54棟、法人分は8件、16棟でありました。また、平成20年度につきましては、個人分23件、26棟、法人では10件、23棟であります。この中には昨年町に進出しました企業の新社屋建設に伴う滅失が8棟含まれております。

なお、滅失に伴います課税標準額につきましては、経年による償却というのがございますので、毎年行っておりますから、対前年度との比較というのは難しいということをお考えしたので、数字の把握をしたものは手元にはありませんのでご了承いただきたいと思います。

それで、21年度固定資産税の見通しであります。個人分につきましては、課税標準額は前年程度ということを見込みましたが、収納率につきましては内輪に見ております。また、法人分につきましては、昨年の進出企業の新築家屋分と償却資産分が見込めることから、全

体では対前年約3.2%の増額計上をしたところでございます。

(2)の遊休資産の固定資産未利用年度での減免のお尋ねでございますが、減免規定につきましては、地方税法と町税条例により、天災や貧困により生活のために公費の扶助を受けるものなど特別の事情があるものに限り減免することができると規定していますので、このたびのような不況が原因で固定資産税の納付が困難であるというような事情につきましては、順序といたしまして、まず納税相談をしてもらい、その結果により納税猶予やさらには分割納付などで対応することが適当であると考えております。

また、固定資産減免と町活性化の関連であります。税務町民課の業務は賦課と徴収が専らの業務と理解しております。したがって、町活性化につきましては、そうした業務を分掌する課において、税金の有効的な活用ということで行われることが最も適していることではないかと考えております。

次に、大きな2番の駅東第1土地区画整理事業による土地の評価額についてでございますが、(1)の区画編入による宅地、農地の評価額の推移でございますが、まず宅地につきまして申し上げますが、その際、評価方法につきましては平成11年度までは評価を倍率方式で行っておりましたが、平成12年度からは市街化区域編入に伴いまして路線価方式を採用することになりましたのでご理解をいただきたいと思っております。平成9年度からは平成11年度まで平米当たり単価9,800円でありましたが、平成12年度からは平米単価1万3,600円となりました。平成13年度も同額でありました。平成14年度からは全国的な地価下落により平米1万3,500円となり、それ以後毎年約400円ずつ下がり続けておまして、現在は平米単価1万1,500円となっております。

次に、農地であります。標準値ということでの説明となりますが、平成10年の市街化区域編入までは農地、田ということでございますけれども、平米94円30銭でございましたが、平成11年度から市街化区域の編入により資産価値が上がり、平米8,100円となりました。翌平成12年度は評価替えにより6,300円まで下げられております。その後、平成15年度の評価替えで平米単価6,100円に下がり、平成18年度においては評価替えを迎えると同時に区画整理事業の進捗状況から所要の補正を行うこととし、仮換地前までの平均歩合率38.5%と建築規制分として70%の補正が加えられ、5,600円まで引き下げられております。翌19年度は地価下落の影響により5,000円まで下落、平成20年度におきましては下落がとまらず平米単価4,500円となっております。以上が推移でございます。

次に(2)の事業遅延による土地所有者への不備の件でございますが、税務の考え方に限った答弁ということになりますが、この区域内の農地は市街化区域ということで、売買価格は調整区域の農地と比較すれば相当な価格で取引されていると聞いております。課税サイドといたしましては、本来そうした価格を参考に評価額を決めるわけではありますが、事業遅

延や建築規制による市街化区域といえども本来の権能が発揮されないことから、事業化より評価額の検討依頼がありましたので、土地区画整理法等を参考に十分考慮して評価を下げてございます。この評価額の再見直し等につきましては、事業者側からそうした席に出るようという要請があればつくこともできると思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 8番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） 高久田・一貫線につきましては相手があること、ましてや町内じゃなくて隣の須賀川市の問題ということ、問題と言っちゃあれかもしれないんですが、大変調整するのが難しいなと思いながら期待をしておりますので、どうか1日も早い解決に向けてお願いしたいというふうにも思っております。

それで、質問の1点目、2点目、2つほど大きいので、税金関係についてあれしたんですが、家屋滅失に伴う届け出が、なぜ私こうしたかということになると、非常に、最近操業休止した、あるいは縮小したというふうな企業とか、あるいは店なんかに行きますと、早い時期にもったいないほどの建物が、ユンボが入って解体されておるのを目の当たりにしております。そうすると、その一つ一つが終わった後は更地になってきれいなんです、非常に、前から言われておりますがシャッター商店街とか、あるいは空き地ばかりの駅前とかと言われてますが、それと似たような寂しさを感じます。

もしそこに建物があれば、その建物に対する、先ほどもちょっと言いましたが固定資産税というのが入る。しかし事業者としましては、残しておきますと固定資産税が当然のことながら課せられますから解体してしまうと。そうすればゼロになりますから、それはなくなるから軽くなります。しかし、皆さんも見ているかと思うんですが、この建物をもっともっと利用できないのかなということを感じていると思います。そうすれば基準の、確かに地方税とかあるいは町の条例もあるかもしれないんですが、それらをどこかで、そういうことも含めた中で時代に即応した、時限でも構わないですからそういう条例をやっぱり作成するようなことを考えて、もしかして3分の1、あるいは4分の1の税金でその建物を残しておけるのであれば、企業としては残しておきたいというふうなこともあると思います。

そうしますと、解体してゼロになるよりも、幾らかでも入れば町としてもそれはいいし、それから先ほども言いましたが、よその業者が、あるいは他の事業を展開するに当たってもその建物を再利用しながら事業展開していくということになりますと、それは非常に新しい町の活性化、新しい事業を興そうとしても、新しい土地を求め新しい建物をつくるとなると多額の設備投資を余儀なくされます。しかし、あるものを借用してやれば軽微な運営費で新しい事業が興せると思います。そう考えたときに、希望のある方にそういうことを貸与する

場にも私はなってくるだろうというふうなことで、活性化にも結びつくだらうというふうな点でございます。

あとそれから、今環境ということが問題になっております。非常に鉄くずやらあるいは解体体コンクリ片やらそれが、一般質問でもよく出ますが産廃の不法投棄とかあるいはそういうふうなものが目につく、あるいはそれが資源として非常にもったいない、あるいは環境リサイクルに対して余計な金をかけてしまっているという部分を、私は解体することによって感じるわけなんです。ですから、それは微々たるもんだといえば微々たるものかもしれませんが、しかしそのようなものをやっているところがなければ、鏡石が全国的に早く先駆けてむしろそのような解体をなくして、減免措置をとって施設を残して再利用していくというふうなことを鏡石町がやってもいいんじゃないかと。ほかでやっていないからこそ私はやっても、一つの政策としてはいいんじゃないかなというふうに思われました。

わずかかもしれないんですが、そのわずかが入ればまた町としても私はいいのではないかなというふうに思われますので、それをもう一度確認させていただきます。税法上の問題とかいろいろあるかもしれないんですが、そういうのは自分たちが生活する環境をつくったりいろんなためには、私はあえて変えられるものは変えていく努力も必要だろうというふうに感じます。

あと、2点目につきましては、最後のものですから力が入ってどうしてもものが濁くもんですから。時間もあることだし。

駅東の評価額ですね。今、課長のほうからご答弁いただきましたが、11年までの、進む段階の評価額と比べると、農地は94円と言われたんですか、平米当たり。それが一般的な農地でございますよね。それが今日4,500円ということは約50倍ですか、評価額が。そうすると当然のことながら、あそこに含まれる農地は56町歩のうち44町歩、スタートするときの農地の面積が44町歩あるんですよ。そうすると78%の面積が、あそこが農地なんです。それが94円の固定資産税で米をつくって、野菜をつくって対応していたのが、今日は4,500円ということになりますと50倍の、売却して初めてそれはその価値感が出るんであって、米の価格、皆さんもご存じのように当時2万円からしていた米価が今は1万4,000円を切る価格にまでなっております。そうすると、その農地で生産される評価と町が評価している評価額は、プラスマイナスでいきますと所有者にとってみると大変なことだと思います。

先ほどもお話がありましたが、親が亡くなられて相続したと、そして相続税を納付しなくちゃならないといったときに、それら的大変な額の相続税が来て、その対応に苦慮しているのが、全員の方がそう言っておられます。そうするとき、これからまだまだ56町歩のうちの第1工区ですか、それについてはまだわずかな10町歩くらいのところになるんですか、ちょっと今資料そちらに置きましたけれども、残りの何十%もの土地がまだまだ今後ずっと、

完成まではそれを引っ張っていくことになります。そうしますと、その地権者の方々の評価額にかかわる固定資産税の額というものは大変大きな額になってくるし、それから、相続が生じた場合にもそれらが出てくると思います。

そうした場合に、町としては高いほうがそれはいいのには決まっていると思います、税金として入りますから。でもこの地権者の方々にしてみるとこれは大変なご負担、あるいは今後それが、第5工区まで完成させる56町歩を最終完成までさせるということになりますと、長いご負担を強いることになると思います。そうしたときに我々町は、税金が上がるからいいというふうなとらえ方でそのまま進んでいいのか、あるいはある部分では工区のおくれるような場所とか農地とかについては、これはいろいろ法的な措置もあるのかとは思いますが、そういうことはもっと鏡石町としては考えていってもいいんじゃないかというように思われます。

そういうふうなことを踏まえながら、きょうあしたにこれ解決することではないんですが、一つ一つそれらについてももう一度内容を精査されて、地権者のためになるような方向もここで考えてやらないと、将来において大変な町民の方々の苦勞が生じることが私は心配されてなりません。その辺を加味しながら、町当局としましてはご検討いただけるかどうか再度お伺いをさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 再質問に答弁を申し上げます。

まず、家屋の滅失に伴う減免の件でございますが、時代に即応した減免は考えられないかというお尋ねでございますが、課税につきましては、先ほども申し上げましたが地方税法をよりどころとしてそれを尊重しながら町税条例も規定しているという中でございますので、この中では不景気等により法人等の経済活動に影響が出てきたとしても、課税免除とか減免を税制上行うというそういった救済措置について、現在残念ながら規定されてございません。そんなわけで、ご意見としては承っておきたいと思えます。

次に、駅東の農地についての評価額でございますが、土地の評価につきましては先ほど申し上げましたが、市街化区域に編入されたことにより評価額が上がったということでございますが、これはほかの市街化区域内の農地と均衡を保つためにはどうしてもそういった評価をしなければ税の公平性が保てないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、ご要望のありました件については、ご意見として承っておきたいと思えます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 8番、今泉文克君の再々質問の発言を許します。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） ただいまご答弁いただいたんですが、意見として聞いておくというふうなことではただ聞いているというふうなことで、全然検討するというお話にはなっていないんですよ。全然検討する気がないというふうにとらえざるを得ないんですよ。確かに、1番の固定資産税の減失関係については地方税法に基づいて町の条例となっておりますが、ですから、これは町の条例があるんですから、何も町でそういうふうな考えていけば、できないことなんですか、これは。地方税が変わらなければ絶対できないというふうなことになってしまうのであればこれはこの問題でないですからあきらめるしかないんですが、その辺はどうなのかお伺いしておきます。これを検討するというのであればまた我々期待してそこで質問もする必要はないんですが、ただ聞いておくだけですというふうなことでは何かちょっと、何のために伺っているのかわからなくなってきたんですが。

あとそれから、市街化区域だから、ほかの市街化区域との整合性があるから駅東の固定資産税の評価は見直しできないと。これも意見として聞いておきますというふうなことですよ。あそこは、あの地区の住民が求めて市街化区域になったんではないんですよ。駅東第1土地区画整理事業として町が20年度までに完成させて売却を置いて、25年度に清算事業をやりますというふうなことで地権者の方々に同意をもらってスタートした市街化区域なんです。それで市街化区域になったんですよ。ですから私は、かなりこの部分については町がそれに対してやっぱり、地権者に対する配慮というものが、私はある程度ここについては何らかの対応をして進めることが必要ではないかなと思ったんですが。これはできないと言われると終わるし、意見として聞いておくということではそれで終わっちゃいますが。この件につきましては要望としてお話というんですか、一緒にさせておいていただきます。

以上で質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 8番議員の再々質問にお答えいたします。

税は地方税法をよりどころにしまして、地方税法の中で解釈できる条文、いわゆるその内容は一義的、確定的な判断しかせざるを得ないというような状況でやっておりますので、そうした関係から町独自に減免等するということは非常に難しいことであるということでございます。

次に、市街化区域は住民の総意でないというような話でございますが、税務課というのは課税、徴収するというのが専らの仕事ということを先ほど申し上げましたが、そうした中で

課税というのは現況主義に基づいて課税するという、そういう精神になっておりますので、現実にあの区域が市街化区域に編入されたということになれば、やっぱり市街化区域内での農地ということで、他との均衡を失しないような課税をせざるを得ないということでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 8番、今泉文克君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 2時43分

開議 午後 3時02分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（仲沼義春君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） それでは、私のほうから追加議事日程についてご報告申し上げます。

ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、次のように決定いたしましたので報告いたします。

なお、お手元に配付の追加議事日程のほうにお目通しをいただきたいと思っております。

第8回鏡石町議会定例会追加議事日程〔第3号の追加1〕、平成21年3月16日月曜午前10時開議。

日程番号、件名の順で読み上げます。

第1、一般質問。ただいま終了いたしました。

第2、議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定について、産業厚生常任委員長報告。

第3、平成21年度鏡石町各会計予算審査について、予算審査特別委員長報告。

第4、議案第145号 県中地域水道用水供給企業団の解散について。

第5、議案第146号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分について。

第6、議案第147号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う承継団体について。

第7、陳情について、各常任委員長報告。

第8、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上のように決定しておりますので、ご承認賜りますよう報告いたします。

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げ、追加提案された議事日程を加えて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げ、追加提案された議事日程を加えて審議することに決しました。

産業厚生常任委員長報告（議案第114号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。産業厚生常任委員長、根本重郎。

議案審査報告書。本委員会は、平成21年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。

平成21年3月9日、午前10時、午前11時20分、委員全員、第1会議室。

説明者。健康福祉課より今泉課長、小貫主幹兼福祉グループ長。

付託件名。議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定について。

審査結果。議案第114号は採択すべきものと決した。

審査経過。議案第114号は担当課の説明を聞き、審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これより産業厚生常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

予算審査特別委員長報告（平成21年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、平成21年度鏡石町各会計予算について、議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算から議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算までの12議案を一括議案といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算から議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算までの12件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

12番、小貫良巳君。

〔予算審査特別委員長 小貫良巳君 登壇〕

12番（予算審査特別委員長 小貫良巳君） 報告をいたします。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。平成21年度各会計予算審査特別委員会委員長、小貫良巳。

平成21年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成21年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告をいたします。

記。

開催月日、平成21年3月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後5時。出席数、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

3月11日、開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後3時55分。出席数、委員全員。開催場所、議会会議室。

3月12日、開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後1時25分。出席数、委員12人、議長。開催場所、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、各課担当グループ長、各課担当職員。

付託件名。議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算、議案第134号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第135号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計予算、議案第136号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第137号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第138号 平成21年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第139号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第140号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第141号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第142号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第143号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第134号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第135号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第136号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第137号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第138号 平成21年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第139号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第140号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第141号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第142号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第143号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、担当課長、担当グループ長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。

議案第134号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第135号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第136号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第137号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第138号 平成21年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第139号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第140号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第141号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第142号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第143号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりです。別紙朗読は省略させていただきます。

意見はありません。

以上で報告を終わります。

議長（仲沼義春君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第133号 平成21年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（仲沼義春君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第134号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（仲沼義春君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第135号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第135号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採

決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第136号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第137号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号 平成21年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第138号 平成21年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第139号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第140号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第141号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第142号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第142号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第143号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第144号 平成21年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第145号～議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第4、議案第145号 県中地域水道用水供給企業団の解散について及び日程第5、議案第146号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分について並びに日程第6、議案第147号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う承継団体についての3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第145号議案～第147号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から議案3件の提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第145号 県中地域水道用水供給企業団の解散についてから議案第147号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う承継団体につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、1ページでございますが、議案第145号 県中地域水道用水供給企業団の解散につきましては、地方自治法第288条の規定によりまして、3月31日付をもって解散するものでございます。

県中地域水道用水供給企業団は、県中地域の2市3町2村が都市化の進展や生活様式の向上に伴い増加する水需要に対応するため、新たな水源を今出ダムに求め、各構成団体へ低廉で安全、安定した水道用水の供給を図ることを目的に平成8年3月に設立された企業団でございます。4月には企業団事務所が開設され利水事業に本格的に着手、福島県との間に1日の取水量3万トンの今出川総合開発事業、今出ダム建設工事に関する協定を締結したところでございます。平成9年3月には厚生大臣から水道用水供給事業の経営認可があり、利水量2万8,800トン、工期を平成9年度から平成23年度とする事業がスタートしたところでございます。

しかしながら、計画当初の社会情勢による水需要予測と、近年の人口減少、さらには産業構造の変化等により、水需要は大幅な修正を余儀なくされ、平成18年にはダム参画水量1万8,800トン、利水量1万8,105トンと下方修正、工期を平成30年度までに延長する見直し案について合意がなされたところでございます。翌平成19年には、事業そのものの継続についても各構成団体の実情に沿った事業見直しを行うことが必要とされ、5月の理事者会において事業継続困難との総意を見るに至ったものであります。

また、県の公共事業評価委員会におきましても事業中止はやむを得ない旨の意見があり、11月末の理事者会において利水事業中止の方針を決定し、企業団議会全員協議会にその旨を報告したところでございます。最終的には、本年2月25日に厚生労働大臣より水道用水供給事業の認可の取り消しについて正式通知がございまして、3月31日付をもって解散するに至ったものであります。

このたびの県中地域水道用水企業団の解散に当たりましては、地元石川町の水没地権者の

皆様を初め関係各位の深いご理解をいただき、さらに、本事業中止の説明に当たられた企業団理事長の石川町長を初め、事務局並びに行政関係の皆様との並々ならぬご努力があったものとご推察いたします。深い敬意を表するものでございます。

次に、2ページでございます。

議案第146号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分につきましては、3月31日をもって解散する県中地域水道用水供給企業団の財産処分の方法を地方自治法第289条の規定により定めるものでございます。

財産処分につきましては、流動資産として各構成団体から出資された現金預金であり、処分金額は総額で6,139万693円となります。内訳につきましては、平成17年度までが2,108万1,269円、平成18年度、19年度が4,030万9,424円となります。

処分の方法につきましては、それぞれの確認書記載の負担割合に基づき、平成17年度までに発生した現金預金と、平成18年度以降に発生した現金預金に区分して算出した金額を各構成団体に還付するとしたものでございます。

次に、3ページでございます。

議案第147号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う承継団体につきましては、3月31日をもって解散する県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う事務を承継する団体について、企業団規約第13条の規定に基づき、ダム建設の地元でございます石川町とするものでございます。

以上、一括上程されました3議案につきまして提案理由の説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番議員の円谷寛なんですが、先日、資料が配付になりまして、全員協議会で私質問したんだけど、非常にあいまいな答弁でございましたので、再度この資料に基づき質問をいたします。

資料は、先日の全員協議会で配られました解散に伴う財産の処分に対してこれまでの経過とかいろいろ載っている資料でございまして、3月12日臨時全員協議会資料として配付されているものでございます。この中で、先日も質問したんですけども、何か明快な答弁になっておりませんでしたので、再度質問させていただきます。

企業団解散にかかわる財産及び処分ということで12日に渡された資料の5ページでござい

ます。その中に、用益物件として橋梁添架占有権 3 件、取得金額が692万6,054円となりまして、3つの橋がありまして、1つは未来大橋橋梁添架占有権、2つ目は新千日橋橋梁添架占有権、2つは須賀川市から、もう一つは、江持橋橋梁添架占有権は福島県から取得をした権利だということで、それぞれ金額が記載されていまして、県道の江持橋にかかわる占有権が一番大きくて549万6,752円、未来大橋が131万3,550円、新千日橋が11万5,752円となっていますが、これは無償で須賀川市に処分をすると、こういう説明でございますが。

そうすると、この権利のそれぞれの、福島県とか須賀川市に水道用水供給企業団からこれだけのお金が出ているんですけども、須賀川市においては、須賀川市が受け取った金を須賀川市が無償でもらう、福島県のほうの549万6,752円というお金は、これは福島県から取得をして要するに供給企業団が持っている権利ですが、これはどうなってしまうのか。これをそのまま県に取り上げられたまになってしまいうのか。その辺をちょっとお尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問のとおり、用益物件につきましては3件ございまして、いわゆる橋梁添架の、導水管の設置の権利ということで3件でございます。未来大橋、新千日橋、江持橋の橋梁添架権でございますが、それぞれ企業団として権利を取得し、須賀川市、福島県から取得したものでございますが、素材の、いわゆる用益権利としてでございますので、そちらについては須賀川市にそのまま権利を移転するというふうなことでございますので、ご理解いただければと思います。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第145号 県中地域水道用水供給企業団の解散についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第147号 県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う承継団体についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、柳沼俊行君。

〔総務文教常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 柳沼俊行君） 委員会の審議結果を報告いたします。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。総務文教常任委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。本委員会は、平成20年12月3日付託され、継続審査としていた陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成21年3月9日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時55分、出席数、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。税務町民課角田参事兼課長、高原総括主幹兼町民グループ長。

付託件名。陳情第15号 「後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める陳情」。

審査結果。陳情第15号は継続審査すべきものと決した。

審査過程。継続審査としていた陳情について、再度担当課の説明を求め審査をした結果、改めて継続審査すべきものと決した。

意見なし。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。総務文教常任委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。本委員会は、平成21年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成21年3月9日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時55分、出席数、委員全員。開催場所、議会議室。

説明者。税務町民課角田参事兼課長、高原総括主幹兼町民グループ長。

付託件名。陳情第18号 「物価に見合う年金引き上げについて意見書の提出を求める陳情」。

審査結果。陳情第18号は採択すべきものと決した。

審査過程。担当課の説明を聞き審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。総務文教常任委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。本委員会は、平成21年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成21年3月9日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時55分、出席数、委員全員。開催場所、議会議室。

説明者。総務課木賊課長、関根主幹兼総務グループ長。

付託件名。陳情第21号 「公共工事における賃金等確保法（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情」。

審査結果。陳情第21号は採択すべきものと決した。

審査過程。担当課の説明を聞き審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。産業厚生常任委員長、根本重郎。

陳情審査報告書。本委員会は、平成21年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成21年3月9日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時20分、出席数、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。産業課より小貫課長、柳沼主幹兼振興グループ長。

付託件名。陳情第19号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についての陳情。陳情第20号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出についての陳情。

審査結果。陳情第19号は採択すべきものと決した。陳情第20号は採択すべきものと決した。

審査過程。陳情第19号は、担当課の説明を聞き審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第20号は、担当課の説明を聞き審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論、採決に入ります。

初めに、継続審査となっておりました陳情第15号 「後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める陳情」についての委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長の報告は引き続き継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第18号 「物価に見合う年金引き上げについて意見書の提出を求める陳情」についての委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第21号 「公共工事における賃金等確保法（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情」についての委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第19号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についての陳情」についての委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第20号 「雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出についての陳情」についての委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

#### 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第8、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 3時57分

開議 午後 3時58分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 追加日程の報告

議長（仲沼義春君） ただいま意見書案4件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案4件を日程に追加し、日程第9として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案4件を日程に追加し、日程第9として議題とすることに決定しました。

#### 意見書案第11号～意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第9、意見書案第11号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書（案）、意見書案第12号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）、意見書案第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）及び意見書案第14号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書（案）の4件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 平成21年3月16日。

意見書案第12号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）。

建設業の就業者数は全国で約600万人と全産業の……

〔「表紙読まなくていいの」の声あり〕

7番（柳沼俊行君） 失礼しました。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第12号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の……

〔「議長、12号先にやるんですか」の声あり〕

7番（柳沼俊行君） 失礼しました。

先ほど、順番からいって12号先に出たもんですから、そういう順番でやったんですけども。じゃ11号からやります。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

物価に見合う年金引き上げを求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第11号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書（案）。

米国発の金融不安が世界にひろがり、日本の景気悪化がいよいよ深刻になっています。

「派遣・期間工切り」など雇用の問題が大きな社会不安を引き起こしております。

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（柳沼俊行君） ただいま朗読省略の声がありましたので、省略いたします。  
記。

1、物価上昇に見合う年金の引き上げを09年4月から実施すること。

2、その際、緊急生活支援金として、年金月額8万円に満たない無年金者・低年金者に8万円に達する額を上乗せして支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月16日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、麻生太郎様、財務大臣、与謝野馨様、厚生労働大臣、舛添要一様。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第12号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）。

建設業の就業者数は全国で約600万人と全産業の就業者数の約10%を占めており、我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（柳沼俊行君） 朗読省略という声がございましたので。  
記。

1、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公共工事における賃金

等確保法」(仮称)、いわゆる「公契約法」の制定を検討すること。

2、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月16日、鏡石町議会。

以上であります。よろしく申し上げます。

〔「提出先は」の声あり〕

7番(柳沼俊行君) 衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、江田五月様、内閣総理大臣、麻生太郎様、総務大臣、鳩山邦夫様、厚生労働大臣、舛添要一様、農林水産大臣、石破茂様、国土交通大臣、金子一義様。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長(仲沼義春君) 次に、5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番(根本重郎君) 平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。

〔「朗読省略」の声あり〕

5番(根本重郎君) 今、朗読省略の声がありましたので、次の事項について強く要望する。

(1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

(2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日の時期を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月16日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、麻生太郎様、厚生労働大臣、舛添要一様、福島県労働局長、永山寛幸様。

平成21年3月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書(案)。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第14号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書(案)。

我が国の雇用・就業形態は、国際競争力維持のために……

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（根本重郎君） 朗読省略の声がありましたので、省略させていただきます。

次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、労働者派遣法改正案を早期成立させ、派遣労働者の保護を図ること。
- 2、非正規雇用労働者に対する雇用保険の加入条件の緩和や給付日数の延長を行うこと。
- 3、実効ある景気回復策と併せて雇用の安定・創出策を速やかに講ずること。
- 4、企業には雇用を守る社会的責任があることから、便乗的な人員整理などが行われないうよう強く指導・監督すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月16日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、麻生太郎様、厚生労働大臣、舛添要一様、衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、江田五月様。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

初めに、意見書案第11号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第14号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

#### 町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る5日から本日までの12日間にわたり開催され、平成21年度各会計予算等の重要案件を初め、県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う追加議案3件を含む35議案について、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜りました。ここに厚くお礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成21年度各会計予算等により、本町の第4次総合計画の基本理念である「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の創造に向けて全力で取り組んでまいり所存であります。また、会期中にお寄せいただきましたご高見につきましては十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も半ば過ぎとなり日増しに暖かくなり、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりごあいさついたします。

ありがとうございました。

#### 閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて第8回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時14分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成21年 3月16日

議 長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 根 本 重 郎

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 柳 沼 俊 行

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	4
報告第 25号 専決処分した事件の承認について.....	4
議案第114号 鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定について.....	6
議案第115号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定について.....	9
議案第116号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について.....	10
議案第117号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て.....	12
議案第118号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について.....	13
議案第119号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	15
議案第120号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条 例の制定について.....	16
議案第121号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	17
議案第122号 町道路線の廃止について.....	19
議案第123号 町道路線の認定について.....	20
議案第124号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第4号).....	22
議案第125号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号).....	27
議案第126号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号).....	30
議案第127号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号).....	32
議案第128号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算(第1号).....	34
議案第129号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号).....	36
議案第130号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号).....	38
議案第131号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号).....	41
議案第132号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号).....	43

議案第 1 3 3 号	平成 2 1 年度鏡石町一般会計予算.....	4 5
議案第 1 3 4 号	平成 2 1 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算.....	5 1
議案第 1 3 5 号	平成 2 1 年度鏡石町老人保健特別会計予算.....	5 5
議案第 1 3 6 号	平成 2 1 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算.....	5 7
議案第 1 3 7 号	平成 2 1 年度鏡石町介護保険特別会計予算.....	5 9
議案第 1 3 8 号	平成 2 1 年度鏡石町土地取得事業特別会計予算.....	6 2
議案第 1 3 9 号	平成 2 1 年度鏡石町工業団地事業特別会計予算.....	6 4
議案第 1 4 0 号	平成 2 1 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計予算.....	6 7
議案第 1 4 1 号	平成 2 1 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算.....	7 0
議案第 1 4 2 号	平成 2 1 年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算.....	7 2
議案第 1 4 3 号	平成 2 1 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算.....	7 6
議案第 1 4 4 号	平成 2 1 年度鏡石町上水道事業会計予算.....	7 9
議案第 1 4 5 号	県中地域水道用水供給企業団の解散について.....	8 3
議案第 1 4 6 号	県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分について.....	8 4
議案第 1 4 7 号	県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う承継団体について.....	8 5
発議第 2 号	鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について.....	8 6
請願・陳情文書付託表.....		8 8

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第25号	専決処分した事件の承認について	21.3.6	承認
議案 第114号	鏡石町介護保険臨時特例基金条例の制定について	21.3.16	可決
議案 第115号	鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	21.3.6	可決
議案 第116号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.3.6	可決
議案 第117号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.3.6	可決
議案 第118号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.3.6	可決
議案 第119号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.3.6	可決
議案 第120号	鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.3.6	可決
議案 第121号	鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	21.3.6	可決
議案 第122号	町道路線の廃止について	21.3.6	可決
議案 第123号	町道路線の認定について	21.3.6	可決
議案 第124号	平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)	21.3.6	可決
議案 第125号	平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	21.3.6	可決
議案 第126号	平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	21.3.6	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案第127号	平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)	21.3.6	可決
議案第128号	平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)	21.3.6	可決
議案第129号	平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)	21.3.6	可決
議案第130号	平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	21.3.6	可決
議案第131号	平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	21.3.6	可決
議案第132号	平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)	21.3.6	可決
議案第133号	平成21年度鏡石町一般会計予算	21.3.16	可決
議案第134号	平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計予算	21.3.16	可決
議案第135号	平成21年度鏡石町老人保健特別会計予算	21.3.16	可決
議案第136号	平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算	21.3.16	可決
議案第137号	平成21年度鏡石町介護保険特別会計予算	21.3.16	可決
議案第138号	平成21年度鏡石町土地取得事業特別会計予算	21.3.16	可決
議案第139号	平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計予算	21.3.16	可決
議案第140号	平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算	21.3.16	可決
議案第141号	平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算	21.3.16	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第142号	平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算	21.3.16	可決
議案 第143号	平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算	21.3.16	可決
議案 第144号	平成21年度鏡石町上水道事業会計予算	21.3.16	可決
議案 第145号	県中地域水道用水供給企業団の解散について	21.3.16	可決
議案 第146号	県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分について	21.3.16	可決
議案 第147号	県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う継承団体について	21.3.16	可決
発議 第2号	鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	21.3.6	可決
意見書案 第11号	物価に見合う年金引き上げを求める意見書(案)	21.3.16	可決
意見書案 第12号	福島県最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書(案)	21.3.16	可決
意見書案 第13号	雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書(案)	21.3.16	可決
意見書案 第14号	「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(案)	21.3.16	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第18号	物価に見合う年金引き上げについて意見書の提出を求める陳情		全日本年金者組合岩瀬支部 支部長 阿部 博	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第19号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についての陳情		日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合会 議長 牧野 桂男	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第20号	雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出についての陳情		日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合会 議長 牧野 桂男	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第21号	「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情		全建総連須賀川建設組合 代表者 組合長 高橋 正男	総務文教 常任委員会	採 択